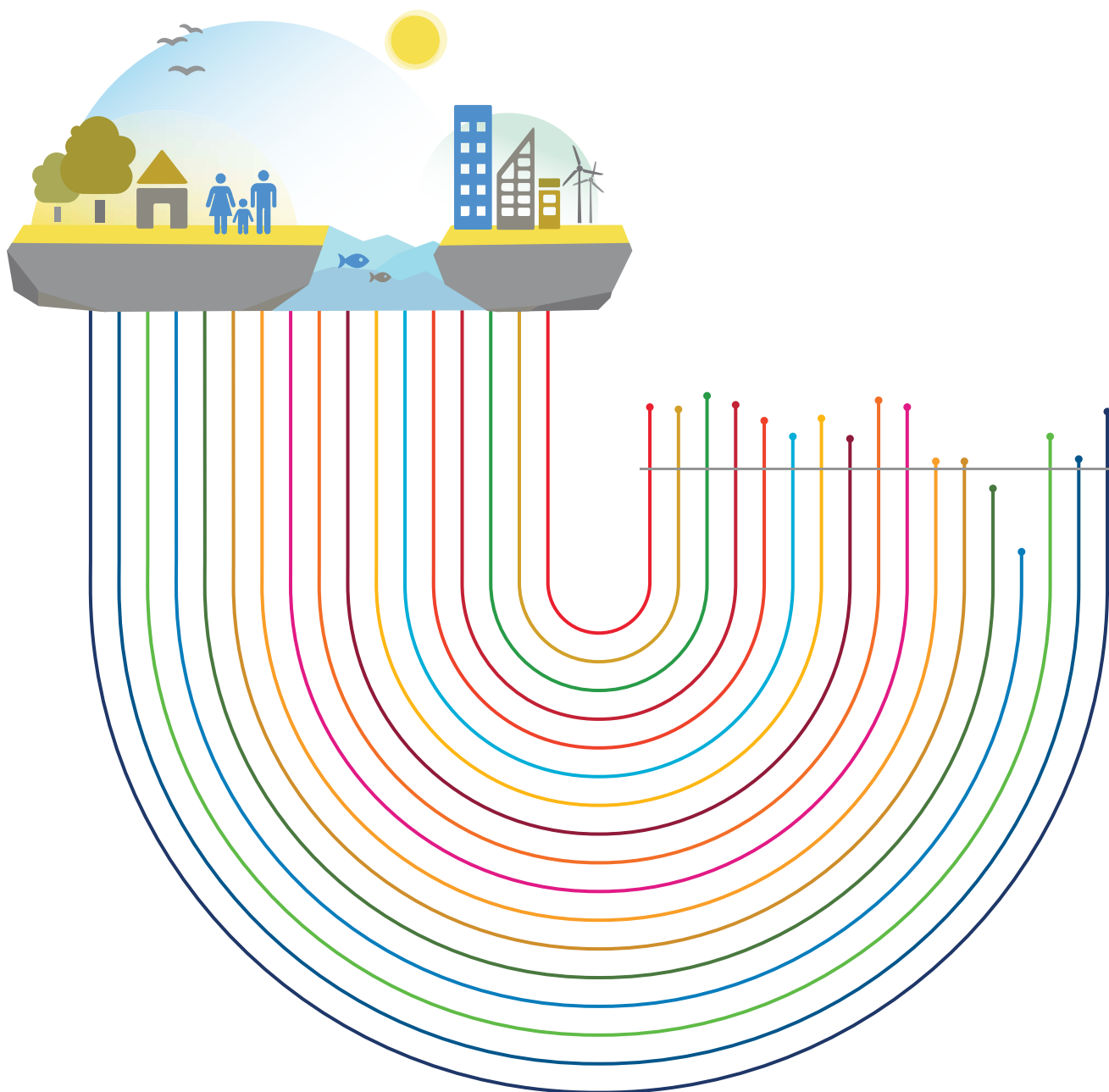
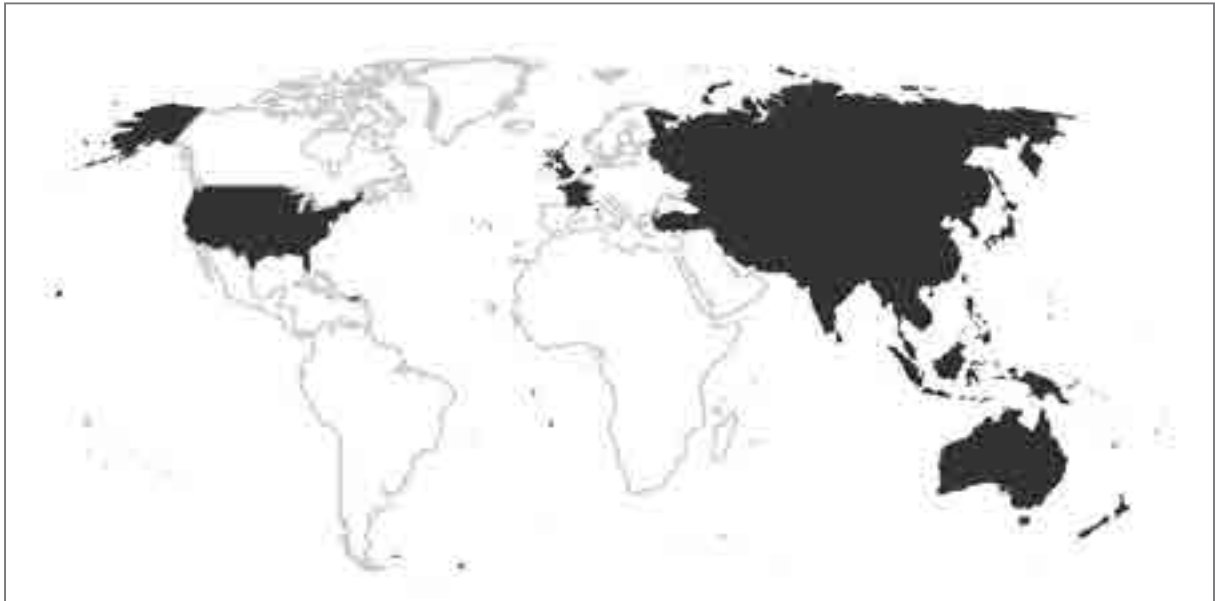


# アジア太平洋 SDG進捗報告書 2021





地図の網掛け部分はESCAP加盟国及び準加盟メンバーを示す。\*

アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）は包摂的かつ持続可能な開発の達成に向けたアジア太平洋諸国の協力を推進する国連の地域ハブである。53の加盟国と9の準加盟メンバーを擁する地域最大の政府間プラットフォームであるESCAPは、地域の経済的、社会的、環境的動向を洞察する分析などの成果物を各国に提供するシンクタンクとして位置付けられている。ESCAPの戦略的焦点は、連携と資金協力、市場統合を進める地域協力を強化・深化させることで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を達成することにある。ESCAPの研究及び分析は、政府に対する政策諮問、能力開発、技術的支援と共に、各国への持続可能で包摂的な開発目標への支援を目指している。

---

\* 本文書で使用されている名称及び本地図に提示された資料は、如何なる国、地域、都市或いは区域、またはその権力の法的地位に関する、或いは国境や境界の画定に関する国連事務局としての意見の表明を決して意味するものではない。

# アジア太平洋 SDG進捗報告書 2021

---

本報告書は、教育または非営利目的に限り、出典を明記した場合に著作権者からの特別許可なしに全体または一部を使用することができる。本報告書を出典として使用した出版物のコピーをESCAP出版部に送付することが望ましい。

事前許可なしに、本報告書を再販目的またはその他商業目的で使用することはできない。使用の場合には、使用目的及び範囲について国連（ニューヨーク）のSecretary of the Publication Board宛に書面を提出しなければならない。

**United Nations Publication**  
**Sale no.: E.21.II.F.4**  
**Copyright © 2021 United Nations**  
**All rights reserved**  
**ISBN: 978-92-1-120822-1**  
**eISBN: 978-92-1-604033-8**  
**ST/ESCAP/2935**

本版は、アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）「Asia and the Pacific SDG Progress Report 2021」の公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）による仮訳である。（訳者：伊藤伸彰、森秀行、眞鍋由実、中村恵里子、北村恵以子）

本版は非公式な仮訳であり、ESCAPは一切の責任を負わない。IGESは、翻訳の正確性について万全を期しているが、翻訳により不利益等を被る事態が生じた場合には一切の責任を負わないものとする。仮訳版と原典の英語版との間に矛盾がある場合には、英語版の記述・記載が優先する。

# 序文

COVID-19パンデミック（コロナ禍）の影響が開発の経済的・社会的・環境的側面全体を通じてすでに現れる中、この「アジア太平洋持続可能な開発目標（SDG）進捗報告書2021」は出版された。

本年の報告書は、パンデミック以前のデータを基にSDGに向けた地域の進捗状況を報告している。各国のデータソースにパンデミックの影響を確認することは時期尚早であるが、本報告書は、大きな変化の時にあっても現状を評価する上での貴重なベンチマークとなる。今回の調査により、パンデミック以前からでさえ、アジア太平洋地域は2030年までにいずれのSDGについても達成できる軌道には乗っていないことが明らかになった。

危機にある時、大きな力を発揮するのは協力とパートナーシップである。アジア太平洋地域では、国連のパートナー機関がパンデミックへの対応とその潜在的な影響、特に最も脆弱な人々への影響について評価を行っている。本報告書には、7つの国連機関がパンデミックの影響を受ける可能性のある広範な人口グループに関する詳細な情報を提供するなど専門的知見を寄せている。各国がパンデミックへの対応や復興において誰一人取り残さないようにするためには、今後の課題に対するこれら機関の洞察が不可欠である。

2020年における課題の中には、2030年に向けた野心的取り組みに深く関わるものもある。例えば、強制的なロックダウンやソーシャルディスタンス（社会的距離）を確保する措置は、データ収集に影響を与え、特に脆弱層からのデータ収集は困難を極めている。より良い復興のためには、各国がSDG目標とターゲットのモニタリング枠組みに対するコミットメントを新たにすることが必要である。そうすることで、復興により「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で約束した世界的な変革を加速させることができる。

ESCAPでは、SDGに対する国レベルのフォローアップとレビューにおいて各国を支援するという公約に基づき、本報告書にある進捗評価の再現を行うツールとして「ナショナルSDGトラッカー」を開発した。このツールを活用するこ



とで、各国政府は、2030アジェンダの野心的取り組みに向けた進捗状況を分かり易いダッシュボードとスナップショットで示し、各国のターゲットとデータソースを基に目標のモニタリング枠組みを進めることができる。

本報告書と「ナショナルSDGトラッカー」が、アジア太平洋各国の政策決定プロセスに有意義な貢献をもたらすことができれば幸いである。

A handwritten signature in blue ink, likely belonging to Almita S. Aris-Javan.

国連事務次長／国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）  
事務局長

**アルミダ・S・アリスジャバナ**

## 謝辞

本報告書は、アルミダ・S・アリスジャバナ氏（国連事務次長／ESCAP事務局長）の全体的なリーダーシップ及びガイダンスによりESCAP統計部により作成された。また、本報告書の作成にあたっては、カーベール・ザーヘディ氏（ESCAP持続可能な開発担当事務局長）から貴重なガイダンス等を頂いた。

下記の国連パートナー機関に感謝する。



## 制作チーム

### 全体監督・最終レビュー

Gemma Van Halderen

### コーディネーター

Arman Bidarbakht Nia

### 執筆者のコアチーム

Arman Bidarbakht Nia, Eric Hermouet, Dayyan Shayani, Mary Ann Perkins, Wai Kit Si-Tou, Sangmin Nam, Chris Ryan, Minju Kim, Nagesh Kumar, Rajan Sudesh Ratna, Swayamsiddha Panda, Patricia Wong Bi Yi, Rony Soerakoesoemah (ESCAP); Tite Habiyakare and Christian Viegelahn (ILO); Alessandro Telo, Shadi Mhethawi, Martina Pomeroy (UNHCR); Asako Saegusa and Jayachandran Vasudevan (UNICEF); Bishwa Tiwari (UNDP); Roshan Bajracharya (UNESCO); Jinhua Zhang and Ana Vukoje (UNEP); Annette Robertson, Davide DeBeni, Upala Devi, Christophe Lefranc, Rintaro Mori, Oyuntsetseg Chuluundorj, Henrica Jansen (UNFPA).

### 分析・データ管理

コーディネーター: Eric Hermouet and Dayyan Shayani  
Krisana Boonpriroje, Marisa Limawongpranee, Ngoc Thanh Huyen Tran and Panpaka Supakalin

### レイアウト・グラフィックデザイン・コミュニケーション

Ipsita Sarkar, Anisa Hussein

### 編集

Mary Ann Perkins

### 事務支援

Krisana Boonpriroje, Rattana Duangpruen

### 写真クレジット

Executive Summary: iStock 1128866185;  
Part I: UN Photo 572-465, iStock 635917762, iStock 1138934703, iStock 820447772;  
Part II - iStock 1070890430, iStock 1088841938, iStock 520138079;  
Part III: iStock 1213627177, iStock 1027435026, iStock 910384920, iStock 808067588, iStock 913000664, iStock 471449198;  
Annexes: iStock 1007785734, iStock 948447866, iStock 466125188, iStock 599977064, iStock 458109983



# 目次

序文	iv
謝辞	v
略語表	viii
読者のためのガイド	x
この報告書を読むのは誰か？	x
本報告書の結果をどのように解釈すべきか？	x
データはどこから来たのか？	x
エグゼクティブサマリー	xi
<b>PART I - 地域の進捗</b>	<b>1</b>
1.1 アジア太平洋地域における持続可能な開発目標の状況	3
1.2 2030年への道：アジア太平洋地域はそのターゲットに到達するのであろうか？	6
1.3 目標別の進捗状況	9
アジア太平洋地域でのデータ利用可能性	13
<b>PART II - 準地域の洞察：現在の状況と将来的な優先事項</b>	<b>15</b>
北東アジア	17
中央アジア	18
東南アジア	18
南西アジア	19
太平洋地域	20
ナショナルSDGトラッカー：各国のためのステップ・バイ・ステップガイド	23
<b>PART III - COVID-19がアジア太平洋地域におけるSDG実施に与える影響</b>	<b>27</b>
3.1 健康	30
3.1.1 性と生殖に関する保健	30

3.1.2 妊産婦の健康	32
3.1.3 子どもの健康	32
3.2 社会保護及び基本的サービス	33
3.2.1 貧困	33
3.2.2 教育	35
3.3 雇用、中小企業及び非公式部門の労働者	38
3.3.1 労働時間の短縮	39
3.3.2 労働所得の減少	39
3.4 財政及び金融刺激策	40
3.4.1 経済成長	40
3.4.2 COVID-19に対する財政的対応	42
3.5 社会的結束及びコミュニティの強靱性(レジリエンス)	42
3.5.1 高齢者	42
3.5.2 児童婚	42
3.5.3 庇護希望者	43
3.6 環境	43
3.6.1 温室効果ガスの排出量	44
3.6.2 大気質	44
3.6.3 廃棄物処理	44
3.6.4 持続可能な復興対策	44
3.7 統計運用	47
3.7.1 各国の統計システムへの影響	47
3.7.2 特別調査:女性に対する暴力	47
3.7.3 人口動態調査	48
<b>ANNEXES</b>	<b>49</b>
Annex 1- 準地域のグラフ	50
Annex 2- テクニカルノート	70
指標の選択	70
進捗をたどる方法	70
現在状況指数	70
予測進捗指数	71
集成	71
細分化された統計	71
外挿法	72
地域ターゲット値の設定	72
証拠強度-目標レベルでの指標の充足性	73
Annex 3- 進捗評価に使用されている指標一覧	74
Annex 4- アジア太平洋地域及び準地域の国	83
Annex 5- Part IIIのUNFPA及びUNICEF分析に関する注釈	84

## 略語表

ATMs	現金自動預払機
CO <sub>2</sub>	二酸化炭素（排出）
COVID-19	新型コロナウイルス感染症
CSO	市民社会組織
DAC	開発援助委員会（OECDの下）
DPT3	三種混合（ジフテリア、破傷風、百日咳）
DRR	防災・減災
ENEA	北東アジア
ESCAP	（国連）アジア太平洋経済社会委員会
FAO	国連食糧農業機関
FDI	海外直接投資
GDP	国内総生産
GHG	温室効果ガス
GNI	国民総所得
HIV	ヒト免疫不全ウイルス
ICT	情報通信技術
ILO	国際労働機関
IRENA	国際再生可能エネルギー機関
LDCs	後発開発途上国
LiST	Lives Saved Tool
M3	立方メートル
MCV2	麻疹含有ワクチン（2回目）
MPI	多次元貧困指数
NCA	中央アジア
NCD	非感染性疾患
NEET	ニート
NSO	国家統計局
NTD	顧みられない熱帯病
ODA	政府開発援助
OECD	経済協力開発機構
OPHI	オックスフォード貧困・人間開発イニシアチブ



---

PCV3	肺炎球菌結合型3回目のワクチン接種
PGRFA	食料農業植物遺伝資源
PM10	粒子状物質（大気中に浮遊する粒子のうち、粒子の大きさが10 $\mu$ m以下のもの）
PM2.5	粒子状物質（大気中に浮遊する粒子のうち、粒子の大きさが2.5 $\mu$ m以下のもの）
PPP	購買力平価
R&D	研究開発
SCP	持続可能な消費と生産
SD	持続可能な開発
SDGs	持続可能な開発目標
SEA	東南アジア
SEEA	環境・経済統合勘定体系
SIDS	小島嶼開発途上国
SMEs	中小企業
SSWA	南西アジア
TEU	20フィートコンテナ換算
TVET	技術教育及び訓練並びに職業教育及び訓練
UIS	ユネスコ統計研究所
UNCLOS	国連海洋法条約
UNCTAD	国連貿易開発会議
UNDP	国連開発計画
UNEP	国連環境計画
UNESCO	国連教育科学文化機関
UNFCCC	国連気候変動枠組条約
UNFPA	国連人口基金
UNHCR	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	国連児童基金
UNSD	国連統計局
USD	米ドル
WB	世界銀行
WFP	世界食糧計画
WHO	世界保健機関
WTO	世界貿易機関

# 読者のためのガイド

## この報告書を読むのは誰か？

この報告書は、3種類の読者を想定して準備された：

- 第1の読者は、持続可能な開発のための2030アジェンダの実施に関する地域のハイレベル政策対話に関する**ステークホルダー**（利害関係者）である。まず政府関係者、そして政府間グループ、市民社会、非政府組織、メディア、学識経験者及び企業の代表者が含まれる。
- 第2の読者は、アジア太平洋地域において更なる分析が必要な優先課題の洗い出しを行う、**地域アナリスト**である。
- 第3の読者は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた進捗状況を測定するための方法論を開発する、**各国の専門家**である。

## 本報告書の結果をどのように解釈すべきか？

読者は以下の点に留意して、本報告書の知見を活用するよう奨励される：\*\*

- 本報告書の分析では、すべての国が等しく取り扱われる。SDGターゲットに向けた地域と準地域の進捗状況については、構成国の人口、経済、土地面積による重みづけを行わない形で考察されている。国の規模による影響を避けるために、地域と準地域のそれぞれのターゲットに対する進捗状況の評価において、中央値を採用している。

本報告書の結果は、**これまでの報告書と比較することはできない**。毎年新しいデータが利用可能になり、改定されたSDG指標に関するデータ及び更新された過去のデータが、分析に使用されているからである。

- 本報告書では2つの異なる測定方法が使用されている：現在状況指数及び予想進捗指数である。現在状況指数は、目標レベルでのこれまでの世界的レベルにお

ける進捗状況のスナップショットと、そしてアジア太平洋地域がSDGsの各項目でどのような立ち位置にあるかの分析を提示したものである。一方、予想進捗指数は、ターゲット及び指標レベルでの進捗ギャップのダッシュボードを提示し、そしてこれまでの進捗ペースから判断して、アジア太平洋地域が、個々のSDGsターゲットに到達する可能性がどの程度あるかを考察したものである。それゆえ、**スナップショットとダッシュボードの結果は測定方法が異なるため、比較することはできない**。

- 進捗スナップショットでは、**2000年以降これまでの進捗**を計測した。2000年を選択したのは、ミレニアム開発目標の期間中から今日までの間に、この地域がどのように進捗したかを評価するためである。エビデンスは、ミレニアム開発目標には含まれていなかったものも含めたすべてのSDGsに対して、進行中の開発動向が貢献していることを示している。加えて2015年を基準年とする代替案では、有意な進捗を観察するのに十分な期間を確保することができなかったであろう。

## データはどこから来たのか？

- アジア太平洋地域の国々のデータは、国連経済社会局（DESA）統計局が管理するグローバルSDG指標データベースから抽出したものである。この地域の半数以上の国で少なくとも2つのデータポイントが利用可能なSDG指標のみが、計算に含まれている。SDG指標が入手できなかった13のSDGターゲットについては、これらのターゲット到達に向けた進捗状況を評価するために、グローバルなSDGデータ保管機関から入手可能な追加指標のデータを使用した（Annex 3参照）。
- 様々な人口グループを説明するために、27の指標について細分化された統計が分析に組み込まれた。この分析は、2030アジェンダの誰一人取り残さないとの野心を進捗評価に組み入れるための出発点として実施された。

\*\* 詳細についてはAnnex 2を参照

## エグゼクティブサマリー

2020年、持続可能な開発目標(SDGs)を達成するための行動の10年の夜明けに、アジア太平洋地域は、どのように進んでいたのか?そして、COVID-19(新型コロナウイルス感染症)のパンデミックは、アジア太平洋地域の持続可能な開発のための2030アジェンダに向けた進捗にどのような影響を与えているのか?

「アジア太平洋持続可能な開発目標進捗報告書2021」は、アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)の一連の主要報告書の第5版である。本報告書は、アジア太平洋地域及びその5つの準地域における17のSDGsに向けた現在の進捗と169のターゲットに向けた予想される進捗へのエビデンスを提示する(Part I及びII)。国連開発システムからのエビデンスをもとに、本報告書ではCOVID-19パンデミックがSDGsに向けた地域の進捗にどのように影響するかについても評価している(Part III)。また、本報告書は、2030アジェンダのフォローアップ及びレビューで各国を支援するという国連の公約に沿ってESCAPが新たに開発した「ナショナルSDGトラッカー(訳注:各国毎のSDG進捗状況を把握するためのコンピュータープログラム)」ツールを用いて進捗評価を再現しようとしている国向けに、ステップ・バイ・ステップのガイドを初めて提供している。

### アジア太平洋地域におけるSDGs進捗の最重要点

- アジア太平洋地域は、2030年までに17のSDGsのいずれも達成する軌道には乗っていない。現時点までのアジア太平洋地域の取り組みでは、本地域は、SDGターゲットの10%未満にしか到達できないかもしれない。したがって、本地域及び国家レベルでのパンデミックへの対応が、2030アジェンダに向けた進展を加速させることを確実にするため一層の緊急性がある。
- 幾つかの分野では、目標を達成するための土台は存在する。最も有望な目標は、「すべての人に健康と福祉を」(目標3)、そして「産業と技術革新の基盤を作ろう」(目標9)である。これらの目標は、本地域で最大の進捗を達成した。また、本地域は、2030年までに成功を収めるには遅すぎるとはいえ、「貧困をなくそう」(目標1)、「飢餓をゼロに」(目標2)、「質の高い教育をみんなに」(目標4)、「人や国の不平等をなくそう」(目標10)、そして「パートナーシップで目標を達成しよう」(目標17)についてもある程度の進捗を遂げている。

- 同時に、本地域は、「気候変動に具体的な対策を」(目標13)及び「海の豊かさを守ろう」(目標14)という重要な目標に対しては後退している。しかし、全体として見れば、目標の半分については、進捗が非常に遅いか停滞している。
- アジア太平洋地域の5つの準地域も、17のSDGsを達成するための軌道には乗っていない。しかしながら、一部の準地域は、少なくとも幾つかの目標を達成するのに適したポジションにいる。例えば、北東アジアは、「貧困をなくそう」(目標1)、「安全な水とトイレを世界中に」(目標6)に向けては順調に進んでおり、一方東南アジアは、「産業と技術革新の基盤を作ろう」(目標9)を促進するための軌道に乗っている。だが、いずれの準地域も環境関連の目標については順調に進んでおらず、4つの準地域は、「気候変動に具体的な対策を」(目標13)及び「海の豊かさを守ろう」(目標14)では後退している。
- アジア太平洋準地域の力強い経済成長は、天然資源の集約的な使用に依存しており、その結果、「つくる責任つかう責任」(目標12)の達成に悪影響を及ぼす大量のマテリアルフットプリントを発生させている。南西アジアを除くすべての準地域は、マテリアルフットプリントのターゲットに対して後退している。同様に、太平洋準地域を除いて、すべての準地域において温室効果ガス排出量削減ターゲットに対して後退がみられ、そしてほとんどの準地域では進捗が遅いか、環境関連の目標で後退している。
- 各国が、SDGモニタリングを優先化するにつれて、より多くのデータが利用可能になりつつある。現在、すべてのSDG指標のほぼ半分については、アジア太平洋地域の目標に向けた進捗状況を把握するために十分なデータがある。
- **社会保護及び基本的サービス:** アジア太平洋地域には、多次元貧困の人々が、6億4,000万人住んでいる。パンデミックは、更に6億3,600万人の脆弱な人々を多次元貧困に追いやることにより、この数字を2倍にする可能性がある。また、2020年末までに、金銭的貧困が、本地域の7,100万人以上の子どもたちに打撃を与えるであろう。アジア太平洋地域の少なくとも8億5,000万人の生徒が悪影響を受け、そして2020年9月までに学年度のほぼ半分を失った。
- **雇用、中小企業及び非公式部門の労働者:** 2020年に本地域の失業者数は、1,500万人増加した。2019年と比較すると、本地域の労働者は、2020年に労働所得の7.1%を失い、これは1兆ドルを超えている。2020年4月、ロックダウン措置は、アジア太平洋地域の約8億2,900万人の非公式労働者に打撃を与えた。
- **財政及び金融刺激策:** データを有するアジア太平洋諸国のほぼ半数が、2020年に予測された-4.4%の世界経済成長よりも悪いマイナスの経済成長を経験した。しかし、2020年3月から9月の間に、アジア太平洋地域の途上国は、家庭や企業向けのCOVID-19の健康対策及び救済措置のために、推計1.8兆ドル、つまり国内総生産(GDP)の6.7%の政策を発表した。この額は、世界の開発途上経済が、平均的に費やしている割合の概ね半分程度である。
- **社会的結束及びコミュニティの強靱性(レジリエンス):** 2020年6月から8月の間に、高齢者へのメンタルヘルスケアの少なくとも70%が中断された。2020年3月中旬から5月末までの期間に、アジア太平洋地域では、庇護を求める人々への例外措置を設けず、国境を閉鎖する国が増加した(データを有する国では63%に到達)。
- **環境:** 本地域の13カ国が策定した復興措置のうち、11カ国は、環境の側面をほんのわずかしきか或いはほとんど考慮していなかった。このことは、より良く復興する機会を逃したことを示している。アジア太平洋地域の大都市では、パンデミック以前よりも1日当たり154~280トン多くの医療廃棄物を発生させた。
- **統計運用:** アジア太平洋地域の一部の国家統計局(NSOs)は、2020年5月と比較して7月に対面でのデータ収集を開始または再開したが、ほとんどの統計局は、2020年7月まで対面でのデータ収集を再開していなかった。

### 持続可能な開発のための2030アジェンダ達成におけるCOVID-19の潜在的な影響

- **健康:** 妊産婦死亡率は、すでに妊産婦死亡の負担が重いアジア太平洋地域の14カ国で、2020年の予測基準(ベースライン)である出生10万人当たり184人から、出生10万人当たり最善及び最悪のシナリオで、それぞれ214人または263人に上昇する可能性がある。本地域の5歳未満児の死亡数は、最悪のシナリオで6カ月間に50万人以上増加する可能性がある。



“

本地域及び国家レベルでのパンデミックへの対応が、2030アジェンダに向けた進捗を加速させることを確実にする必要がある。

”





Part Iは、各目標の進捗状況の概観及び要約、そして各測定可能なターゲットに対する予想される進捗指標を提示する。本報告書のPartIは、SDGsの達成をモニターするためのデータの利用可能性もレビューする。



PART I

# 地域の進捗

---







2019年9月は、2030年までに持続可能な開発目標（SDGs）を達成するための行動の10年の始まりであったが、アジア太平洋地域は、17の目標のいずれも達成するための軌道には乗っていない。このSDG進捗のスナップショットは、世界がグローバルなパンデミックに苦しんでおり、そして各国が、多数のグローバル、地域的及び国家的問題に対応する際の優先順位を再評価している際に出されている。このような背景から、アジア太平洋地域及び国家レベルでのパンデミックへの対応が、持続可能な開発のための2030アジェンダ及び世界を変革するというその野心に向け、進捗を加速することを確実にする緊急の必要性を際立たせている。

## 1.1

### アジア太平洋地域における持続可能な開発目標の状況

アジア太平洋地域は、2030アジェンダの2020年の中間目標値を下回っている。本地域は、2030年の野心を達成するために、進捗を加速し、かつ幾つかの目標及びターゲットに対する後退傾向を緊急に逆転させなければならない（図1.1）。SDG達成の加速化を立て直すために活用可能で、肯定的な結果を生み出し続ける進捗のポケットはある。

「すべての人に健康と福祉を」（目標3）及び「産業と技術革新の基盤を作ろう」（目標9）に向けて、より大きな進捗が遂げられた。

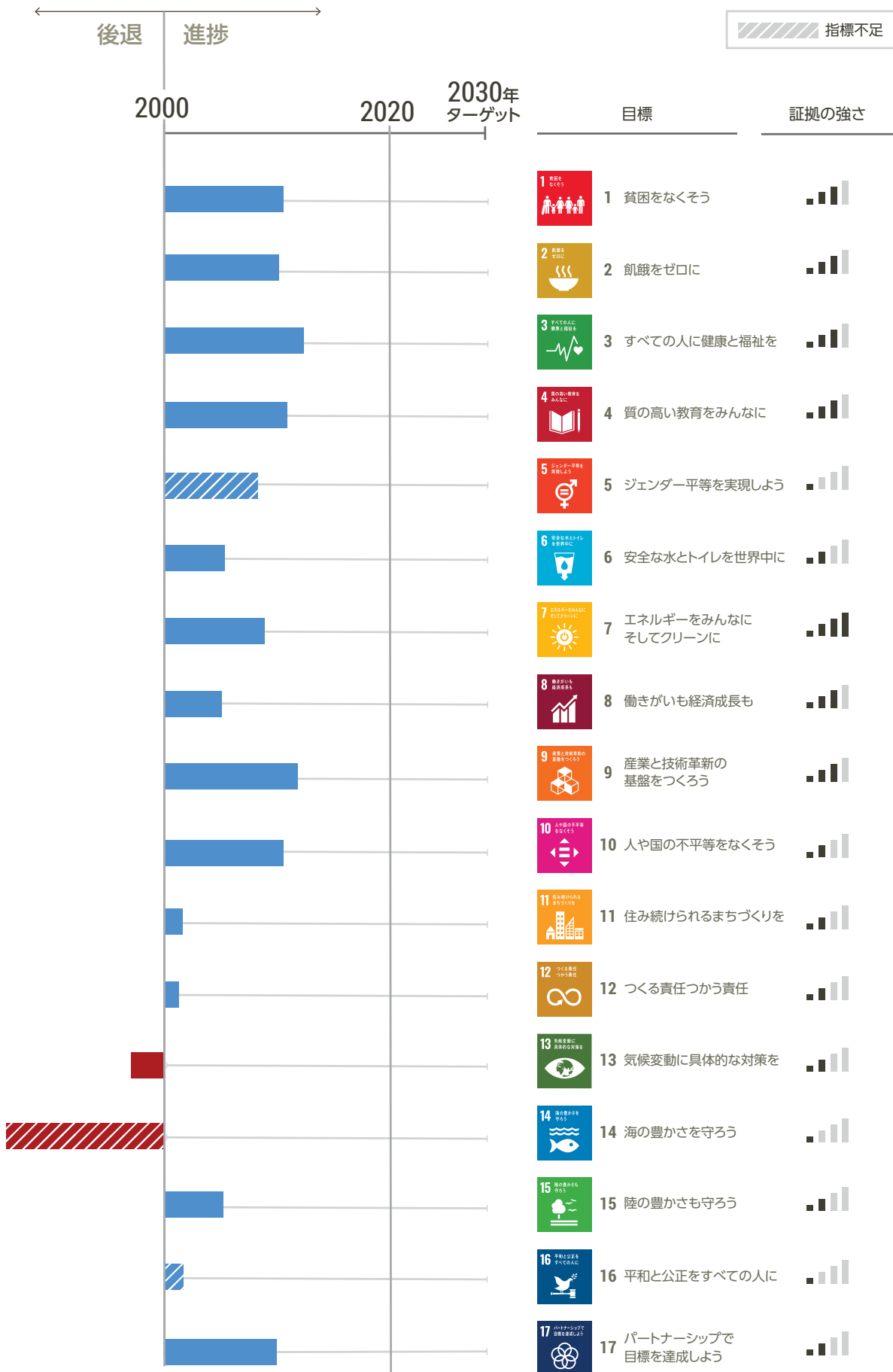
アジア太平洋地域は、主に母子の健康、予防接種の適用範囲及びマラリア予防を改善することにより、「すべての人に健康と福祉を」（目標3）に向けて大きな進捗を達成した。また、本地域は、「産業と技術革新の基盤を作ろう」（目標9）において比較的良好的な進捗を遂げた。この成功は、2つのSDG指標；モバイルネットワークへのアクセスを提供、そして製造付加価値単位当たりの二酸化炭素排出量削減に負うところがある。しかしながら、2030年に向けて軌道に乗るためには、双方の目標で進捗のペースを加速しなければならない。

驚くべきことに、本地域は、「気候変動に具体的な対策を」（目標13）及び「海の豊かさを守ろう」（目標14）という重要な目標に関して後退した。

アジア太平洋地域が2030アジェンダを達成するための鍵となるのは環境目標であるが、「気候変動に具体的な対策を」（目標13）及び「海の豊かさを守ろう」（目標14）の状況は、2000年よりも悪化している。本地域の一部の国は、国家及び地方の災害リスク管理戦略を実施しているが、それだけでは不十分であり、かつ本地域は、世界の温室効果が



図1.1 2020年におけるSDGの進捗状況のスナップショット:アジア太平洋地域



ス排出量の半分を出し続けている。沿岸域の保全についてはある程度の進捗が見られたが、持続可能な漁業による経済的利益及び海洋の質は低下した。これらの目標もデータが最も少ないものであり、そしてより強固な進捗評価を行うには、データの利用可用性を高めるために更に多くのことを実施しなければならない。

**本地域は、「貧困をなくそう」(目標1)、「飢餓をゼロに」(目標2)、「質の高い教育をみんなに」(目標4)、「人や国の不平等をなくそう」(目標10)及び「パートナーシップで目標を達成しよう」(目標17)に向かって進んではいるが、進捗は十分ではない。**

近年、多くの目標に向けた進捗は、2020年の中間目標値をはるかに下回るレベルで停滞している。これらの目標に向けた進捗を妨げる障害を克服するために、更に多くのことが実施されなければならない。例えば、「貧困をなくそう」(目標1)には、自然災害に対する強靱性(レジリエンス)を高め、社会保護を強化し、貧困層や脆弱な人々への基本的なサービスへの投資を増やし、そして後発開発途上国(LDCs)での貧困削減のため、政府開発援助(ODA)の無償資金協力を確保するよう更なる行動が必要である。「飢餓をゼロに」(目標2)を達成するには、食料不安と栄養失調を減らすためにより多くの努力を向ける必要があり、そして「質の高い教育をみんなに」(目標4)では、教育への平等なアクセス、学校のインフラ及び学習成果の向上が必要である。「人や国の不平等をなくそう」(目標10)に向けた進捗は、所得の不平等を更になくし、再分配政策を法制化し、そして安全な移住を確保することにより強化することができる。最後に、「パートナーシップで目標を達成しよう」(目標17)には、より良い税制政策、一般的な出生及び死亡登録、そして情報通信技術へのより良いアクセスが必要である。

**アジア太平洋地域において目標の半分は、進捗があまりにも遅すぎる。**

本地域において、「ジェンダー平等を実現しよう」(目標5)に向けた進捗は、「安全な水とトイレを世界中に」(目標6)、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」(目標7)、「働きがいも経済成長も」(目標8)、そして「陸の豊かさを守ろう」(目標15)と共に、非常に遅い。特に、「住み続けられるまちづくりを」(目標11)、「つくる責任つかう責任」(目標12)、そして「平和と公正をすべての人に」(目標16)は、2000年以降最も進捗がみられていない目標である。関連する開発上の諸課題には、災害の悪影響を受ける人々の数の増加、天然資源の利用増加、有害廃棄物の生産増加が、加えて汚職や賄賂と戦い、そして人間の搾取及び人身取引を防ぐため、これまで以上の緊急な必要性が含まれる。

**各国がSDGモニタリングを優先化することで、より多くのデータが利用可能になりつつある。**

利用可能なデータは、進捗状況の一部しか表していないが、時間の経過と共に状況はより明確に、かつより完全になりつつある。SDG指標に関する統計データは限られたままである: データ不足の故に、アジア太平洋地域のSDGターゲットの40%近くを測定することはできない。2019年と比較して、2020年のエビデンスの強さは7つの目標(1、2、7、8、11、12及び13)で上昇した。しかしながら、特に目標5、目標14及び目標16については、データの課題が残っており、これらの目標は、指標の3分の1未満のみに基づいて評価されている。

“ 104の測定可能なターゲットのうち、現在の進捗ペースが維持されるのであれば、本地域は、2030年までにわずか9のターゲットにしか到達しない。 ”

## 1.2 2030年への道：アジア太平洋 地域はそのターゲットに到達 するのであろうか？

次の図は、104の測定可能なSDGターゲット（図1.2）のそれぞれについて、本地域で予想される進捗状況のダッシュボード、そして十分なデータを備えた113の指標の進捗状況の予想されるギャップ（図1.3）を示している。これらの図は、図1.1のSDGスナップショットとは異なるが、各目標の下で2030年までに予想される進捗状況について別の見方を示すことで相互に補完し合っている。

104の測定可能なターゲットのうち、現在の進捗ペースが維持されるのであれば、本地域は、2030年までにわずか9のターゲットにしか到達しない。

言い換えれば、測定可能なターゲットの90%以上を達成するには、アジア太平洋地域は、現在のペースを加速するか、マイナスの傾向を逆転させなければならない。地域の進捗が最も顕著である目標（目標1、2、3、4、9、10及び17）でも、予想される進捗はまちまちであり、加えて加速を優先しなければならない分野がある。

図1.3は、十分なデータを備えた各SDG指標の進行中のギャップを際立たせている。本地域は、十分なデータがあれば、SDG指標の15%について2030ターゲットに到達できる可能性がある。とりわけ、これらの指標の3分の1は、「すべての人に健康と福祉を」（目標3）の中にある。それにも関わらず、アジア太平洋地域で測定された指標の20%（その半分は環境指標）において、ある程度の後退が予想されるため、2030アジェンダを達成するためには針路修正が緊急に必要とされる。





図1.2  
SDGターゲットの予想される進捗：  
アジア太平洋地域

**1 貧困をなくそう**

- 1.1 国際的な貧困
- 1.2 各国の貧困
- 1.3 社会保護
- 1.4 基本的サービスへのアクセス
- 1.5 脆弱層の強靱性(レジリエンス)
- 1.a 貧困対策への資源動員
- 1.b 貧困撲滅政策

**2 飢餓をゼロに**

- 2.2 栄養不良
- 2.3 小規模食料生産者
- 2.4 持続可能な農業
- 2.5 農業遺伝資源
- 2.a 農業への投資
- 2.1 栄養不足と食料安全保障
- 2.b 農業輸出補助金
- 2.c 食料価格の変動

**3 すべての人に健康と福祉を**

- 3.1 妊産婦死亡率
- 3.2 子どもの死亡率
- 3.9 汚染による健康への影響
- 3.3 感染症
- 3.4 非感染性疾患と精神保健
- 3.5 物質乱用
- 3.6 道路交通事故
- 3.7 性と生殖に関する保健
- 3.8 ユニバーサルヘルスカバレッジ
- 3.a たばこの規制
- 3.b 医薬品の研究開発
- 3.c 保健財政・人材
- 3.d 健康リスク管理

**4 質の高い教育をみんなに**

- 4.1 効果的な学習成果
- 4.2 乳幼児の発達
- 4.3 職業技術教育・訓練と高等教育
- 4.4 雇用に必要な技能
- 4.6 成人の読み書き計算能力
- 4.a 教育施設
- 4.b 奨学金
- 4.c 質の高い教員
- 4.5 教育への平等なアクセス
- 4.7 持続可能な開発のための教育

**5 ジェンダー平等を実現しよう**

- 5.1 女性及び女兒に対する差別
- 5.5 リーダーシップへの女性の参画
- 5.2 女性及び女兒に対する暴力
- 5.3 早期結婚
- 5.4 無償の家事・ケア労働
- 5.6 生殖に関する健康へのアクセス及び権利
- 5.a 同等の経済的権利
- 5.b 女性の能力強化への技術の活用
- 5.c ジェンダー平等の政策

**6 安全な水とトイレを世界中に**

- 6.1 安全な飲料水
- 6.2 下水施設及び衛生施設へのアクセス
- 6.6 水に関連する生態系
- 6.a 水と衛生分野での国際協力
- 6.b 水と衛生管理への参加
- 6.4 水利用の効率
- 6.3 水質
- 6.5 国境を越えた水協力

**7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに**

- 7.1 エネルギーサービスへのアクセス
- 7.3 エネルギー効率
- 7.a エネルギーに関する国際協力
- 7.b エネルギーインフラへの投資
- 7.2 再生可能エネルギーの割合

**8 働きがいも経済成長も**

- 8.1 一人当たり経済成長率
- 8.2 経済生産性とイノベーション
- 8.3 中小零細企業設立
- 8.6 ニートの若者
- 8.8 労働者の権利と安全な労働環境
- 8.10 金融サービスへのアクセス
- 8.a 貿易のための援助
- 8.4 資源効率
- 8.5 完全雇用とディーセントワーク
- 8.7 児童及び強制労働
- 8.9 持続可能な観光業
- 8.b 若年雇用のための戦略

**9 産業と技術革新の基盤をつくろう**

- 9.4 持続可能でグリーンな産業
- 9.a 強靱(レジリエント)なインフラ
- 9.c ICTとインターネットへのアクセス
- 9.1 インフラ開発
- 9.5 研究開発
- 9.b 国内の技術開発
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化
- 9.3 小規模製造業の金融アクセス

**10 人や国の不平等をなくそう**

- 10.a 特別かつ異なる待遇(WTO)
- 10.2 包摂(社会的、経済的及び政治的)
- 10.4 税制及び社会保障政策
- 10.7 安全な移住及び流動性
- 10.b 開発のためのリソースフロー
- 10.c 送金コスト
- 10.1 所得成長率(下位40%)
- 10.3 差別の撤廃
- 10.5 金融市場の規制
- 10.6 包摂的な地球規模のガバナンス

**11 住み続けられるまちづくりを**

- 11.1 住宅及び基本的サービス
- 11.2 公共輸送システム
- 11.6 都市大気質及び廃棄物管理
- 11.b 災害リスク管理政策
- 11.5 災害への強靱性(レジリエンス)
- 11.3 持続可能な都市化
- 11.4 文化・自然遺産
- 11.7 都市の緑地や公共スペース
- 11.a 都市計画
- 11.c 持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物

**12 つくる責任つかう責任**

- 12.4 化学物質及び廃棄物の管理
- 12.5 廃棄物の発生削減
- 12.a 持続可能な開発の研究開発能力支援
- 12.c 化石燃料補助金
- 12.2 天然資源の持続可能な利用
- 12.b 持続可能な観光業へのモニタリング
- 12.1 持続可能な消費と生産
- 12.3 食品廃棄物と食品ロス
- 12.6 企業による持続可能な取り組み
- 12.7 公共調達への慣行
- 12.8 持続可能な開発に関する意識

**13 気候変動に具体的な対策を**

- 13.1 強靱性(レジリエンス)及び適応の能力
- 13.2 気候変動対策
- 13.3 気候変動に関する啓発
- 13.a UNFCCCコミットメント
- 13.b 気候変動計画策定・管理

**14 海の豊かさを守ろう**

- 14.5 沿岸域の保全
- 14.1 海洋汚染
- 14.7 小島嶼開発途上国・後発開発途上国の海洋資源
- 14.2 海洋及び沿岸の生態系
- 14.3 海洋酸性化
- 14.4 持続可能な漁業
- 14.6 漁業補助金
- 14.a 研究能力及び海洋技術
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者
- 14.c UNCLOSに反映されている国際法の実施

**15 陸の豊かさを守ろう**

- 15.a 生物多様性と生態系保全への資金
- 15.2 持続可能な森林管理
- 15.4 山地生態系の保全
- 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系
- 15.5 生物多様性の損失
- 15.3 砂漠化と土地劣化
- 15.6 遺伝資源の利用
- 15.7 保護対象の動植物種の違法取引
- 15.8 外来種
- 15.9 国や地方計画への生物多様性の統合
- 15.b 森林管理への資金
- 15.c 保護対象の動植物種の違法取引(世界的)

**16 平和と公正をすべての人に**

- 16.1 暴力及び関連する死亡率の削減
- 16.2 人身取引
- 16.3 すべての人々への司法
- 16.6 有効な公共機関
- 16.4 違法な資金及び武器の取引
- 16.5 汚職や賄賂
- 16.7 包摂的な意思決定
- 16.8 包摂的なグローバルガバナンス
- 16.9 法的な身分証明
- 16.10 情報への公共アクセス
- 16.a 暴力の防止に関する能力構築
- 16.b 非差別的な法規

**17 パートナーシップで目標を達成しよう**

- 17.1 課税及び徴税
- 17.3 追加的資金源
- 17.4 債務の持続可能性
- 17.6 科学技術に関する国際協力
- 17.8 情報通信技術に関する能力構築
- 17.9 持続可能な開発目標実施に向けた能力構築
- 17.10 多角的貿易体制(WTO)
- 17.11 開発途上国による輸出
- 17.12 無税市場へのアクセス(後発開発途上国)
- 17.19 統計に関する能力構築
- 17.2 先進国のODAコミットメント
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進
- 17.7 技術の移転
- 17.13 世界的なマクロ経済の安定
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性
- 17.15 各国の政策空間の尊重
- 17.16 持続可能な開発のためのグローバルパートナーシップ
- 17.17 さまざまなパートナーシップ(官民、市民社会)
- 17.18 各国統計データの利用可能性

- ターゲット達成への進捗が維持されている
- ターゲット達成への進捗を加速する必要がある
- トレンドが反転している
- データ不足

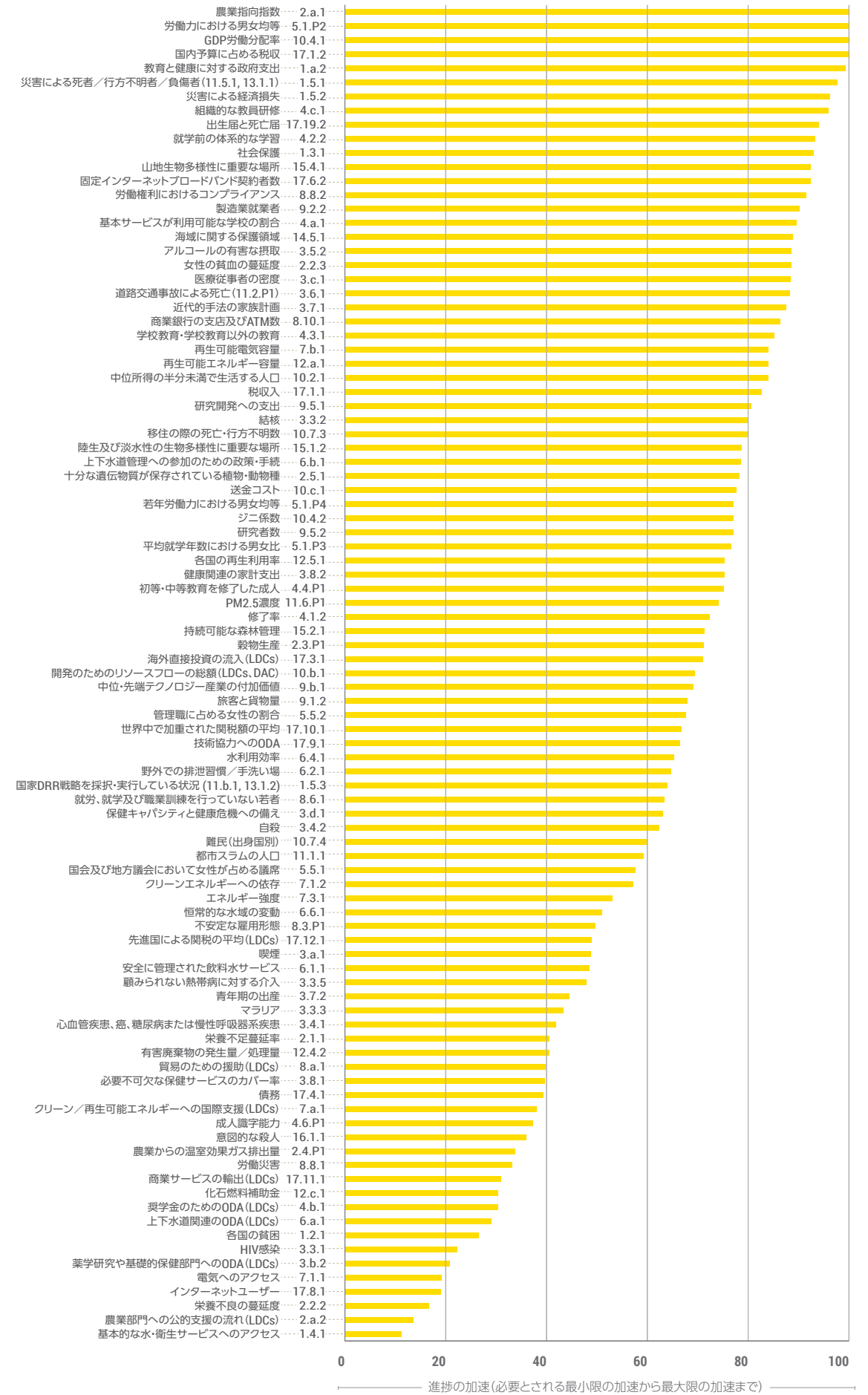
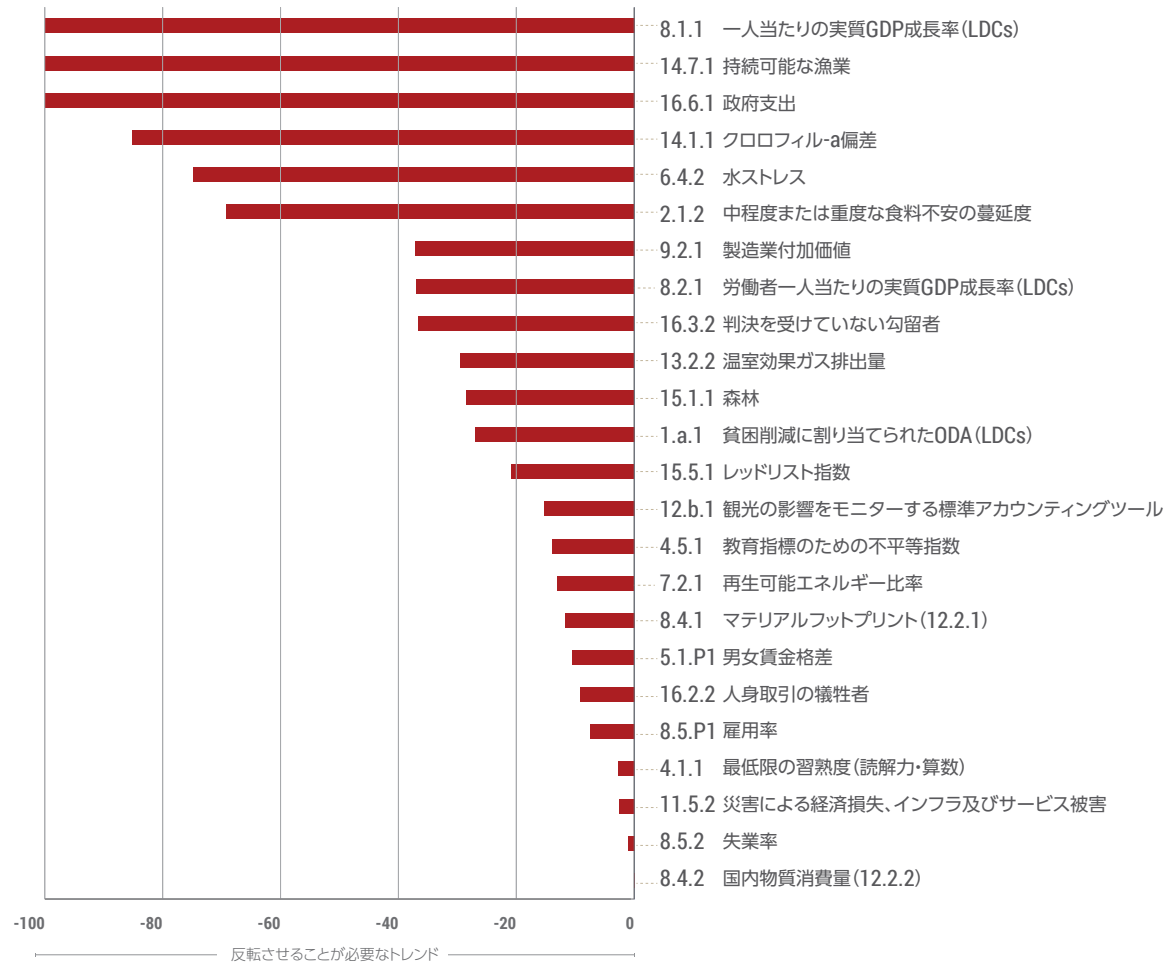
図1.3 2030年までに予想される進捗のギャップ:アジア太平洋地域

- 1.1.1 国際的な貧困
- 2.2.1 発育障害の蔓延度
- 3.1.1 妊産婦死亡率
- 3.1.2 専門技能者の立ち会いの下での出産
- 3.2.1 5歳未満児死亡率
- 3.2.2 新生児死亡率
- 3.9.3 意図的ではない汚染
- 3.b.1 国家計画にある全てのワクチンでカバーされている人口
- 8.1.P1 一人当たりの実質GDP成長率
- 8.2.P1 労働者一人当たりの実質GDP成長率
- 8.10.2 銀行口座を持つ成人
- 9.4.1 製造付加価値の単位当たりのCO<sub>2</sub>排出量
- 9.a.1 インフラへの公的支援の総額(LDCs)
- 9.c.1 モバイルネットワークにアクセス可能な人口
- 10.a.1 輸入品に適用されるゼロ関税の関税分類品目(LDCs)
- 15.a.1 生物多様性に係わるODA(LDCs、DAC)
- 17.3.2 個人送金額(LDCs)

■ 軌道に乗っている指標

■ 進捗の加速

■ トレンドが反転



反転させることが必要なトレンド

進捗の加速(必要とされる最小限の加速から最大限の加速まで)

## 1.3 目標別の進捗状況

### 1 貧困をなくそう



2000年以降、「貧困をなくそう」の目覚ましい進捗にも関わらず、2030年の期待値は、国際的な貧困のターゲット1.1を除いて、目標1のすべてのターゲットの進捗が不十分であることを示している。目標1のターゲットを達成するために、アジア太平洋地域は、教育及び健康、災害に対する強靭性（レジリエンス）、社会保護、各国の貧困、加えてLDCsにおける貧困削減に割り当てられたODAコミットメントの履行に対する公的支出拡大を加速する必要がある。

### 2 飢餓をゼロに



「飢餓をゼロに」に関する地域の進捗は不十分であり、あらゆる場所で加速する必要がある。特に、この地域は、通常通りに物事が進むのであれば、2030年までに栄養不足と食料安全保障が後退する可能性がある。本地域のその他の主な課題の幾つかは、農業への投資、農業遺伝資源の確保、そして女性の貧血の蔓延度の低減である。COVID-19パンデミックは、食料不安と子どもの栄養不良を更に悪化させる可能性がある。健康的な食生活のための多様で栄養価の高い食品を生産するには、持続可能で栄養に配慮した食料システムを構築することが不可欠である。<sup>1</sup>

### 3 すべての人に健康と福祉を



アジア太平洋地域は、「すべての人に健康と福祉を」に関しては、非常に良い進捗を遂げた。現在の傾向が維持されれば、本地域は、2030年までに目標3の3つのターゲットに到達することが期待できるが、進捗が不十分な残りの10のターゲットには課題が残っている。現時点での軌跡によると、最大の進捗ギャップは、アルコールの有害な摂取の削減、医療従事者の密度の向上、道路交通事故による死亡者の減少、

そしてCOVID-19の影響で状況が悪化する可能性がある場合、近代的手法による家族計画へのアクセス確保（特に青年、10～19歳について）にあると予想される（セクション3.1.1を参照）。

### 4 質の高い教育をみんなに



他の目標と比較して、「質の高い教育をみんなに」の全体的な進捗は、アジア太平洋地域で比較的良好である。しかしながら、本地域は、2030年までにこの目標下でいずれかのターゲットに到達するための軌道には乗っていない。多くの国のデータは、読解力及び算数において最低限の習熟度を達成する上で大きなギャップを示しており、最大の課題は、初等中等教育における子どもの学習成果を向上させることである。教育へのアクセスは改善されたが、データは、特に中等教育及び中等教育終了後のレベルで、ジェンダー、場所及び富による不平等の拡大を示している。あらゆるレベルでの教育へのアクセスと参加、学校設備及び施設、加えて青少年及び成人の公式及び非公式の教育と訓練への参加において、進捗の加速が必要である。

### 5 ジェンダー平等を実現しよう



9つのSDGターゲットのうち2つしか測定できなかったため、本地域の「ジェンダー平等を実現しよう」に関するエビデンスは、非常に限られており、そして利用可能なデータは、進捗が非常に遅いことを示している。実際、本地域は、2030年までにこの2つの測定可能なターゲットに到達する可能性は低い。測定された指標のうち、本地域の最大の課題は、賃金及び労働力への参加におけるジェンダー格差を埋めることである。労働力参加におけるジェンダー格差を縮小させ、雇用、教育或いは訓練を受けていない若い女性の数を減らし、意思決定における女性の役割を強化し、そして女性及び少女に対する暴力と有害な行為に取り組むために、進捗を加速する努力を倍増する必要がある。

### 6 安全な水とトイレを世界中に



アジア太平洋地域は、「安全な水とトイレを世界中に」のいずれのターゲットに到達するための軌道に乗っていない。野外での排泄習慣の減衰など、目標の一部の要素では順調に進んでいるものの、全体的な進捗は遅い。本地域の最大のハードルは水ストレスであり、2000年以降状況は著

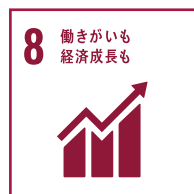
<sup>1</sup> FAO, 国際農業開発基金 (IFAD), UNICEF, WFP及び WHO (2020). The State of Food Security and Nutrition in the World 2020. Transforming food systems for affordable healthy diets. Rome, FAO. [www.fao.org/3/ca9692en/online/ca9692en.html](http://www.fao.org/3/ca9692en/online/ca9692en.html) で入手可能



しく悪化しており、そして集団的な行動が取られない限り、後退は継続するであろう。2030ターゲットを達成するには、本地域は、参加型の水と衛生管理、そして水利用の効率化のために能力をより高める必要がある。



「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」のすべてのターゲットは、アジア太平洋地域で測定可能であり、このことは、「目標7」と「目標3」に共通する特徴である。現在の進捗のペースでは、本地域は、エネルギーサービスへのアクセスとエネルギー効率に関する2030ターゲットに到達できないであろう。本地域では再生可能エネルギーのシェアが低下しており、そして2030年までに本地域がエネルギーの野心を達成するには、より多くの投資及び国際協力が必要とされる。



2000年以降のアジア太平洋地域における「働きがいも経済成長も」の進捗は、非常に遅い。現時点までの取り組みでは、測定可能なターゲットのいずれにも2030年までに到達できないであろう。本地域の最大の課題は、物質的資源効率、完全雇用及びディーセントワークに関する現在の傾向を逆転させることである。地域全体の著しい経済発展にも関わらず、一人当たりのGDP及び労働生産性の伸びは、LDCsがこの地域の他の国に追いつくには不十分である。アジア太平洋地域はまた、労働者の権利の保護、若者への雇用機会の提供、職場での安全性の向上、LDCsの貿易のための援助強化、そして天然資源の持続可能な利用の確保において、進捗をスピードアップさせなければならない。



本地域は、これまでのところ目標9で目覚ましい進捗を遂げている。しかしながら、各指標で予想される進捗状況は、交錯した様相を呈している。本地域は、製造付加価値当たりの二酸化炭素排出量を引き続き削減し、そして2030年までに全人口にモバイルネットワークを提供することが期待されている。しかし、総雇用に占める製造業の割合を高めることについては、進捗が非常に遅く、そして本地域の総生産に占める製造業の付加価値の割合は、低下すると予

想されている。本地域は、研究開発への投資を強化し、中位・先端テクノロジー産業の付加価値のシェアを高め、そして持続可能かつ包摂的輸送に投資する必要がある。



アジア太平洋地域の「人や国の不平等をなくそう」の進捗は、全体的に遅れている。ひとつのターゲット（LDCsからの輸入品に適用されるゼロ関税の関税分類品目）を除いて、この地域は2030年までにすべての測定可能なターゲットに到達できないであろう。本地域は、GDPに占める労働力の割合における現在の傾向を逆転させなければならない。アジア太平洋地域はまた、所得格差の縮小、人々の安全な移住及び流動性の促進、強制的に移住させられた人々への生計の機会の提供、送金取引コストの低減、そしてドナー国によるLDCsへの開発援助の約束の履行において、ほとんど或いはまったく進展がなかった。本地域には、910万人以上の難民、庇護希望者、国内避難民、そして無国籍者がおり、だれもが開発の利益を享受できるようにすることが不可欠である。難民や移民の死亡や行方不明の多くは、報告も記録もされておらず、そして今日まで、捜索及び救助、加えて海上で遭難している人々に対する予測可能な下船を保証する地域的メカニズムは存在しない。



本地域は、2000年以降、「住み続けられるまちづくりを」についてほとんど進捗がない。この目標の下で測定可能なターゲットは50%に過ぎず、現時点までの取り組みのままであれば、2030年までにすべてのターゲットに到達できなくなるであろう。本地域の最大の課題は、災害が人々や経済及びインフラに与える影響、大気汚染、交通安全、そしてスラムに住む人々のための基本的なサービスへのアクセスの欠如である。



目標12の新しいデータ分析により、わずか1年前と比較して進捗状況をより明確に理解することが可能となった。本地域の進捗は、後退するのではなく、「つくる責任つかう責任」において停滞している。しかしながら、このまま通常通りであれば、目標12の測定可能なターゲットをことごとく

達成できないことが予想される。天然資源の持続可能な利用及び持続可能な観光業への影響のモニタリングについては、針路修正が必要である。各国は、再生可能エネルギーを生産する能力を高め、国の再生利用率を上昇させ、有害廃棄物の発生量を削減しなければならない。



### 13 気候変動に具体的な対策を

アジア太平洋地域は、気候変動対策に関して間違った方向に進んでいる。本地域評価のために測定できるのは5つのターゲットのうち2つだけであり、この目標に関するエビデンスは非常に希薄である。しかし、入手可能なエビデンスは、災害に対する強靭性（レジリエンス）を構築し、かつ国家DRR戦略を採択及び実行するための努力が加速されない限り、本地域は2030年の野心を達成できないであろうことを示唆している。世界の温室効果ガス排出量のほぼ半分が、アジア太平洋地域で生み出されているため、最も緊急に、本地域は、気候変動を防ぐための重要な行動として、温室効果ガス排出量を削減する必要がある。今後10年間に現在の傾向を逆転させるためには、本地域で幾つかの最大の経済が行ったネットゼロ排出コミットメントを実行することが不可欠である。<sup>2</sup>



### 14 海の豊かさを守ろう

アジア太平洋地域では、「海の豊かさを守ろう」に関する10のSDGターゲットのうち3つだけが測定可能である。しかしながら、限られたエビデンスは、本地域が、この目標に向かって後退していることを示している。2000年以降、海域の保護にある程度の進捗が見られたにも関わらず、海洋の質（クロロフィル-a偏差で測定）及び持続可能な漁業による経済的利益は低下し続けている。



### 15 陸の豊かさを守ろう

「陸の豊かさを守ろう」の全体的な進捗は、アジア太平洋地域では遅い。測定可能なターゲットは半分未満であり、かつ本地域では、そのうちのひとつしか達成できないであろう（生物多様性に係るODA）。森林及び生物多様性の喪失の現在の傾向は、2030年までに本地域のほとんどの国で悪化すると予測されているため、逆転させる必要がある。2030アジェンダへのコミットメントを果たすためには、本地域はまた、陸域生態系と内陸淡水生態系の保護を強化し、かつ森林管理及び山地生態系の保全を改善する必要がある。野生生物及び生態系の保全は、将来のパンデミックと動物から人間への病気の感染を防ぐために不可欠であることに留意することが重要である。



### 16 平和と公正をすべての人に

目標5及び目標14と同様に、「平和と公正をすべての人に」に関するデータの利用可能性は最も低く、SDG指標の3分の1だけが、アジア太平洋地域に対して十分なデータを有している。十分なデータがなければ、進捗状況の全体像を把握することは不可能である。意図的な殺人数の大幅な減少は、2030年の野心を達成するために本地域を軌道に乗せるには十分ではない。データのあるほとんどの国で、判決を受けていない拘留者及び人身取引の犠牲者の数が増加しており、本地域は、針路修正なしでは目標16を達成することはできない。汚職や賄賂、違法な資金と武器の流れ、包摂的な意思決定と法的身分証明の提供に関するエビデンスを得るために、加えて子どもに対する暴力に取り組むためには、より多くの投資と政治的支援が必要とされる。情報への公共アクセス（指標16.10.2）について、本地域の32カ国は、情報を積極的に開示するよう公的機関に義務付ける憲法上、法律上及び/或いは政策上の保証があると報告している。しかしながら、そのような法律に準拠して進捗状況を把握するためには、上訴に関する監視メカニズムとデータ、加えて情報要求の提出、許可或いは拒否の数というものが不可欠である。<sup>3</sup>

2 UNEP (2020). Emissions Gap Report 2020. [www.unenvironment.org/emissions-gap-report-2020](http://www.unenvironment.org/emissions-gap-report-2020). で入手可能

3 UNESCO (2020). From promise to practice: access to information for sustainable development; 2020 UNESCO report on the monitoring and reporting of SDG indicator 16.10.2 (Public access to information), pp. 10–11 and 14–17. <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000375022>. で入手可能



**17** パートナーシップで  
目標を達成しよう

2030 アジェンダの実施全体は、「パートナーシップで目標を達成しよう」にかかっている。アジア太平洋地域はこの目標で目覚ましい進捗を遂げたが、測定可能であろうい

ずれのターゲットに到達するには十分ではない。入手可能なデータは、税収入の増加、一般的な出生及び死亡登録、すべての人のインターネットへの完全アクセス、加えてLDCsへの外国直接投資流入に関する国際的なコミットメントの履行に最大の進捗ギャップが存在することを示している。SDG指標のほぼ半分でデータギャップが存続している。

“SDG達成の加速化を立て直すために活用可能で、肯定的な結果を生み出し続ける進捗のポケットはある。”

”



# アジア太平洋地域でのデータ利用可能性

## SDG指標のうち半数近くが、地域の進捗状況を把握するのに十分なデータがある

進捗状況を評価するのに十分なデータを有する指標の数は2020年に

**112** に達しており、231あるSDG指標の半分近くになった。

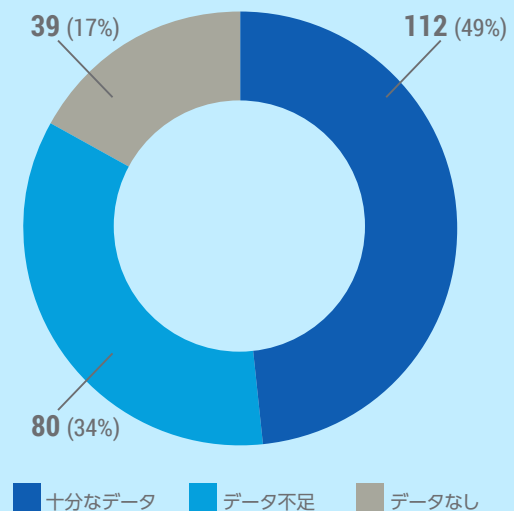
同様に、一部データはあるものの、進捗評価に必要なデータが不足している指標数は

**80** に増加している。

地域内でデータが全くない指標が

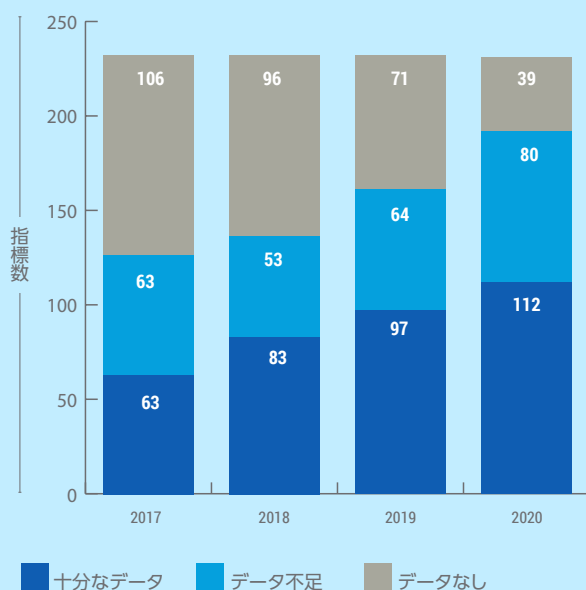
**39** 残っている。

図1.4 アジア太平洋地域におけるSDG指標のデータ利用可能性（2020年）



## アジア太平洋地域では、2020年にデータの利用可能性が著しく高まった

図1.5 アジア太平洋地域におけるSDG指標のデータ利用可能性（2017年～2020年）



### 国連統計委員会によるSDG指標の

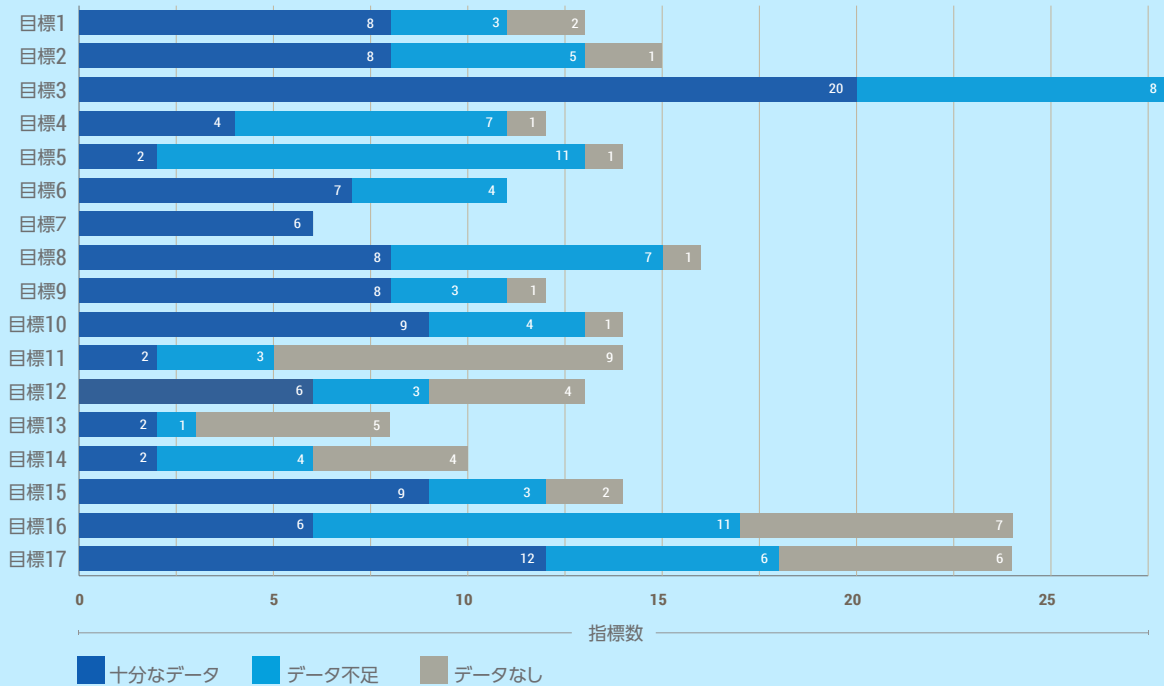
**2020年総合レビュー**では、Tier3指標（国際的に確立された方法論や基準がない指標）が廃止され、すべての指標についてデータを収集する道が開かれた。

### アジア太平洋地域

では、開発パートナーや管理者に指定されている国連機関の支援を受けて、**指標のためのデータ作成を加速する必要がある。**

## 主にジェンダーや環境関連の目標でデータギャップが残る

図1.6 アジア太平洋地域における17のSDGsの指標のデータ利用可能性 (2020年)



### 目標7

目標7のすべての指標について、十分なデータが得られたのは初めてであり、アジア太平洋地域のすべての目標の中で、グローバル・モニタリング・フレームワークのこの主要な中間目標を達成した最初の例である。

### 目標3と目標6

は、すべての指標について少なくともいくつかのデータがあり、近いうちに包括的にデータによって追跡できるようになることを示している。

データの無い指標は、環境に関する目標11から目標14と、目標16「平和と公正をすべての人に」、そして目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」に多く見られる。ジェンダーの平等に関する目標5の指標では、十分なデータが得られているのは15%未満である。

とはいえ、脆弱な人々を特定し、誰一人取り残さないようにするためには、細分化されたデータの作成に課題がある。アジア太平洋地域では、27のSDG指標についてのみ細分化されたデータがある。

### 用語の定義

#### 十分なデータ

2000年以降に、地域内の半数以上の国で、2つ以上のデータポイントを有しつつ、少なくとも基礎となるデータ系列がある指標。

#### データ不足

一部データはあるが、地域内の半数以上の国で、過去の傾向を観察するには不十分な指標。

#### データなし

本地域内の58の国或いは地域のいずれにおいてもデータがない指標。



Part IIでは、ESCAPの5つの準地域のそれぞれにおいて、進捗、停滞、或いは後退している固有の分野を特定し、2030アジェンダを達成するための優先行動分野を明らかにする。



PART II

# 準地域の洞察:

現在の状況と将来的な優先事項

---





アジア太平洋地域全体と同様に、それぞれの準地域は17のSDGsを達成できる軌道には乗っていない（準地域の成果についてはAnnex 1を参照）。すべての準地域が順調に進捗している単一の目標を見つけるのは困難である。このことは、均一ではないアジア太平洋地域全体にわたる広大な地域の多様性及び的を絞った戦略の必要性双方を示している。分析結果は、3つの準地域では、現在の進捗状況を維持できれば、幾つかの目標を達成できる見込みであることを明らかにしている：北東アジアでは、「貧困をなくそう」（目標1）と「安全な水とトイレを世界中に」（目標6）、中央アジアでは、「人や国の不平等をなくそう」（目標10）と「平和と公正をすべての人に」（目標16）、東南アジアでは、「産業と技術革新の基盤を作ろう」（目標9）である。

アジア太平洋地域の5つの準地域のすべてにおいて、環境関連のほとんどの目標で進捗が見られない。「気候変動に具体的な対策を」（目標13）と「海の豊かさを守ろう」（目標14）については、太平洋を除くすべての準地域で状況が悪化しており、「陸の豊かさを守ろう」（目標15）についても、5つの準地域すべてでほとんど進展していない。更に、これらの地域の急速な経済成長は、依然として天然資源の集約的な利用に依存しており、その結果、マテリアルフットプリントが大きくなっている。このことは、「つくる責任つかう責任」（目標12）の取り組みが進んでいないことから明らかである。データは限られているが、すべての準地域で、「住み続けられるまちづくりを」（目標11）の進捗が後退しているか、あまり進捗していない。

“

3つの準地域では、現在の進捗状況を維持できれば、幾つかの目標を達成できる見込みである。しかし全準地域にわたって、環境関連のほとんどの目標で進展が見られない。

”

## 北東アジア

北東アジア準地域は、「貧困をなくそう」（目標1）、「飢餓をゼロに」（目標2）、「すべての人に健康と福祉を」（目標3）、「安全な水とトイレを世界中に」（目標6）、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」（目標7）、「働きがいも経済成長も」（目標8）、「産業と技術革新の基盤を作ろう」（目標9）の達成に向けて前進してきた。しかし、残りの目標、特に「海の豊かさを守ろう」（目標14）の進捗を加速させるための努力を強化する必要があり、そのためには負の傾向を逆転させなければならない。

現在の軌道では、北東アジアは2030年までに「貧困をなくそう」（目標1）、「安全な水とトイレを世界中に」（目標6）を達成できる見込みである。また、「飢餓をゼロに」（目標2）、「すべての人に健康と福祉を」（目標3）、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」（目標7）、「働きがいも経済成長も」（目標8）、「産業と技術革新の基盤を作ろう」（目標9）についても比較的順調に進んでいる。

順調に進展しているところでも、その状況はさまざまである。例えば、「すべての人に健康と福祉を」（目標3）では、北東アジアにおける進捗のほとんどは、妊産婦死亡率、5歳未満児死亡率、新生児死亡率に関するターゲットが早期に達成されたことによるものである。「質の高い教育をみんなに」（目標4）では、読解力・算数の習熟度確保、体系的な学習への参加率向上などの課題が、進捗の遅れの主な原因となっている。これは一部には、基準年（2000年）に記録されたレベルを超えて前進することが難しいことを反映している。

北東アジアでは、「ジェンダー平等を実現しよう」（目標5）と「人や国の不平等をなくそう」（目標10）の進捗が遅れている。これは、男女賃金格差、労働力における男女均等、管理職に占める女性の割合などのターゲットの進捗が遅れていることからわかる。

「気候変動に具体的な対策を」（目標13）と「海の豊かさを守ろう」（目標14）については、北東アジアが誤った方向に進んでいるため、傾向を逆転させる必要がある。

## 中央アジア

中央アジアでは、ほとんどの目標について加速的な行動が必要である。「人や国の不平等をなくそう」(目標10)、「平和と公正をすべての人に」(目標16)の測定可能なターゲットはほぼ順調に進んでいるが、ほとんどの目標で進捗が遅れているか停滞しており、「住み続けられるまちづくりを」(目標11)、「気候変動に具体的な対策を」(目標13)、「海の豊かさを守ろう」(目標14)では後退している。

限られたデータからの情報ではあるが、中央アジア準地域は、意図的な殺人や人身取引の犠牲者の減少、政府の予算・支出のより効果的な管理などにより、「平和と公正をすべての人に」(目標16)については軌道に乗っている。同様に、本準地域は「人や国の不平等をなくそう」(目標10)については順調に進んでいるが、ほとんどの指標について十分なデータはない。

幾つかの目標については比較的順調に進んでいるものの、中央アジアでは、幾つかの否定的な傾向を逆転させるための努力を重ねる必要がある。例えば、「飢餓をゼロに」(目標2)については、本準地域における中程度及び重度の食料不安の蔓延度は近年上昇しており、今後も悪化する可能性がある。アルメニアやジョージアなど、一部の国では人口の30%以上の人々が食料不安にさらされているが、中程度または重度な食料不安に瀕している人々の割合は、準地域の平均で全人口の約17%である。「すべての人に健康と福祉を」(目標3)については、本準地域では、妊産婦死亡率、5歳未満児死亡率、新生児死亡率が低下している。しかし、HIV感染や道路交通事故死などのターゲットについては大幅に後退した。

データによると、「質の高い教育をみんなに」(目標4)、「ジェンダー平等を実現しよう」(目標5)、「働きがいも経済成長も」(目標8)については一定の進展が見られるが、中央アジアでは、教育の不平等指数、労働力における男女均等、労働権利におけるコンプライアンスについて、現在の傾向を覆す必要がある。

中央アジアは、「住み続けられるまちづくりを」(目標11)、「気候変動に具体的な対策を」(目標13)、「海の豊かさを守ろう」(目標14)で後退している。針路修正が緊急に必

要なターゲットとしては、災害による死者、そして温室効果ガス排出量が挙げられる。

## 東南アジア

東南アジア準地域は、「貧困をなくそう」(目標1)、「飢餓をゼロに」(目標2)、「すべての人に健康と福祉を」(目標3)、「質の高い教育をみんなに」(目標4)、「安全な水とトイレを世界中に」(目標6)、「産業と技術革新の基盤をつくろう」(目標9)で大きな進展があった。しかし、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」(目標7)、「住み続けられるまちづくりを」(目標11)、「つくる責任つかう責任」(目標12)、「陸の豊かさも守ろう」(目標15)については、進捗が非常に遅かった。更に懸念を有するのは、本準地域では「気候変動に具体的な対策を」(目標13)、「海の豊かさを守ろう」(目標14)、「平和と公正をすべての人に」(目標16)の達成において進捗が後退していることである。

東南アジアは、国際的または国内的な貧困ライン以下で生活する人口の点では、所得貧困の撲滅に向けて順調に進んでいる。しかし、自然災害による損失や、教育及び健康に対する政府支出不足により、「貧困をなくそう」(目標1)への進展に悪影響を及ぼしている。同様に、栄養不足及び発育障害や栄養不良の影響を受けている子どもたちの2030年ターゲットについては軌道に乗っているが、「飢餓をゼロに」(目標2)の全体的な進捗は、準地域内の食料不安の解消が遅々として進まないことから、今でも1億人近くの人々が悪影響を受けている。

本準地域は、5つの目標において後退している。その中でも、「気候変動に具体的な対策を」(目標13)では、準地域内のほとんどの国で温室効果ガスの排出量が依然として増加している。また、「海の豊かさを守ろう」(目標14)について、海洋の質の悪化(クロロフィル-aの偏差で測定)や海域に関する保護領域の進捗の遅れなどの影響を受けている。

東南アジアは、「平和と公正をすべての人に」(目標16)の測定可能なターゲットすべてにおいて後退している。東南

アジア準地域では、意図的な殺人、判決を受けていない勾留者、人身取引の犠牲者に関する現在の傾向を早急に逆転する必要がある。

東南アジア準地域は、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」(目標7)を達成するために、安全で手ごろな価格の、そしてより持続可能なエネルギー部門を構築するための努力を強化する必要がある。東南アジア準地域のエネルギー強度は、GDP1ドル当たり3.9メガジュール(2011年購買力平価)であるのに対し、世界の他の地域では4.9メガジュールとなっている。温室効果ガスの排出量も、準地域の一人当たり二酸化炭素換算3トンは、世界平均5.3トンを下回っている。しかし、東南アジアは、他のアジア太平洋地域に比べて、再生可能電気生産能力容量で遅れをとっており、2010年からは倍増しているにもかかわらず、一

人当たり109キロワットと、世界平均の3分の1にとどまっている。

東南アジアでは、「住み続けられるまちづくりを」(目標11)、「つくる責任つかう責任」(目標12)、「陸の豊かさを守ろう」(目標15)に向けた進捗が停滞しており、加速する必要がある。

東南アジアの目標の中で唯一軌道に乗っているのが、「産業と技術革新の基盤をつくろう」(目標9)である。商品の輸出量は2000年から3倍以上に、商業サービスは2005年から4倍近くに増加している。その結果、製造業は2010年から2019年までの間、GDPの約21%を占める重要な経済的原動力となっている。製造業は、2018年の総雇用の14.3%を占めているが、本準地域では2000年以降、この割合は、ほとんど上昇していない。

「パートナーシップで目標を達成しよう」(目標17)の進捗は不十分である。東南アジアでは、デジタルディバイド(情報格差)の解消を加速する必要がある。幾つかの国では、人口に占めるインターネットユーザーの割合が高いが(ブルネイ95%、マレーシア84.2%、シンガポール88.9%)、他の国(ラオス、ミャンマー、東ティモール)ではインターネットユーザーが人口の30%以下にとどまっている。また、ブロードバンド契約者数、特に高速通信(10Mbit/s以上)の契約者数は、人口100人当たり5.4人と、世界平均の半分以下にとどまっており、進捗が見られない。<sup>4</sup>

## 南西アジア

いずれの目標も達成に向けた軌道に乗っていないが、南西アジア準地域では、「貧困をなくそう」(目標1)、「飢餓をゼロに」(目標2)、「すべての人に健康と福祉を」(目標3)で多くの進捗を遂げた。しかし、「人や国の不平等をなくそう」(目標10)、「住み続けられるまちづくりを」(目標11)、「気候変動に具体的な対策を」(目標13)、「海の豊かさを守ろう」(目標14)、「平和と公正をすべての人に」(目標16)において後退している。残りのほとんどの目標については、進捗が遅いか停滞している。

<sup>4</sup> <https://data.unescap.org/>





南西アジアは、国際的な貧困率や各国の貧困率で測定される極貧撲滅ターゲットの達成に向けて順調に進んでいる。しかし、自然災害による損失、基本的な水・衛生サービスにアクセスできないこと（農村部では62%の人々がアクセスできない）、教育・健康・社会保護に対する政府支出の不足などにより、「貧困をなくそう」（目標1）の達成が脅かされている。これらのターゲットの進捗を加速させることに加え、本準地域では推定1億9,800万人（2018年）の人々を極度の貧困から脱却させるために、貧困を減らすための現在の傾向を維持する必要がある。

「飢餓をゼロに」（目標2）では一定の進捗があったものの、栄養不足、栄養不良及び女性の貧血の蔓延は、南西アジア準地域にとって最も困難なターゲットである。例えば、本準地域の5歳未満児の33%（4,000万人以上）には重度または中程度の発育障害があり、アジア太平洋準地域の中で最も高い割合となっている。

南西アジアは、「すべての人に健康と福祉を」（目標3）において最も大きな進展を遂げており、現在の進捗ペースを維持すれば、妊産婦・5歳未満児・新生児の死亡率、専門技能者の立ち会いの下での出産、ワクチンでカバーされている人口のターゲット達成が期待される。

南西アジアは、17のSDGsのうち、「人や国の不平等をなくそう」（目標10）、「住み続けられるまちづくりを」（目標11）、「気候変動に具体的な対策を」（目標13）、「海の豊かさを守ろう」（目標14）、「平和と公正をすべての人に」（目標16）の5つの目標で後退している。針路修正のために早急な対応が必要なターゲットとしては、移住の際の死亡・行方不明数、人身取引の犠牲者、判決を受けていない勾留者、災害による死者や経済インフラ及びサービスへの被害、大気質（PM2.5濃度がアジア太平洋準地域で最も高い）、温室効果ガスの排出量、海洋の質などがある。

半分の目標については、本準地域での進捗は非常に遅いか停滞している。例えば、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」（目標7）については、南西アジアの経済は依然としてエネルギー集約型であり、エネルギー消費全体に占める再生可能エネルギーの割合は低下している。本準地域では2030年までに電力への普遍的アクセスを実現するというターゲットの達成に向けて順調に進んでいるにも関わらず、一人当たりの再生可能電気容量は伸び悩んでいる。「ジェンダー平等を実現しよう」（目標5）についても、さまざまな状況がある。国会や地方議会での女性の議席数には一定の進展が見られるが、女性の経済参加や意思

決定には依然として男女格差がある。「働きがいも経済成長も」（目標8）については全体的に一定の進展が見られたものの、失業率と労働災害は共に増加しており、雇用の脆弱性は依然として高い。

「パートナーシップで目標を達成しよう」（目標17）の進捗は不十分である。送金は、南西アジアの多くの国にとって、開発資金の不可欠な財源となっている。バングラデシュ、パキスタン、スリランカの送金額は、常にGDPの6%以上、ネパールは20%以上を記録している。本準地域の国内資源の動員は不十分で、対GDP税比率は最低レベルであり、国内予算に占める税収に関するターゲットは誤った方向に進んでいる。

## 太平洋地域

太平洋準地域は、2030年までに17の目標のいずれも達成できる軌道に乗ってはいないが、「すべての人に健康と福祉を」（目標3）、「産業と技術革新の基盤をつくろう」（目標9）、「住み続けられるまちづくりを」（目標11）、「気候変動に具体的な対策を」（目標13）では、幾つかの進展が明らかになっている。一方、後退の兆しが見られる分野としては、「人や国の不平等をなくそう」（目標10）、「つくる責任つかう責任」（目標12）、「平和と公正をすべての人に」（目標16）などが挙げられるが、これを実証するには更なるデータが必要である。

太平洋準地域は、「すべての人に健康と福祉を」（目標3）、「産業と技術革新の基盤をつくろう」（目標9）、「住み続けられるまちづくりを」（目標11）、「気候変動に具体的な対策を」（目標13）において最大の進展を記録した。

「すべての人に健康と福祉を」（目標3）の進捗は、主に妊産婦死亡率、5歳未満児死亡率、新生児死亡率の顕著な低下によるものである。例えば、2000年以降、妊産婦死亡率が半分以下になった国があり、多くの国がこの中間目標値に近づいている。しかし、太平洋準地域では結核が依然として問題となっており、最も被害を受けた国では2000年以降ほとんど改善が見られない。

太平洋準地域では、「貧困をなくそう」(目標1)に関するデータ、特に1日当たり1.90ドル(2011年の購買力平価)未満で生活する人の数に関するデータが不足しているが、入手可能な最新のデータによると、太平洋準地域の幾つかの国の貧困率は、アジア太平洋地域で最も高い。ほとんどの国において都市部コミュニティでは基本的な水と衛生サービスへのアクセスがある程度整備されているが、多くの農村部コミュニティを抱える国でははるかに大きな加速が必要である。

太平洋準地域では、「質の高い教育をみんなに」(目標4)と「ジェンダー平等を実現しよう」(目標5)に関する測定可能なターゲットのいずれも達成する軌道に乗っていない。就学前の体系的な学習への参加率に関するターゲットは、高所得国や途上国の一部では堅調であるが、他の国では遅れている。太平洋準地域では、ジェンダーに基づく差別や暴力が根強く残っている。太平洋準地域の8つの国では、女性国会議員の議席数が10%未満で、そのうち3つの国では女性議員がいなかった。また、太平洋島嶼国13カ国のうち4カ国では、40%以上の女性が過去12カ月間に親密なパートナーから身体的及び/或いは性的暴力を受けている。

「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」(目標7)に向けた進展は遅い。太平洋準地域の全体的な電力アクセスのレベルは、人口の90.6%に達しているが、これはアジア太平洋準地域の中では依然として最低レベルである。この

傾向は太平洋準地域の農村部でより顕著であり、電気を利用できるのは人口の73%に過ぎない。本準地域では、再生可能エネルギーの発電能力が徐々に向上する一方で、最終エネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合は比較的変動していない。

「働きがいも経済成長も」(目標8)についても、進捗はまちまちである。太平洋準地域の一人当たりのGDPは、他のアジア太平洋準地域と比べて非常に高い水準にあるが、一人当たりの所得(2015年の名目ではない安定価値ドル換算)では、高所得国と低所得国の間には計り知れないほどの差がある。

利用可能なデータによると、太平洋準地域は、「人や国の不平等をなくそう」(目標10)、「つくる責任つかう責任」(目標12)、「平和と公正をすべての人に」(目標16)の達成に向けては、誤った方向に進んでいることがわかる。目標10と目標16の進捗状況をよりよく理解するためには、更なるデータが必要である。目標12の進捗を妨げているのはマテリアルフットプリント(一人当たりのトン数で表される)であり、これは他のアジア太平洋準地域と比較して最も高く、主にオーストラリアとニュージーランドが牽引している。太平洋準地域の途上国ではマテリアルフットプリントが著しく小さいが、2000年以降は徐々に増加している。

「パートナーシップで目標を達成しよう」(目標17)は、太平洋準地域では遅々として進んでいない。太平洋準地域は、GDPに占める政府収入の割合では主要な準地域のひとつであり、この数字は最近も維持されており、2010年以降はわずかに上昇している。個人送金額は、平均0.2%と準地域のGDP全体に占める割合はまだ低いものの、トンガ(40%以上)、サモア(18%)、マーシャル諸島(14%)では大きな収入源となっている。

準地域全体のインターネット利用は着実に増加しているが、人口の20%未満しかインターネットを利用していない一部の開発途上経済では、インターネット利用を促進する必要がある。







# NATIONAL SDG TRACKER

# ナショナルSDGトラッカー： 各国のためのステップ・バイ・ステップガイド

SDGsの進捗状況を測定するには膨大なリソースと能力が必要であることを認識し、ESCAPはアジア太平洋SDGゲートウェイの一環として「ナショナルSDGトラッカー」を開発した。

この新しいツールは、各国がそれぞれのデータや指標を使用し、数回クリックするだけで、独自のSDGsダッシュボードを作成できることを目指している。

各国は、アジア太平洋SDGゲートウェイですでに利用可能な豊富なデータを活用し、指標セットのカスタマイズ、データの更新、国別ターゲットの設定を行うことができる。ナショナルSDGトラッカーは、誰一人取り残さないよう、細分化されたデータの使用も可能にする。ユーザーは、データと結果の所有権を有する。ユーザーは、データや結果をダウンロードしたり、好みのプラットフォームで公開したりすることができる。



# ステップ・バイ・ステップガイド

STEP 1

## ログイン

ナショナルSDGトラッカー ([data.unescap.org](http://data.unescap.org)) からESCAPにアクセスをリクエストする。



ログインすると、ワークスペースには、グローバルデータと地域のターゲット値に基づいて、自国の3つの進捗評価チャートが表示される。



ユーザーは、上記と同じチャートを公開したり、基礎となる指標やデータ、ターゲットを編集してカスタマイズした結果を出すことができる。

STEP 2

## データの編集と指標の追加

ワークスペースのこの部分では、すべてのSDG指標とその基礎となるデータ系列（サブ指標または細分化したもの）のリストを提供している。これらの系列は、利用可能な場合、グローバルSDGデータベース上の各ユーザーの国別データにリンクされている。



データ系列一覧を確認することから始め、以下のようなアクションを適宜取る。



- 既存の系列に国別ターゲット値を設定する。
- データを修正したり、既存の系列にデータポイントを追加したりする。
- 既存の系列に細分化したものを追加。
- 各国評価のために除外したい既存の系列や細分化したものを無効にする。
- SDG指標に加えて使用したい新しい系列や細分化リスト、及びそれらに対応するデータポイントを追加する（これらはプロキシ（代理）指標と呼ばれる）。



また、各ユーザーがテンプレートをダウンロードして、そのテンプレートから別のシステムにデータセット一式をインポートすることも可能である。

### STEP 3

## 結果の表示と公開

指標、データ、ターゲットを編集した後、トラッカーツールは、「結果」タブの下に、カスタマイズされた3つのSDGチャートを提示する。結果を利用するには、チャートをダウンロードするか、SDGモニタリングのプラットフォームや自発的 国家レビュー（Voluntary National Review）レポートなどの他のアプリケーションにインポートする。

データ、結果はすべて各ユーザーアカウント内に機密に保たれる。





PART IIIでは、COVID-19パンデミックがアジア太平洋地域におけるSDGsの実施に与える潜在的影響について考察する。





PART III

COVID-19がアジア  
太平洋地域における  
SDG実施に与える  
影響

---



妊産婦死亡率は  
16%~42%上昇

5歳未満児死亡は  
少なくとも50万人増加

COVID-19の直接的な影響について、2020年には、世界で確認されたCOVID-19の症例の25%、COVID-19による死亡報告の20%がアジア太平洋地域で発生



健康

2020年7月までに大半の国家統計局(NSOs)は対面でのデータ収集を未再開



統計運用

最も影響を受けたデータ収集は、物価統計、国民経済計算、家計部門統計の3部門

COVID-19は24カ国で予定していた人口動態調査に影響



雇用と非公式部門

約8億2,900万人の非公式労働者に影響

失業者数が1,500万人増加

労働所得は7.1%減少(2019年比)

### COVID-19 パンデミックがアジア太平洋地域に与える影響

高齢者へのメンタルヘルスケアの70%が中断

社会的結束



63%の国が庇護を求める人々への例外措置を設けず国境を閉鎖

社会保護及び基本的サービス



財政及び金融刺激策

半数の国で-4.4%の世界経済成長予測よりも悪いマイナス経済成長



GDPの6.7%をCOVID-19の健康対策及び救済措置に投入(世界の途上国平均の半分)

環境



多次元貧困が倍増の可能性

少なくとも8億5,000万人の生徒が学年度のほぼ半を喪失

85%の国が復興措置について環境の側面をほんのわずかしき或いはほとんど考慮せず

7,100万人以上の子どもたちに貧困の影響

670万人以上の生徒が退学の危機

大都市では1日当たり154~280トン多くの医療廃棄物が発生

ロックダウン措置が解除されるやいなやCO<sub>2</sub>排出量が増加

アジア太平洋地域では、ESCAPをはじめとする国連機関や学界が、2030アジェンダの達成に向けた進捗に悪影響を与える可能性のある多くの要因に対して、COVID-19がどのような影響を及ぼすか評価してきている。本Partでは、健康、社会保護及び基本的サービス、雇用・中小企業・非公式部門の労働者、財政及び金融刺激策、社会的結束及びコミュニティの強靱性（レジリエンス）、環境、統計運用という7つのテーマ別に、その影響を検討する。<sup>5</sup> この結果は、7つの国連機関<sup>6</sup> 及び ESCAPの活動を参考に、COVID-19パンデミックが人々や経済、地球に与える潜在的な影響を評価している。本Partにおける分析の基礎となるデータは、Part I及びIIで使用されたSDGデータとは必然的に異なる。パンデミックがSDGsの進捗に与える実際の影響を確認するには、おそらく数年はかかるであろう。

全体として、7つのテーマ別分野で示されているように、健康危機として始まったものが、急速に人間や社会経済の危機になっている。パンデミックはSDGsの進捗を妨げると同時に、その達成をより緊急かつ必要なものにしていく。COVID-19からの復興と、そして2030アジェンダ及びSDGsの実現に向けた「行動の10年」の取り組みは、密接に関連している。

## 3.1 健康

COVID-19パンデミックは、この地域の健康に計り知れない直接的影響を与えた。多くの命が失われ、医療システムにも過重な負担がかかった。2020年末までに、アジア太平洋地域（世界人口の約60%が居住する地域）では、世界で確認されたCOVID-19の症例の25%、COVID-19による死亡報告の20%が発生した。しかし、COVID-19の影響には、特に脆弱な人口集団が保健サービスにアクセスし利用するのを低下させるなど間接的な健康への影響もあり、目標3の「すべての人に健康と福祉を」の達成に向けたこれまでの進捗に影響を与える可能性がある。

### 3.1.1 性と生殖に関する保健

アジア太平洋地域の国々では、COVID-19の状況下において、疲弊した医療システムが一層厳しい状況になっており、性と生殖に関する必要不可欠な保健サービスの提供が妨げられるリスクがある。<sup>7</sup>

国連人口基金（UNFPA）がアジア太平洋地域の低・中所得国14カ国のデータを用いて行った調査では、性と生殖に関する保健サービスへのアクセスにCOVID-19が与える間接的な影響を推定した（詳細はAnnex 5を参照）。このモデルでは、満たされていないニーズに関する3つのシナリオが想定された。最悪のシナリオでは、家族計画のニーズが満たされていない割合が2020年だけで40%（すなわち、18%から26%に）上昇する可能性があることが推定された（図3.1）。近代的手法の家族計画のニーズが満たされていない割合の上昇は、SDGsの達成を遅らせる可能性がある。

5 最初の5つのテーマは、COVID-19の社会経済的な影響に対する国連開発システムの対応の5つの柱に沿っている。www.un.org/sites/un2.un.org/files/un\_framework\_report\_on\_covid-19.pdf. で入手可能

6 7つの組織とは、ILO、UNHCR、UNICEF、UNDP、UNESCO、UNEP、UNFPA

7 WHO, UNFPA, UNICEF (2020). "Continuing essential sexual, reproductive, maternal, neonatal, child and adolescent Health services during COVID-19 pandemic", 17 April. [https://asiapacific.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/Regional%20Operative%20Guidance-SRMNCAH%20services\\_final\\_170420..pdf](https://asiapacific.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/Regional%20Operative%20Guidance-SRMNCAH%20services_final_170420..pdf) で入手可能

図3.1 近代的手法の家族計画のニーズが満たされていない出産可能年齢にある既婚女性の割合

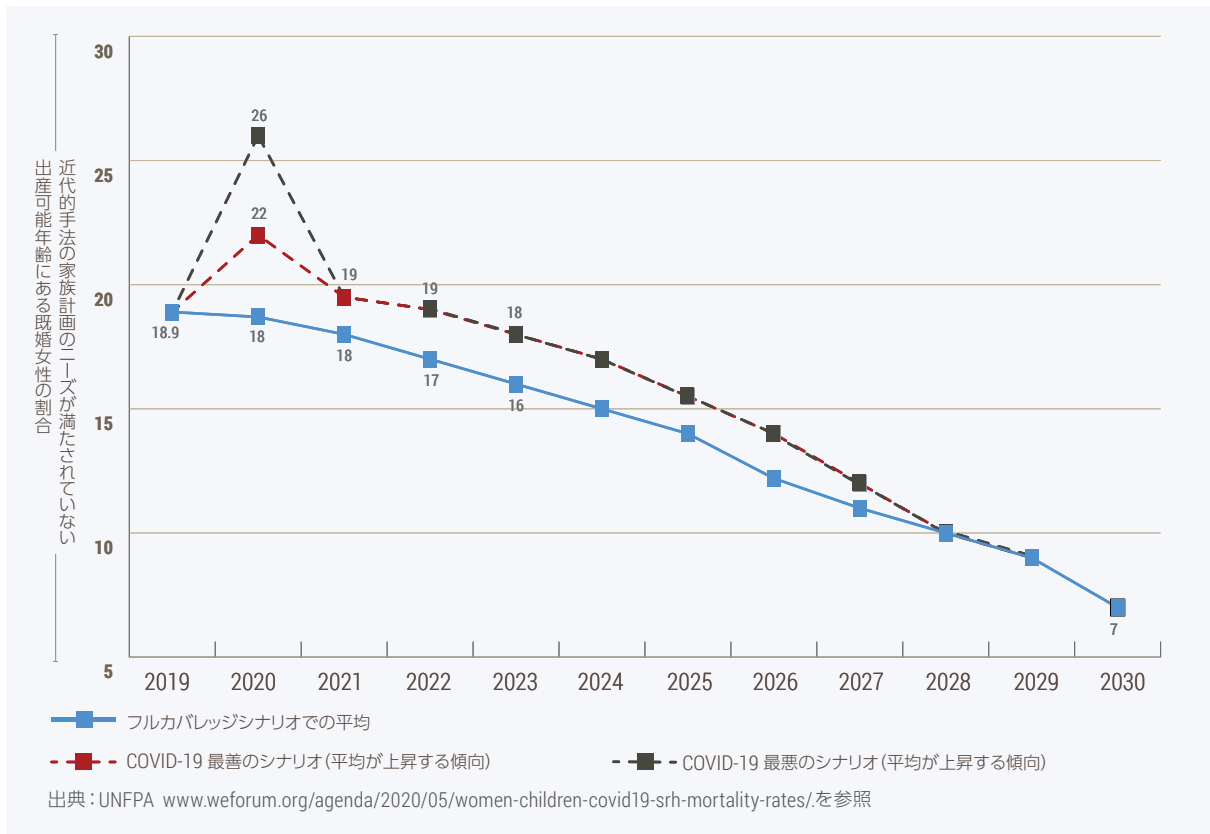
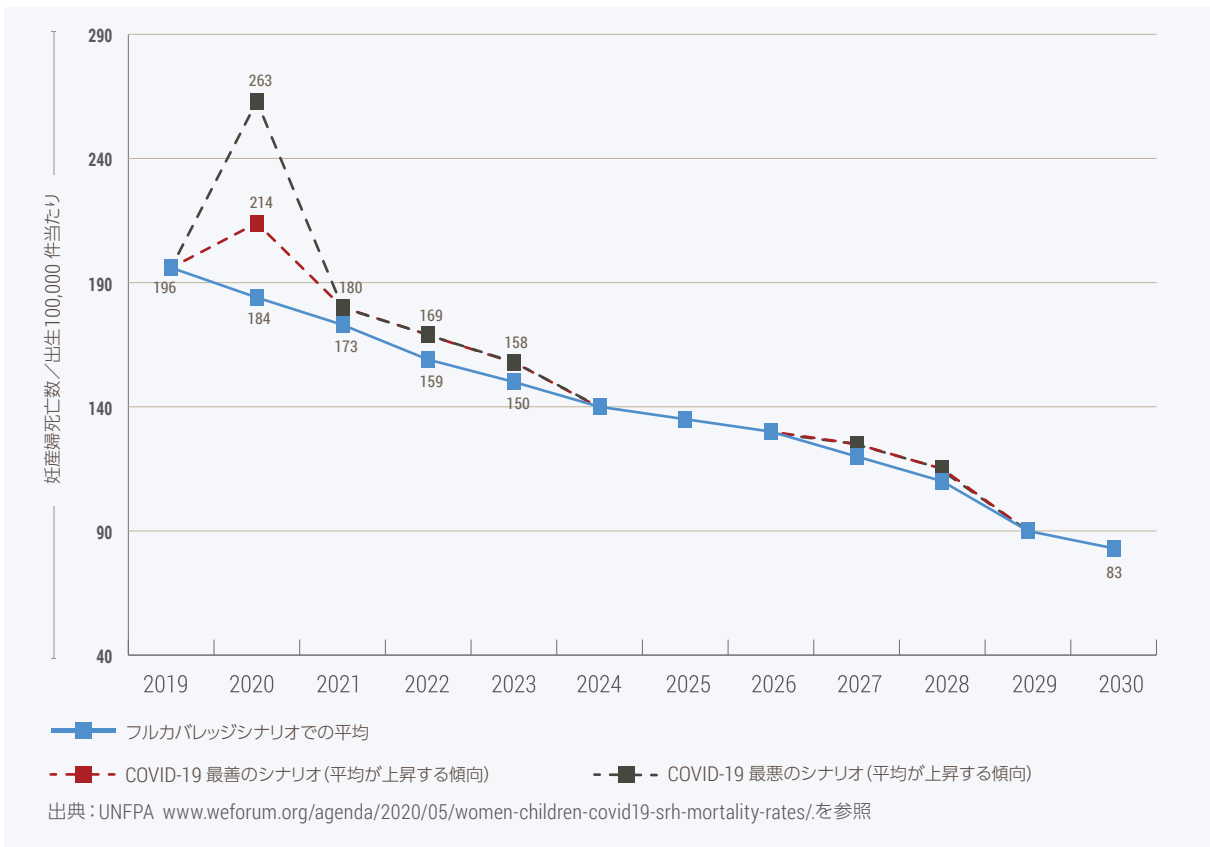


図3.2 妊産婦死亡率に対するCOVID-19の影響予測 (2020年~2030年)





### 3.1.2 妊産婦の健康

最近の調査によると、パンデミックの際に最も頻繁に中断された保健サービスは、保健施設での分娩（または出産）及び妊産婦ケアであった。<sup>8</sup>

UNFPAは、妊産婦死亡の負担が重いアジア太平洋地域14カ国を対象に分析を行い、サービスの中断が過重な負担となっている保健システムに与える影響を試算した。2030年SDGsのターゲット達成に向けたこれまでの進捗が、必要不可欠な保健サービスからのリソースの流用によって脅かされることになる（詳細はAnnex 5を参照）。2020年に限って言えば、これら14カ国の妊産婦死亡率は、ベースラインである2020年の出生10万人当たり184人に対して、最善のシナリオでは214人、最悪のシナリオでは263人に増加する可能性がある（図3.2）。

8 WHO (2020). "Pulse survey on continuity of essential health services during the COVID-19 pandemic: Interim report". Geneva, 27 August.

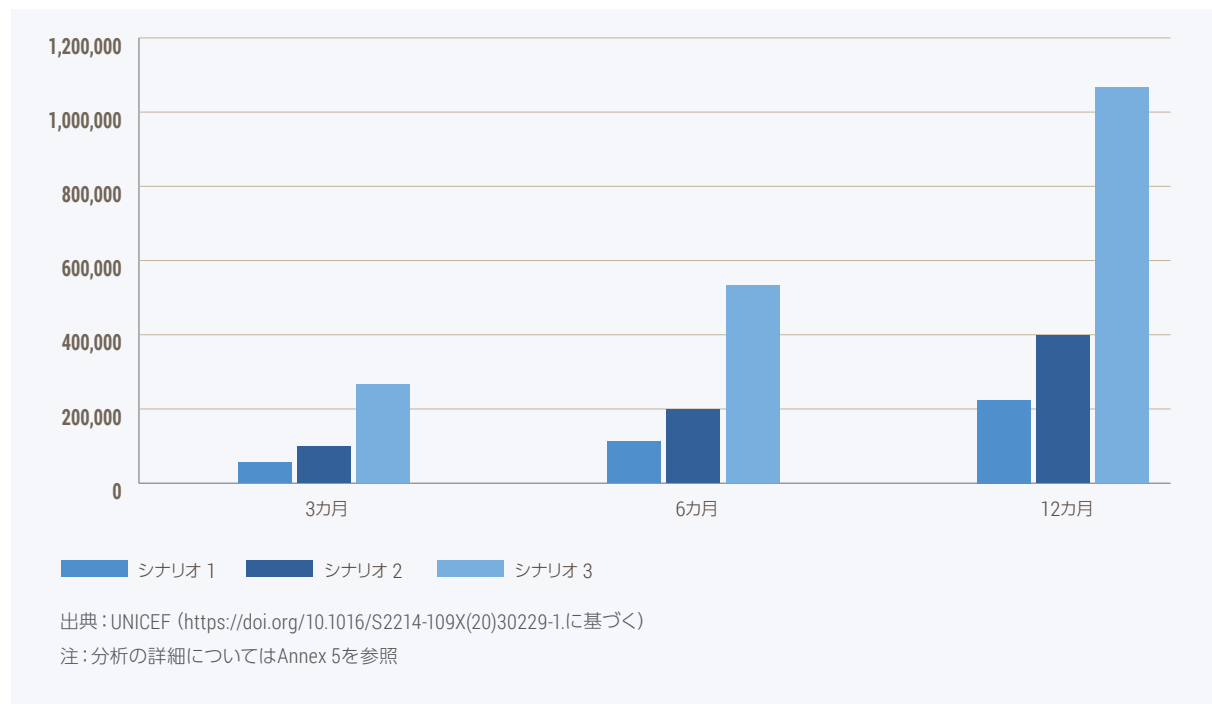
### 3.1.3 子どもの健康

最新の推計によると、COVID-19パンデミックは、妊産婦ケア、出産時のケア、産後のケア、予防接種、幼児期の予防・治療サービスなどの重要なサービスに支障をきたしたため、低・中所得国118カ国の子どもの死亡率にかなりの間接的な影響を与えたとされている。<sup>9</sup>

図3.3は、アジア太平洋地域の特定の国／地域を対象とした分析結果を示したもので、最悪のシナリオ（サービス支援の適用範囲が39.3～51.9%低下し、消耗性疾患が50%上昇する）では、5歳未満児が追加的に命を落とす可能性は、6カ月間で50万人以上、12カ月で100万人以上に倍増すると推定された。なお、これらの値は、COVID-19によるサービスの中断がなければ発生しなかった追加の死者数の推計であり、重要なサービスが中断されるという仮定に基づいたシナリオによるものであるため、正確な死者数を示すものではない。

9 T. Robertson and others (2020). "Early estimates of the indirect effects of the COVID-19 pandemic on maternal and child mortality in low-income and middle-income countries: a modelling study". The Lancet Global Health. 12 May 2020. DOI: [https://doi.org/10.1016/S2214-109X\(20\)30229-1](https://doi.org/10.1016/S2214-109X(20)30229-1).

図3.3 COVID-19によるサービス低下に起因するアジア太平洋地域における5歳未満児の追加死亡数



## 3.2 社会保護及び 基本的サービス

### 3.2.1 貧困

#### 所得貧困

国連開発計画（UNDP）をはじめとする様々な機関及び世界銀行は、COVID-19によって所得貧困と多次元貧困の両方が悪化すると予測している。しかし、この予測は、組織や時間によって異なり、また、潜在的な影響を評価する基準期間が異なるため、影響のレベルも異なる。

2021年1月に実施された世界銀行の最新の予測では、1億1,900万人（ベースラインシナリオ）から1億2,400万人（ダウンサイドシナリオ）が極度の貧困に追いやられるとしている。これは、1999年以降、世界の極貧層が大幅に増加した最初の事例となる。アジア太平洋地域では、COVID-19による貧困への影響が世界のどの地域よりも大きく、新たに発生する貧困層の60%が南アジアに集中すると予測される。世界銀行のベースラインシナリオでは、低・中所得国に適用する国際的な貧困ラインを用いて推計すると、COVID-19の影響によって1日3.20ドルで生活する人の数が2億2,800万人増加する。この場合も、また南アジアが大部分を占める。<sup>10</sup>

世界銀行は、不平等がある場合及び／或いは実質GDP成長率が予測よりも低い場合には、COVID-19の影響がより大きくなるとしている。例えば、ベースラインシナリオでは、ジニ係数が1%上昇すると極貧状態に陥る人が1,900万人増え、世界全体では9,000万人になる。同様に、ダウンサイドシナリオでGDP成長率が2%ポイント低下すると、極貧層の数は1億2,400万人に増加する。<sup>11</sup>



“ 多次元貧困の状態にある人々の半数近く（6億4,000万人）が、アジア太平洋地域に住んでおり、そのうち5億3,000万人は南西アジアに集中している。 ”

#### 多次元貧困

重視された指標<sup>12</sup>のうち、少なくとも3分の1の指標で困窮している人々は、多次元貧困を経験していると考えられ、また、貧困ラインに近い（指標のうち20～33.3%の範囲で貧困に陥っている）人々は、多次元貧困に陥りやすいと定義できる。107カ国の約13億人が多次元貧困に陥っており、この人数はこれらの国の総人口の22%に相当する。その半数近く（6億4,000万人）がアジア太平洋地域に住んでおり、そのうち5億3,000万人は南西アジアに集中している。

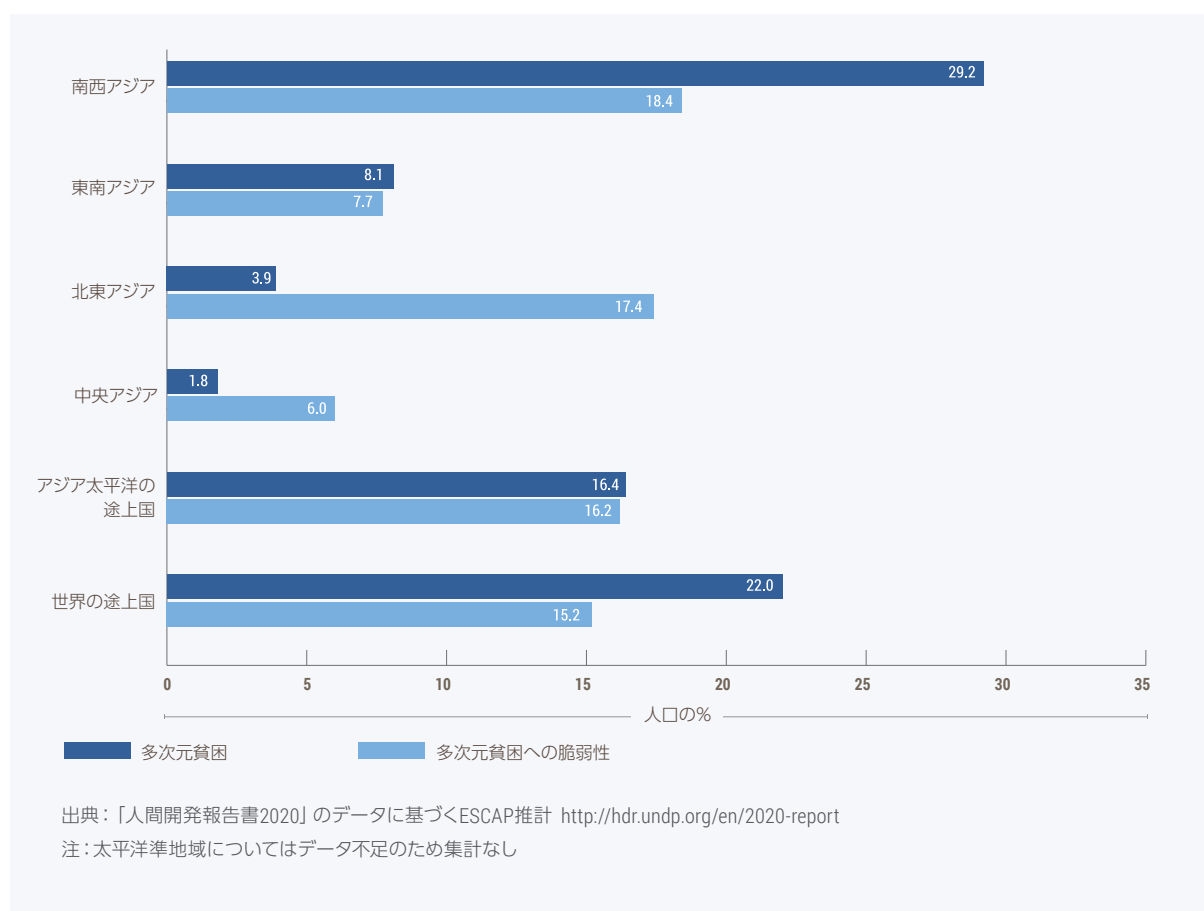
COVID-19パンデミックは、「貧困をなくそう」（目標1）と「飢餓をゼロに」（目標2）の達成に向けた進捗を脅かしている。このことは、多次元貧困の指標でも一部明らかになっている。

<sup>10</sup> WB (2021). Updated estimates of the impact of COVID-19 on global poverty: Looking back at 2020 and the outlook for 2021. <https://blogs.worldbank.org/opendata/updated-estimates-impact-covid-19-global-poverty-looking-back-2020-and-outlook-2021>. で入手可能

<sup>11</sup> Ibid.

<sup>12</sup> 多次元貧困指数(MPI)は、健康、教育、生活水準の3つの次元の10の指標に基づいて算出される。[http://hdr.undp.org/sites/default/files/hdr2020\\_technical\\_notes.pdf](http://hdr.undp.org/sites/default/files/hdr2020_technical_notes.pdf). を参照

図3.4 選択された国のグループにおける多次元貧困の蔓延度及び多次元貧困への脆弱性



る。多次元貧困の大幅な増加は、パンデミックによって深刻な影響を受けている多次元貧困指数 (MPI) の2つの指標、すなわち栄養と子どもの就学率に反映される。

十分なデータがあるアジア太平洋地域の準地域を比較すると、多次元貧困率は南西アジアで最も高く (29.2%)、この数字はアジア太平洋地域や世界全体の途上国平均よりも高い (図3.4)。

多次元貧困の状態にある人口の割合に比べて、多次元貧困に陥りやすい人口の割合は、貧困の発生率が低い中央アジアと北東アジアの2つの準地域で著しく高くなっている。南西アジアにおいて、多次元貧困に陥りやすい人口の割合は、多次元貧困を経験している人口の割合よりは低いものの、アジア太平洋地域や世界の途上国の平均よりは高くなっている。全体として、この地域の途上国人口の16.4% (約6億4,000万人) が多次元貧困の影響を受けている。また、同程度の人口が脆弱な状態にあり、COVID-19パンデミックの結果、多次元貧困に追い込まれる可能性がある。

UNDPとオックスフォード貧困・人間開発イニシアチブ (OPHI) は、70カ国 (アジア太平洋地域の16カ国を含む) を対象として多次元貧困率の予測を作成した。就学への影響に関する保守的なシナリオ (初等教育就学年齢にある子どもの50%が継続して学校閉鎖の影響下にある) と栄養状態への影響に関する中程度のシナリオ (多次元貧困または脆弱な人口の25%が栄養不足に陥る) を組み合わせてシミュレーションを行った結果、70カ国の世界全体のMPIは2020年に60%上昇し、2011年頃と同じ値になる可能性があることがわかった。つまり、COVID-19による貧困の増加は、貧困レベルを9年前に後戻りさせ、70カ国の4億9,000万人の人々を新たに多次元貧困に陥れることになるかもしれない<sup>13</sup>。より楽観的なシナリオで、パンデミックが栄養状態へ及ぼす影響のみを考慮した場合、世界のMPIは30%上昇する。この場合70カ国で更に2億3,700万人が多次元貧困に陥り、貧困削減の成果は5年近く後退することになる。

13 UNDP and OPHI (2020). Global Multidimensional Poverty Index 2020: Charting Pathways out of Multidimensional Poverty.

## 子どもの貧困

子どもたちが貧困に苦しむ状況は、大人の状況とは異なる。子どもたちのニーズ、期待、願望は異なっており、その結果生涯に渡って影響を受ける可能性が高くなる。子どもは生計を立てることを前提としていないため、COVID-19が子どもの貧困に与える影響は、直接的（多次元貧困）にも、また間接的（大人の失業やCOVID-19パンデミックによる両親の収入減の影響を通じて）にも評価することが重要である。

COVID-19パンデミックが貧困に与える影響に関するデータは年齢別に集計されていないため、子どもたちが直面している現実を反映していない。このギャップを埋めるため、国連児童基金（UNICEF）とセーブ・ザ・チルドレンは、金銭的に貧しい家庭に暮らす子どもの数と、パンデミックの影響でそのような貧困に陥る可能性のある子どもの数を推計した（詳細はAnnex 5を参照）。悲観的なGDP成長率を前提としたアジア太平洋地域の予測では、COVID-19パンデミックによる社会経済的危機により、2020年末までに7,100万人以上の子どもたちがいる家庭を金銭的な貧困に追いやる可能性があると考えられた。<sup>14</sup> つまり、何らかの緩和政策がとられなければ、アジア太平洋地域の金銭的に貧しい家庭に住む子どもの総数は3億人を超える可能性がある。

### 3.2.2 教育

COVID-19以前から、世界はすでに教育の危機に直面していた。ほとんどの国が2030アジェンダ（目標4）の教育ターゲット達成に苦戦していたが、パンデミックによって更にその不確実性が増した。ロックダウンのピーク時には、世界中で約15億人の子どもたちが学校閉鎖の影響を受けた。<sup>15</sup> アジア太平洋地域では、2020年9月までに、少なくとも8億5,000万人の生徒が学期の半分近くを失うこととなった。各国はリモート授業戦略を緊急に導入したが、リモート授業の恩恵を得たのは、そのような技術に対するアクセスがある生徒にとどまった。推定670万人の生徒が中退する危機に瀕している。<sup>16</sup>

## 学校閉鎖の影響を受ける生徒

パンデミックの進行に伴い、アジア太平洋地域の各国<sup>17</sup>は、ウイルスを抑制する能力に応じて、学校閉鎖への対応を変えた。アジア太平洋地域では、去年の3月初旬の時点ですでに、幼児教育、初等教育及び中等教育を受ける生徒の約30%が、直接学校に通うことができなかった（図3.5）。4月までには、アジア太平洋地域の8億5,000万人（99%）の生徒が学校閉鎖の影響を受けた。そのうち約半数（4億2,000万人）は南西アジアの生徒であった。

しかし、中国、ラオス、シンガポール、ベトナムなどの幾つかの国及び太平洋諸国のほとんどの国では、COVID-19の蔓延をある程度抑えることができ、5月から学校を再開することができた。その結果、影響を受けた生徒の数は、4月から5月にかけて15%、6月には18%低下した。更に、各国の年間授業スケジュールにより異なるが、ほとんどの国では、6月、7月及び8月に学校が休みの期間がある。しかし、9月初めの時点でも、就学前教育から中等教育の段階までの75%以上の生徒が学校に通えない状況が続いていた。

教育機関が緊急事態に対応するために予算の制約を受けると、教師は職を失う危険性がある。2020年4月初旬、本地域の学校閉鎖の影響を受けたのは、就学前教育から中等教育までの4,300万人の教師であった。教育に携わっていない教師の数は、その後数カ月で減少した。しかし、今でも大勢の教師が学校閉鎖の影響を受けている。南西アジアの国々では、2020年4月に1,620万人の教師が影響を受けた。<sup>18</sup>

アジア太平洋諸国の生徒は、2020年9月までに平均して101日以上期間、教育を受けられなかった。これは一年間の学期のほぼ半分に相当する（図3.6）。南西アジアの生徒は127日を失っており、アジア太平洋の準地域の中で最も多い状況にあった。学習が失われた日数が最も多かったのは4月と5月であった。学習日数を失うことによる影響は、読解力、算数或いは科学のいずれかで最低限の習熟度を達成する生徒数の減少に現れるであろう。今のところ、失われた学習時間を補うための適切な対策は講じられていない。

<sup>14</sup> <https://data.unicef.org/wp-content/uploads/2020/05/Child-poverty-COVID19-technical-note-English-2020.pdf>.

<sup>15</sup> UNESCO (2020). Education: From disruption to recovery. <https://en.unesco.org/covid19/educationresponse>. で入手可能

<sup>16</sup> UNESCO (2020). How many students are at risk of not returning to school? Advocacy paper.

<sup>17</sup> これは49のUNESCO加盟国に関して言及したものである。国の区分と準地域ごとの分類についてはAnnex 4を参照

<sup>18</sup> UIS (近刊) Asia and Pacific Regional Report on the Impact of COVID-19 on Education.



図3.5 学校閉鎖の影響を受けた就学前から中等教育までの生徒の数／％

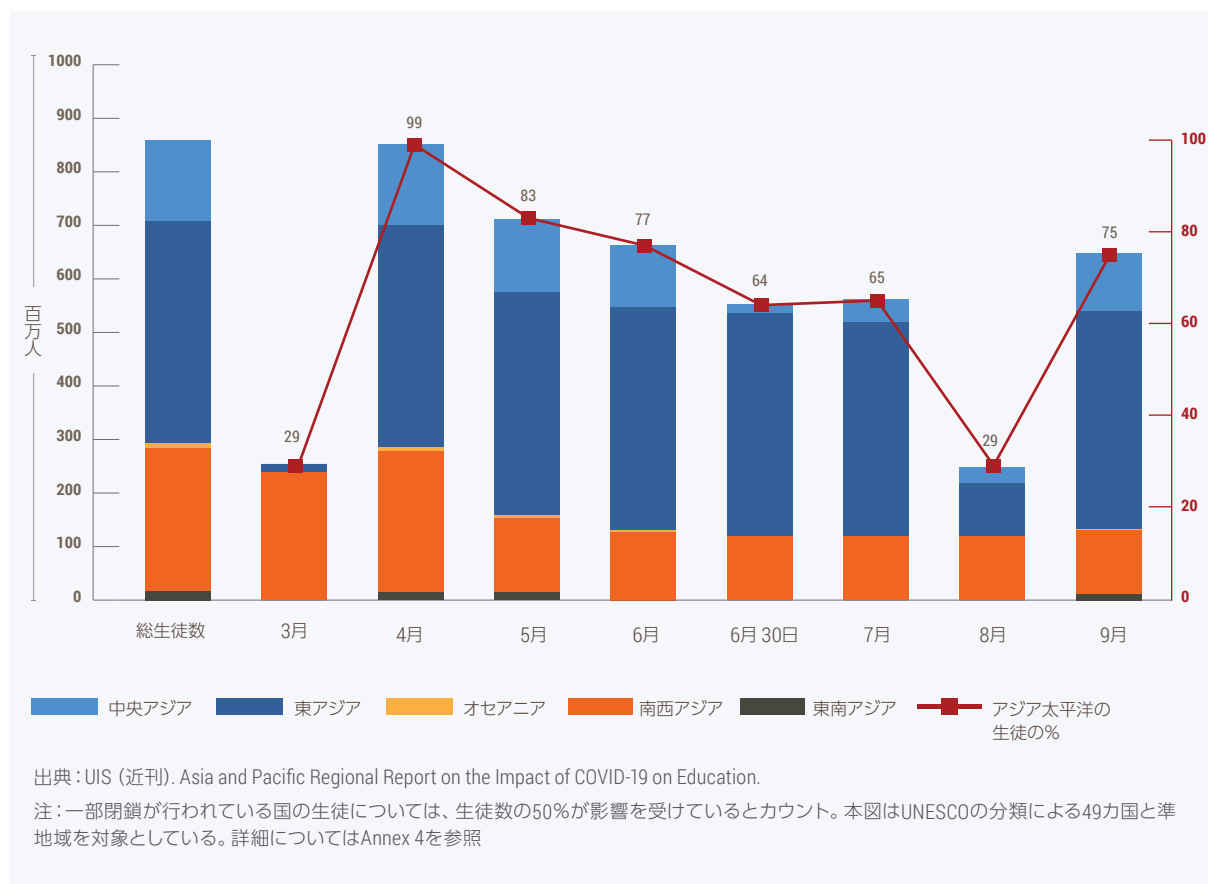
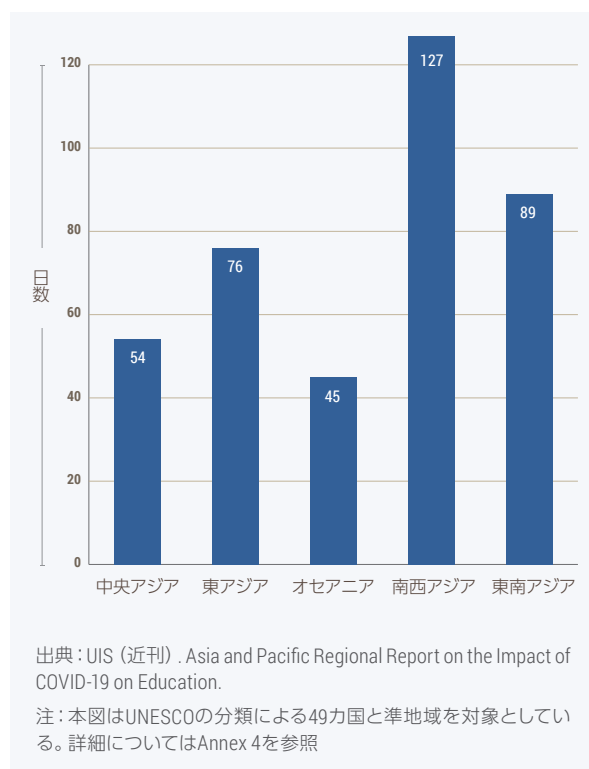


図3.6 失われた授業日数の平均 (2020年2月～9月、準地域別)



### パンデミック時における教育の提供

学校が閉鎖されている間に、リモート授業やオンライン学習のための技術が登場し、急速に進化した。UNESCO、UNICEF、世界銀行が実施した「COVID-19による学校閉鎖に対する国の教育の対応に関する調査」(2020年)では、インターネット以外にもテレビやラジオなどのリモート授業ツールへの生徒のアクセス状況や、学校閉鎖中にこれらのプラットフォームで配信されるカリキュラムの有無などのデータが収集された。<sup>19</sup> その結果、東アジアと太平洋の生徒の20%が、そして南西アジアの生徒の38%が、リモート授業にアクセスできない可能性を示唆している。このように、最も弱い立場にある生徒は、パンデミックだけではなく、デジタルディバイドによりリモート授業を支援する技術へのアクセスがないという二重の負担に直面している。

19 UNICEF (2020). COVID-19: Are children able to continue learning during school closures? <https://data.unicef.org/resources/remote-learning-reachability-factsheet/>. で入手可能

### 学校に戻ってこない生徒や中退する生徒の増加

COVID-19が家計に与える経済的影響により、就学率の低下と中途退学者の増加が予想され、学校に通っていない初等・中等教育年齢の子どもの数は1億2,800万人に達すると推定されている。UNESCOは、世界の180の国と地域を対象としたシミュレーションを行い、アジア太平洋地域では、初等教育及び中等教育において追加的に670万人以上の生徒が退学の危機にさらされており、そのうち420万人は中等教育からの退学であるとの推定結果を発表した。<sup>20</sup>

初等・中等教育を受けられない人口は、東アジア・太平洋地域では9.5%、南西アジアでは2%上昇するものと予想される。中央アジアは学校教育を受けられない人口が最も少ないが、今回それが13万7,000人（17%）と最大の増加をする見込みである（図3.7）。



“

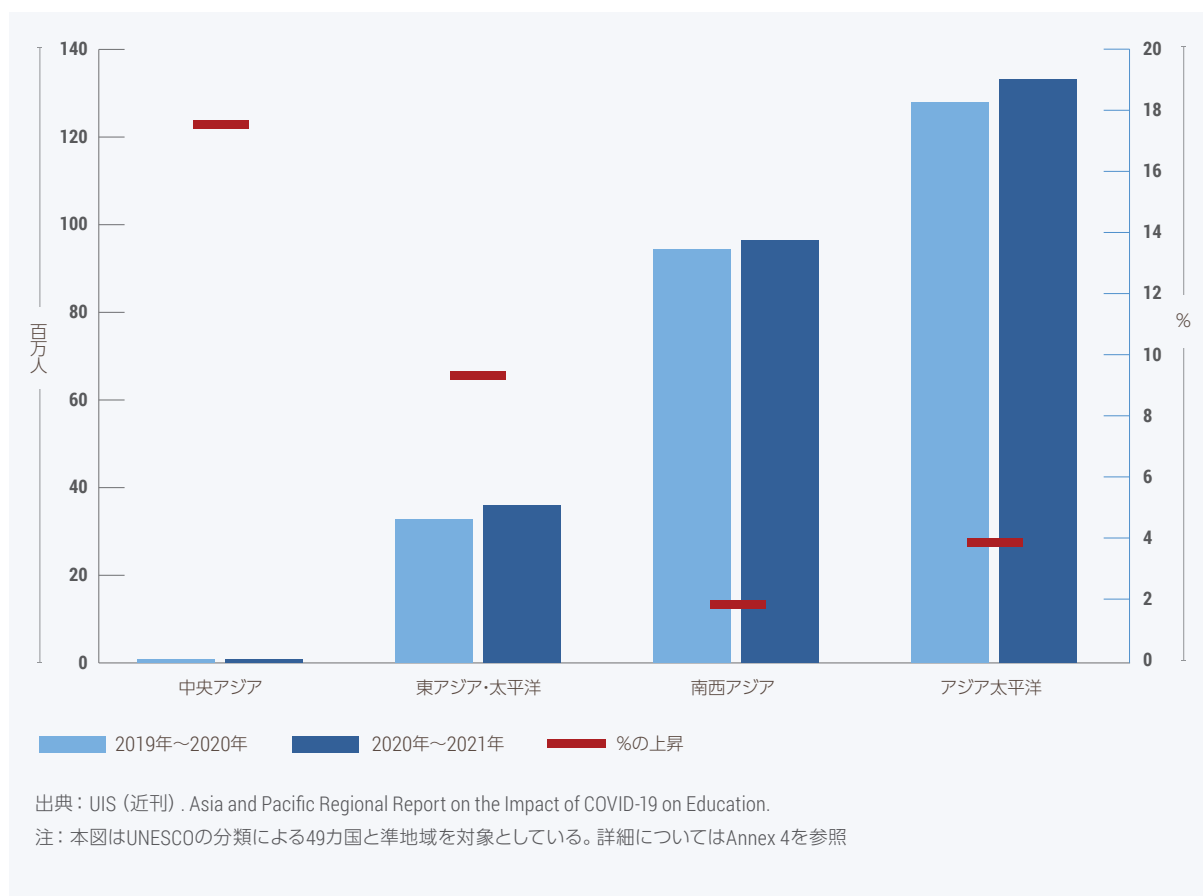
学校閉鎖が生徒の学習成果に計り知れない影響を与えているという証拠が増大している。

”

学校が再開されるにあたり、各国は、学校閉鎖が教育へのアクセスや学習成果の達成に与えた影響を十分に理解することが重要である。国や開発パートナーは、学校閉鎖の影響を測定するより良い方法を含め、適切に設計された学習評価システムを開発するための努力を強化する必要がある。また、目標4のターゲットをより良くモニタリングするためのリモート授業の効果に関する情報を提供することが極めて重要である。学校閉鎖の影響は、学習成果だけにとどまらない。長期にわたる学校閉鎖は、予防接種、学校給食、メンタルヘルスや心理社会的サポートなど、学校を拠点とした不可欠なサービスの提供を妨げ、10代の妊娠、性的搾取、児童婚、子どもに対する暴力のリスクを高める可能性もある。更に、そのような影響は、弱い立場にある人々（庇護希望者、難民、帰国者、国内避難民、無国籍者など）の子どもたちに、特に大きなものとなる可能性がある。

<sup>20</sup> UNESCO (2020). How many students are at risk of not returning to school? Advocacy paper.

図3.7 アジア太平洋地域と準地域において学校に通っていない初等教育から中等教育までの生徒の数と%の増加（推計）



### 3.3 雇用、中小企業及び 非公式部門の労働者

COVID-19パンデミックは、アジア太平洋地域の何百万人も労働者や企業に壊滅的な影響を与えており、「働きがいも経済成長も」(目標8)の達成に大きなリスクをもたらしている。パンデミックは雇用の喪失だけでなく、不完全雇用や労働時間の短縮にもつながっている。アジア太平洋地域の失業者数(指標8.5.2)<sup>21</sup>は、2020年に1,500万

人増加した。これは2019年の失業率よりも0.8ポイント高い。<sup>22</sup>一部の労働者が失業した一方で、より多くの労働者が労働を休止したり、何とか雇用だけは維持したりする状況となっている。これは、労働時間の短縮やそれに伴う収入の減少はあっても企業に労働者の雇用を維持させるという政策的対応の一定の成果である。<sup>23</sup>労働を休止した人々の中には、この厳しい経済状況の中で求職活動をあきらめた多くの若者がいる。その結果、就労や就学、または職業訓練を受けていない若者の数が増加している(指標8.6.1)。

21 ESCAPとILOの地域区分の違いにより、ここに挙げたデータは、オリジナルの出典「ILO Monitor on COVID-19 and the World of Work: 7th edition」とは異なる。地域、準地域のデータは、米領サモア、クック諸島、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア、北マリアナ諸島、ニウエ、ナウル、パラオ及びツバルを含まない。

22 ILOによる推計

23 ILO (2020). Monitor on COVID-19 and the World of Work: 7th edition; 及び ILO (2020). Asia-Pacific Employment and Social Outlook 2020: Navigating the crisis towards a human-centred future of work.

### 3.3.1 労働時間の短縮

2019年第4四半期の労働時間と比較すると、アジア太平洋地域では労働時間の短縮が全体として高い水準で発生している（図3.8）。2020年、同地域では推定8.1%の労働時間の短縮が記録された。これは、（週48時間労働と仮定すると）1億5,000万人のフルタイム労働者の労働時間に相当する。2020年に最も労働時間が短縮したのは南西アジア（12.8%）で、それに次ぐのが中央アジア（9.0%）であった。

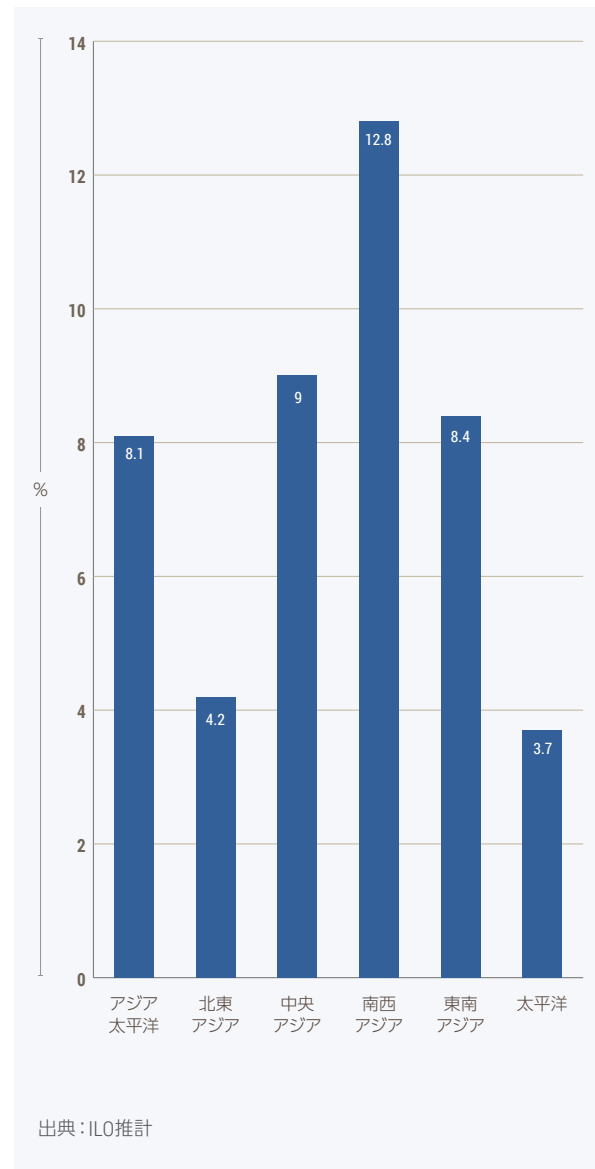
### 3.3.2 労働所得の減少

労働時間の短縮は、この地域の労働者の所得の大幅な減少につながる。このことは、2020年の所得に関する初期データによって、すでにこの地域の幾つかの国で確認されている（指標8.5.1）。<sup>24</sup> ILOによる労働所得減少の推計（所得支援策を除く）によると、この地域の労働者は、2019年の労働所得と比較して、2020年にはその7.1%を失うこととなった（図3.9）。労働所得の減少は、南西アジアで最も高くなっている（13.5%）。2020年にこの地域で失われた労働所得は、合計で1兆ドル以上（2019年の市場為替レート）となった。これはGDPの3.2%に相当する。この損失を、社会保障その他の施策による支援など他の収入によって軽減することができなければ、何百万もの世帯が貧困に陥る大きなリスクを抱えることになる。

COVID-19パンデミックは、すべての労働者に平等に影響するわけではない。非公式労働者は、ほとんどの場合、国の社会保障の対象から除外されていることから、混乱や所得の減少に対して最も脆弱な状況にある（指標1.3.1）。アジア太平洋地域の多くの国では、総雇用における非公式雇用の割合（指標8.3.1）が高い。非公式雇用は、COVID-19流行以前、地域全体で、非農業部門の59.2%、全労働者の68.2%を占めていた。<sup>25</sup> 2020年4月には、アジア太平洋地域の8億2,900万人もの非公式労働者（非公式労働者全体の64%）が、全面的または部分的なロックダウンを実施している国に居住していた。<sup>26</sup> 政府がウイルスの蔓延を防ぐ



図3.8 2019年第4四半期と比較した2020年の労働時間短縮



<sup>24</sup> ILO (2020). Asia-Pacific Employment and Social Outlook 2020: Navigating the crisis towards a human-centred future of work.

<sup>25</sup> ILO (2018). Women and men in the informal economy: A statistical picture, 3rd edition.

<sup>26</sup> ILO (2020). Monitor on COVID-19 and the World of Work, 3rd edition.

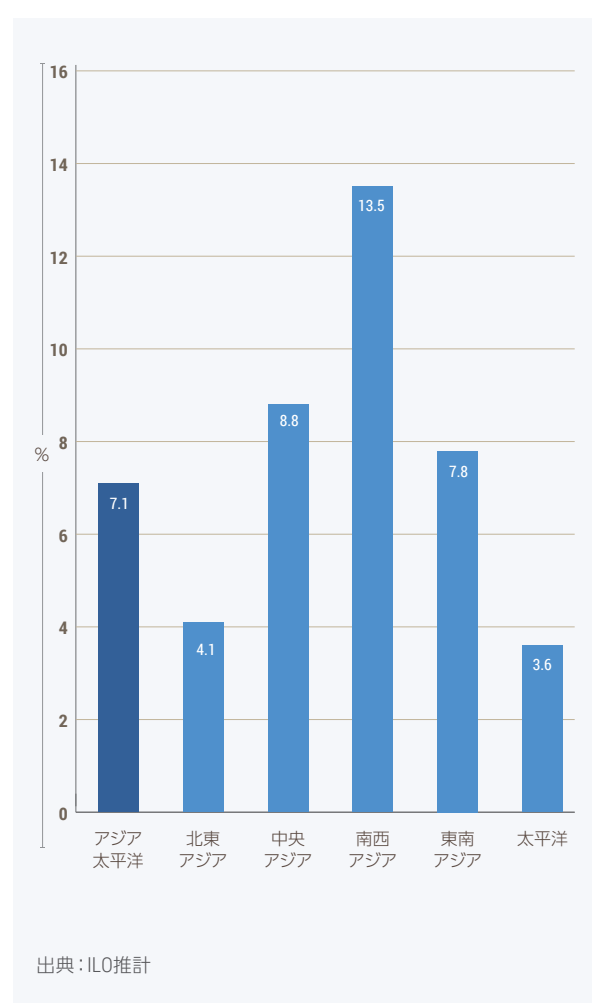


ために実施したロックダウンは、たちどころに非公式労働者の収入に影響を与えた。<sup>27</sup>

また、その多くが非公式である中小企業で働く労働者も、COVID-19に対して極めて脆弱である。アジア太平洋地域の何百万もの企業が、材料供給が途絶え、消費者の需要が低下したことにより、深刻な経済的ダメージを受けた。<sup>28</sup> 中小企業は雇用を提供する上で重要な役割を果たしているが、多くの場合、信用や資金的緩衝（優遇）措置への十分なアクセスがないため、危機の際には、事業を持続し、労働者の雇用を維持することが困難となる。例えばベトナムでは、2020年の第2四半期に雇用総数が前年同期比で4.5%低下したが、その内訳は零細企業で5.6%減、小企業で3.5%、中・大企業で1.5%減であった。<sup>29</sup>



図3.9 2020年の労働時間短縮による労働所得減少  
(所得支援策を除く／2019年比)



## 3.4

### 財政及び金融刺激策

#### 3.4.1 経済成長

国際通貨基金（IMF）の予測によると（図3.10）、関連データが利用可能なアジア太平洋諸国の約半数が、2020年に予測された（-4.4%）世界経済成長よりも更に低いマイナス経済成長を経験している。そのうち、マーシャル諸島、パラオ、サモアの3カ国を除くすべての国は、2021年にはプラス成長に転ずると見込まれている。しかし、大部分の国において、景気後退からの回復は予想される世界平均の5.2%を下回ると考えられる。

27 ILO (2020). COVID-19 crisis and the informal economy: Immediate responses and policy challenges.

28 ILO (2020). COVID-19 and global supply chains: How the jobs crisis propagates across borders.

29 ILO (2020). Asia-Pacific Employment and Social Outlook 2020: Navigating the crisis towards a human-centred future of work.

図3.10 アジア太平洋諸国の経済成長予測と2021年の世界平均予測

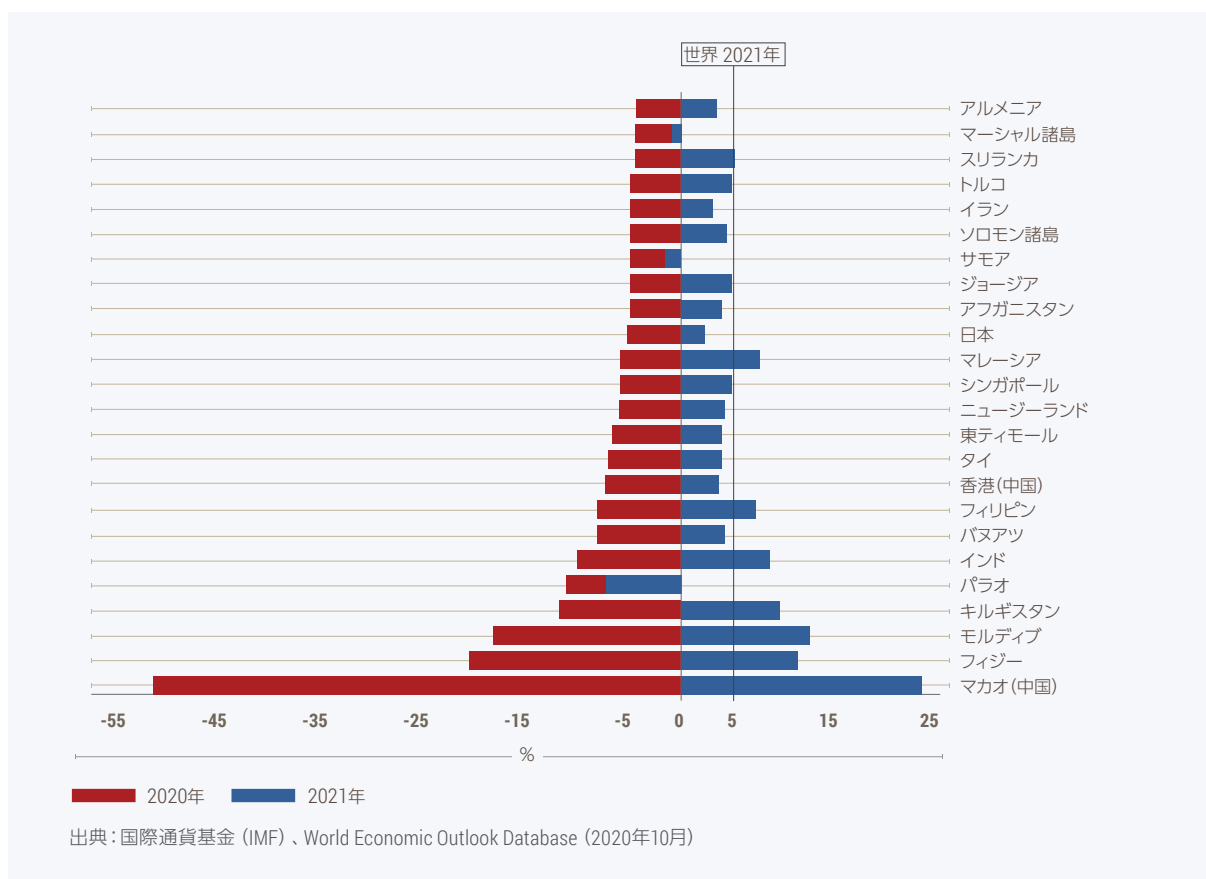
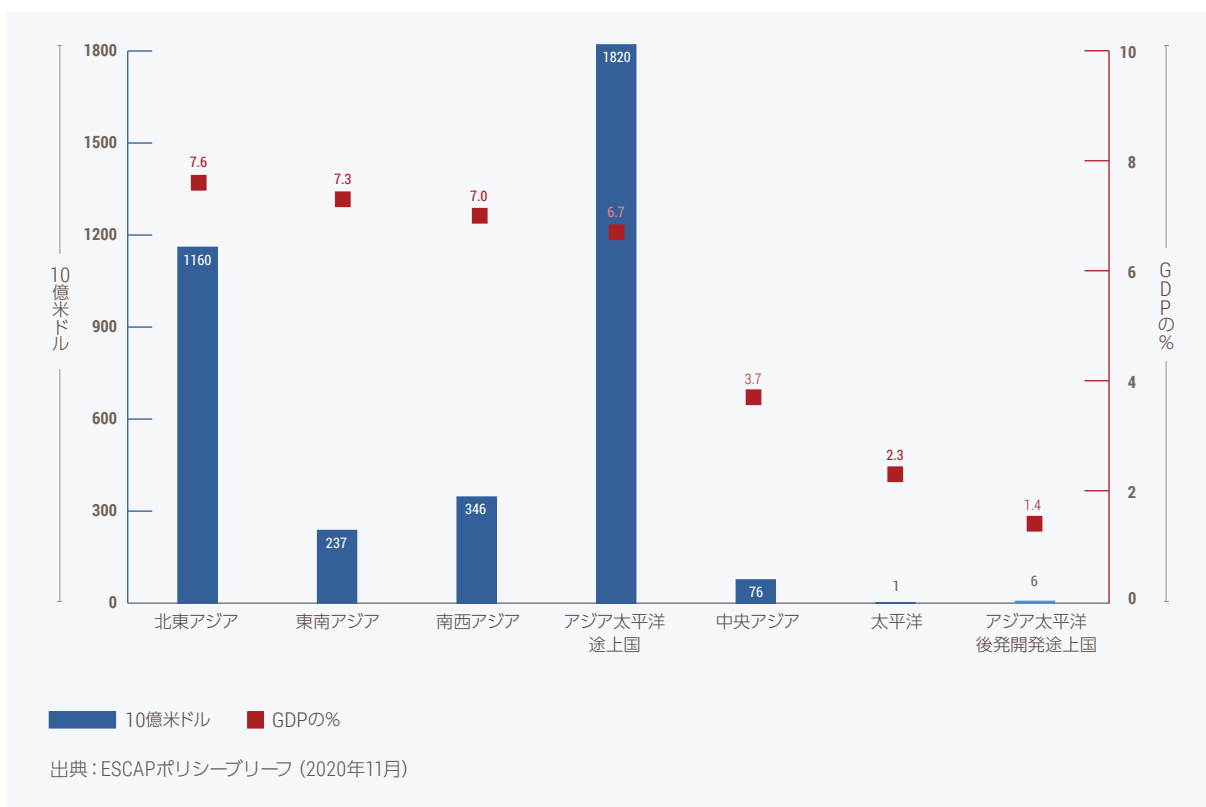


図3.11 アジア太平洋におけるCOVID-19に対応した財政支援



### 3.4.2 COVID-19に対する財政的対応

2020年3月から9月の間に、アジア太平洋地域の途上国は、家庭や企業向けのCOVID-19の健康対策及び救済措置のために、推計1.8兆ドル（GDPの6.7%）を投じると発表した（図3.11）。これらの救済措置は、貧しい家庭や中小企業、被害の大きかった部門への悪影響を軽減するために不可欠なものであった。しかし、その総額は、世界の途上国が平均でGDPの約13%を投じたのと比較すると、その約半分に過ぎなかった。同時期に、国際通貨基金（IMF）と国際開発金融機関（MDB）は、アジア太平洋地域の途上国にパンデミック対策として380億ドルをコミットしたが、そのほとんどが融資であり、返済義務を伴わない無償資金協力や債務救済はわずか4%にすぎなかった。

アジア太平洋地域の途上国の財政赤字平均は、2019年のGDPの1.5%から2020年には6.8%に上昇すると予測されている。したがって、COVID-19により深刻な影響を受けた国々が持続的に復興するためには、地域的な対話や焦点を絞った債務救済措置など、国際的支援の強化が不可欠である。<sup>30</sup>



30 ESCAP (2020). An Assessment for Fiscal Space for COVID-19 Response and Recovery in the Asia-Pacific Developing Countries. Policy brief No. 116, November.

## 3.5 社会的結束及びコミュニティの強靭性(レジリエンス)

### 3.5.1 高齢者

すべての国において、高齢になるとCOVID-19による死亡率が高くなる。COVID-19が高齢者の死亡率に与える影響は、超過死亡者数（訳注：自殺者等を意味する）を考慮すると顕著となる。これは、ロックダウン対策が通常の保健サービスの利用に与える影響が大きいかを明らかにしている。例えば、2020年6月から8月にかけて世界保健機関が130カ国（アジア太平洋地域の30カ国を含む）で行った調査では、この間、高齢者向けのメンタルヘルスケアで、混乱なく利用できたのは約30%にとどまっていた。

長期の介護システムが脆弱であること、或いはそもそも存在しないことが、高齢者支援の大きなギャップとなっている。

### 3.5.2 児童婚

人道的危機下においては、児童婚が急増する。UNFPAとUNICEFが共同で作成した報告書「南アジアにおける人道的問題状況下での児童婚」では、バングラデシュとネパールにおいて人道的危機の状況下で児童婚が増加していることを示すデータが確認された。

COVID-19に関連したロックダウン、学校閉鎖、経済の低迷は、少女たちに大きな影響を与える可能性がある。パンデミックにより、性と生殖に関する保健サービスへのアクセスが低下し、児童婚を減らすための公的な介入が妨げられている。社会経済的な問題が悪化し、少女を抱える多くの貧困家庭では、児童婚が問題解決の唯一の手段と見なされている。このパンデミックにより、2020年から2030年の間に、回避できたはずの児童婚が世界で1,300万件増加する可能性がある。<sup>31</sup>

31 UNFPA (2020). Impact of the COVID-19 Pandemic on Family Planning and Ending Gender-based Violence, Female Genital Mutilation and Child Marriage, 27 April. [www.unfpa.org/resources/impact-covid-19-pandemic-family-planning-and-ending-gender-based-violence-female-genital](http://www.unfpa.org/resources/impact-covid-19-pandemic-family-planning-and-ending-gender-based-violence-female-genital). で入手可能

### 3.5.3 庇護希望者

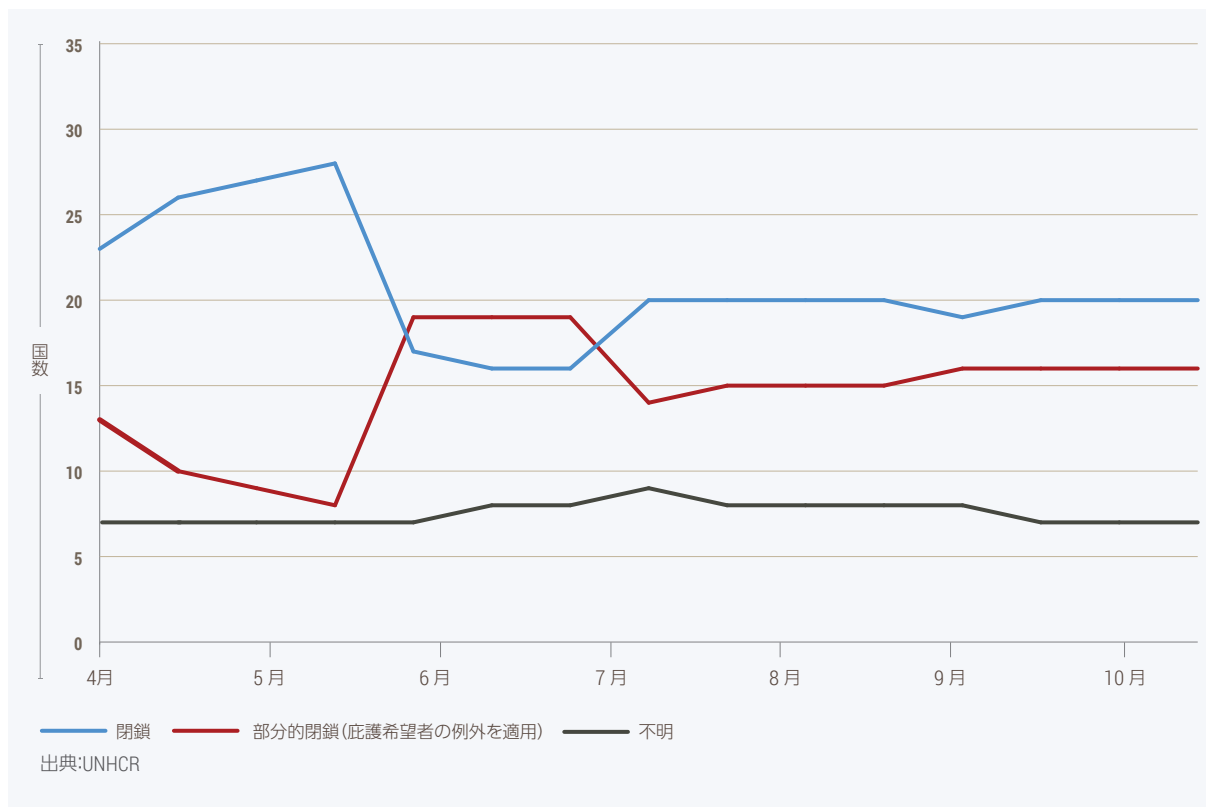
COVID-19パンデミックによる国境閉鎖、渡航制限、更に検疫の義務化は、庇護希望者の国際保護へのアクセスに影響を与えた。入手可能なデータによると、2020年3月中旬から5月末にかけて、アジア太平洋地域では、庇護を求める人々への例外措置を設けず国境を閉鎖する国が増加した（関連データが利用可能な国の63%に達した）。その後、一部の国では、2020年6月初旬の時点で庇護希望者に対する例外規定を認めたが、その後、国境閉鎖の状況は残りの期間を通じてあまり変化はなく、いまだ半数近くの国が例外なく国境を完全に閉鎖している（図3.12）。

## 3.6 環境

### 環境に関する交錯したシグナル

COVID-19パンデミックが人の生命や生計に否定的かつ壊滅的な打撃を与えたのは間違いない。しかし、特に厳しいロックダウンの期間、短期的に環境が回復したという事例が数多く報告されてはいるが、環境への影響を正確に計測するのは簡単ではない。確かに、各国が採用した緊急対策により経済活動が抑制され、その結果、本地域の多くの都市で二酸化炭素の排出量、大気汚染、騒音のレベルが減少したが、これらは短期的なものではない。一方で、パンデミックは間接的に環境に悪影響を及ぼした。特に、医療廃棄物の増加、使い捨て製品の増加に伴う持続可能でない消費パターンの広がり、固形廃棄物処理の問題などが挙げられる。現在、確かなデータや統計があるわけではないが、COVID-19による経済的混乱や貧困が、一層の環境悪化につながるのではないかと懸念されている。

図3.12 アジア太平洋諸国における庇護希望者の受け入れ（2020年）





### 3.6.1 温室効果ガスの排出量

COVID-19パンデミックに伴う封じ込め措置により、温室効果ガスの排出量が大幅に削減された。例えば、2020年4月の世界の1日当たりの二酸化炭素排出量は2019年4月と比較して17%低下した。<sup>32</sup> このパターンは、アジア太平洋地域では、中国、インド、日本、ロシアで顕著に明らかになっている（図3.13）。二酸化炭素排出量の減少は著しいものであったが、それは一時的なもので、ロックダウン措置が解除されるやいなや排出量が増加に転じた。中国は他の国よりも早くロックダウン措置を緩和したため、それが特に明確に現れた。中国では、2020年2月から3月にかけて1日当たりの排出量が大幅に減少したが、4月から6月にかけて、2019年の同じ月の排出量と同等もしくはそれ以上の二酸化炭素排出量を記録した。

このように、COVID-19パンデミックにより二酸化炭素排出量が一時的に減少はしたものの、地球は依然として、パリ協定の目標値をはるかに超える、今世紀中3°Cを超過する気温上昇へと向かっている。

### 3.6.2 大気質

衛星データなどの環境モニタリングにより、地域の多くの国で2020年前半に大気質が改善したことが明確に示されている。衛星データによると、インド北部の大気汚染は20年ぶりの低水準にあり、ニューデリーとその周辺地域では、PM2.5やPM10などの微小粒子状物質に相関するエアロゾル光学深度が、4月に50%もの大幅な低下を記録した。<sup>33</sup> 中国では、主要168都市のPM2.5とPM10の平均値が、2月に34%、3月に24%低下したと報告されており、<sup>34</sup> 衛星データでも国全体での低下が確認された。東南アジアでも同様の大気汚染の低下が見られた。特にバンコク、クアラルンプール、マニラ、シンガポールなどの主要都市では、対策によりPM2.5、PM10、二酸化窒素、二酸化硫黄の濃度が広範囲にわたって低下した。<sup>35</sup>

### 3.6.3 廃棄物処理

COVID-19パンデミックにより、アジアの多くの国では、もともと脆弱な廃棄物管理システムに急激な負荷がかかり、一部の都市では崩壊寸前になった。COVID-19の震源地である中国の武漢では、医療廃棄物がパンデミック前の1日当たり約40トンから、2020年3月1日には約247トンにまで激増した。<sup>36</sup> バンコク、ハノイ、クアラルンプール、マニラなどの都市でも同様の増加が見られ、1日当たりの医療廃棄物の発生量は、パンデミック以前よりも154~280トン増加した。<sup>37</sup>

### 3.6.4 持続可能な復興対策

復興対策は、この地域やそれ以外の地域における将来の開発と繁栄への道筋を再考する重要な機会となり、COVID-19が環境に与える総合的な影響を分析する真の尺度ともなる。アジア太平洋地域のほとんどの国は、COVID-19パンデミックに対する国による刺激策や対応戦略を策定している。本地域の13カ国が策定した復興措置のうち、11カ国は環境の側面をほんのわずかしきか或いはほとんど考慮していなかった。ちなみに、「グリーンな対策」が刺激策全体の10%を超えているのはニュージーランドとシンガポールだけである。<sup>38</sup> このように、今のところ復興対策を利用してグリーンな移行を推進するという機会は全体的には十分活用されていないが、そのような機会を活かすのにもう遅すぎるということではない。各国がグリーン対応戦略を実施しない限り、パリ協定の目標達成はますます遠のいていくことになる。<sup>39</sup>

環境の重要性は、このパンデミックの起源からも明らかである。COVID-19は人獣共通感染症であり、動物から人間に感染する病気のひとつである。このような病気の発生頻度の増加は、持続可能でない人間活動や生態系への圧力の増幅と関連している。<sup>40</sup> 将来のパンデミックは、予防に重点を置いた感染症対策の地球的なアプローチに変革が

32 C. Le Quere (2020). "Temporary reduction in daily global CO<sub>2</sub> emissions during the COVID-19 forced confinement". *Nature Climate Change*.

33 S. Gautam (2020). The influence of COVID-19 on air quality in India: a boon or inutility.

34 Ministry of Ecology and Environment, China (2020). China Air Quality Monthly Report [中国語版]. [www.mee.gov.cn/hjzl/dqhj/ckqzlkzyb/](http://www.mee.gov.cn/hjzl/dqhj/ckqzlkzyb/). で入手可能

35 K.D. Kanniah and others (2020). "COVID-19's impact on the atmospheric environment in the Southeast Asia region". *Science of the Total Environment*, 736.

36 Xinhuanet (2020). "Medical waste treatment in Wuhan from emergency to stability" [中国語版].

37 アジア開発銀行 (ADB) (2020). Managing infectious medical waste during the COVID-19 pandemic.

38 R. Carnell and others (2020). Asia's lamentable green response to COVID-19. [https://think.ing.com/uploads/reports/Asias\\_green\\_response\\_100820\\_AOT.pdf](https://think.ing.com/uploads/reports/Asias_green_response_100820_AOT.pdf). で入手可能

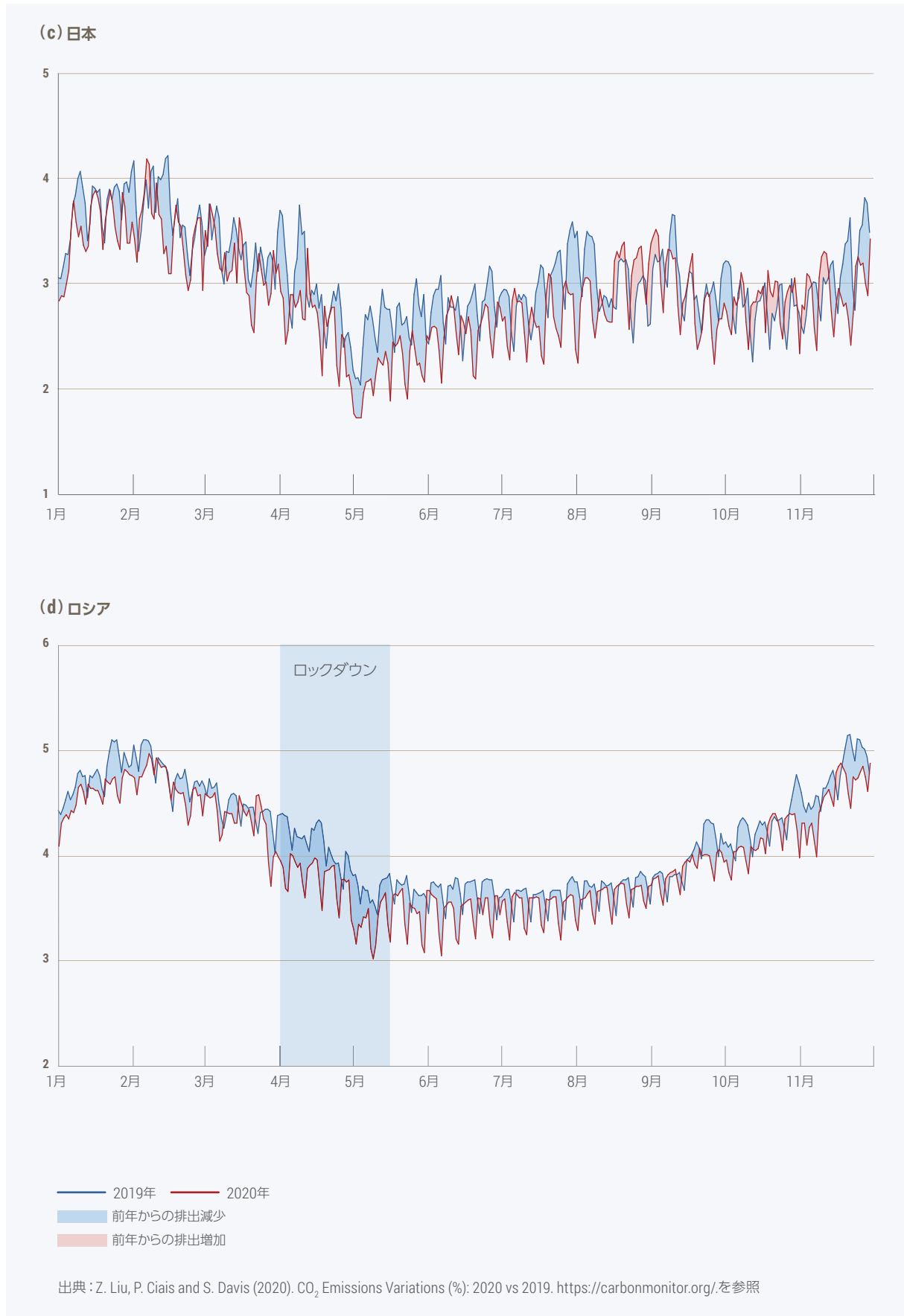
39 UNEP (2020). Emissions Gap Report 2020. [www.unenvironment.org/emissions-gap-report-2020](http://www.unenvironment.org/emissions-gap-report-2020). で入手可能

40 UNEP (2020). Preventing the next pandemic - Zoonotic diseases and how to break the chain of transmission. <https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/32316/ZP.pdf?sequence=1&isAllowed=y>. で入手可能

図3.13 選択された国における2020年の1日当たり二酸化炭素排出量（2019年比／1日当たりトン）



図3.13 選択された国における2020年の1日当たり二酸化炭素排出量（2019年比／1日当たりトン）



起こらない限り、COVID-19よりも頻繁に発生し、急速に広がり、世界経済に大きなダメージを与え、より多くの人々に悪影響を与えることになる。<sup>41</sup> 人獣共通感染症のリスクを軽減する取り組みが、特にそうした感染症のホットスポットであるアジア太平洋地域では非常に重要である。したがって、人々の福祉と環境の健全性を中心に据えた「ワン・ヘルス」のフレームワーク（訳注：人、動物、環境の衛生に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携して、その解決に取り組むフレームワーク）を推進することが、これまで以上に急務となっている。<sup>42</sup>

## 3.7 統計運用

### 3.7.1 各国の統計システムへの影響

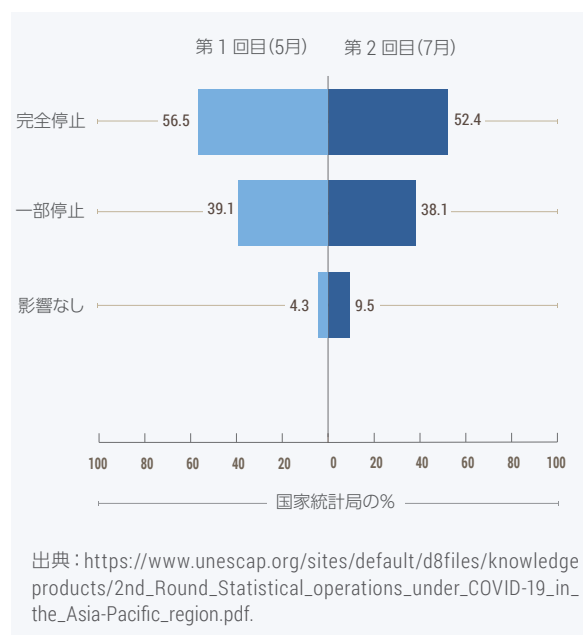
COVID-19パンデミックが国家統計局（NSOs）の実施する統計運用に与える影響に関して行った二度の世界調査の結果<sup>43</sup>によると、アジア太平洋地域では、2020年5月と比較して7月には、対面でのデータ収集を開始または再開したところが幾つかあった。しかし、ほとんどのNSOsは2020年7月までに対面でのデータ収集を再開できなかった（図3.14）。

アジア太平洋地域の結果を見ると、短期的な統計の作成は、引き続き影響を受けている。COVID-19パンデミックにより最も影響を受けたデータ収集は、物価統計、国民経済計算、家計部門統計の3部門であった（図3.15）。

### 3.7.2 特別調査：女性に対する暴力

COVID-19パンデミックでは、すべての調査が強制的なロックダウンやソーシャルディスタンスなどの措置により何らかの影響を受けた。一部の集団、特に取り残される危険性のある集団については、COVID-19が彼らに与えた影

図3.14 COVID-19がアジア太平洋諸国の対面でのデータ収集に与える影響



響の程度を明らかにするにはより長い時間がかかる。そのため、データ収集の遅れによって他の人々より大きな影響を受ける可能性がある。彼らが直面している課題に対する公的な介入策の立案と実施には、更に長い時間がかかることになる。

例えば、COVID-19パンデミックは、5.2.1と5.2.2の指標によって計測されるターゲット5.2へのコミットメントをモニターするのに必要な、国のデータ収集能力に影響を与えている。実際、この地域の少なくとも2カ国で、女性に対する暴力に関する全国調査が遅れている。

サービス部門の統計では、暴力ホットラインへの電話や警察への通報が急増している国もあれば、減少している国もあることが明らかとなっている。しかし、該当する指標を用いて報告された件数をモニターしても、暴力を受けた女性の割合が変化したかどうかはわからない。なぜなら、それは、無作為に抽出した女性を対象とした世帯調査によってのみ明らかとなるからである。世帯調査は、女性が加害者と一緒に家にいるパンデミック中には行うべきではない。<sup>44</sup> それは、より多くの暴力を誘発する可能性があるからであり、また、調査の実施が困難なため、データの質が低下する恐れがあるからである。

41 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）（2020）。Workshop Report on Biodiversity and Pandemics of the Intergovernmental Platform on Biodiversity and Ecosystem Services. IPBES secretariat, Bonn, Germany. DOI:10.5281/zenodo.4147317.

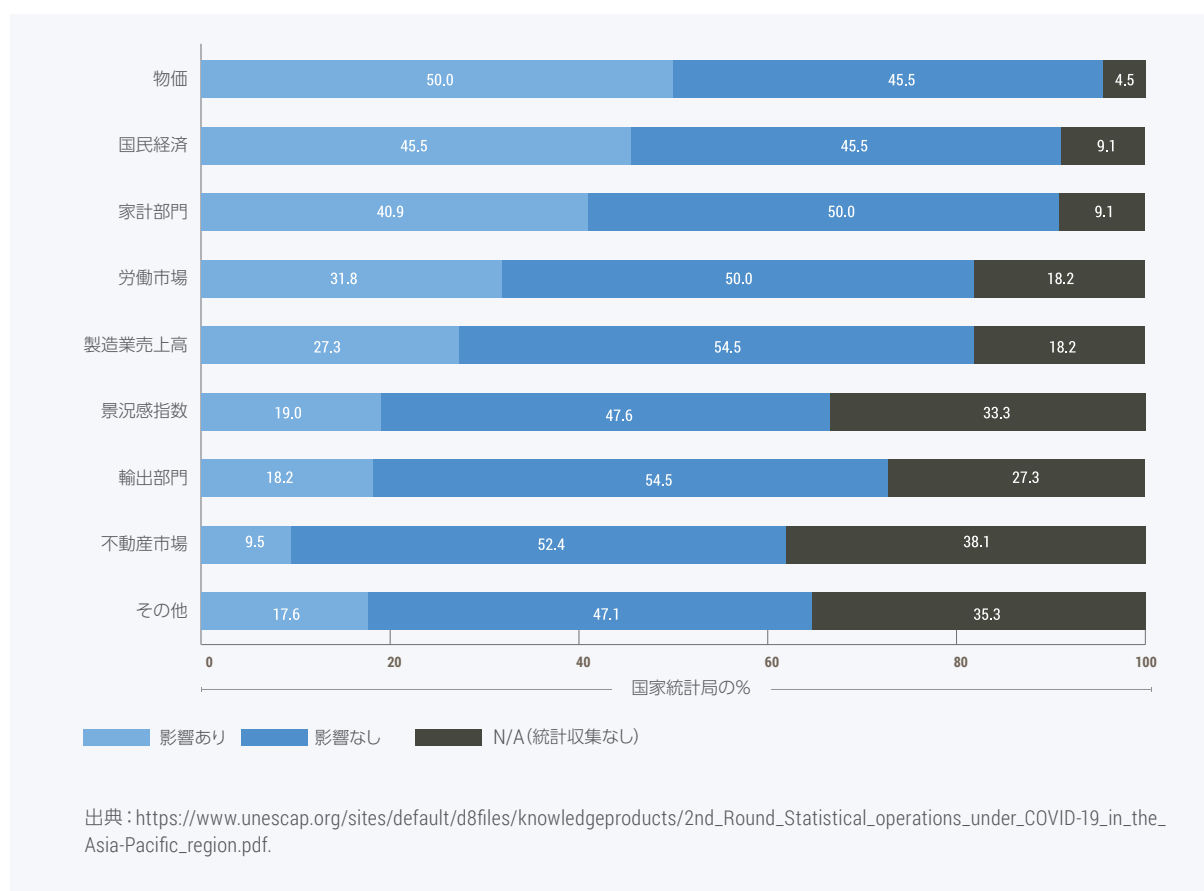
42 UNEP (2020). Preventing the next pandemic - Zoonotic diseases and how to break the chain of transmission. <https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/32316/ZP.pdf?sequence=1&isAllowed=y> で入手可能

43 調査は、World Bank Development Data Groupとの協力及び国連地域委員会との調整の下、UNSDの支援により実施された。結果報告は以下より入手可能 <https://unstats.un.org/unsd/covid19-response/covid19-nso-survey-report-2.pdf>.

44 <https://asiapacific.unfpa.org/en/resources/decision-tree-data-collection-violence-against-women-and-covid-19>.



図3.15 COVID-19の影響を受けたNSOsの割合（必須の月／四半期毎データ収集別）



### 3.7.3 人口動態調査

2020年に入ってから、COVID-19パンデミックによって人口動態調査はさまざまな形で中断された。アジア太平洋地域では、ESCAP加盟国のうち20カ国が、パンデミックが発生する前に、2020年調査の一環<sup>45</sup>として、すでに人口動態調査を実施していた。その他の24カ国は、2020年または2021年に動態調査を実施する予定で、その調査活動の途中段階にあったが、COVID-19により様々な影響を受けた。大多数の国では、2020年に予定されていた人口動態調査のデータ収集活動は、2020年の後半または2021年に延期された。そうしなかった国では、新しい調査の日程が明確に発表されることなく調査活動が中断されたりした。また、通常通りに現場でのデータ収集を行うことができない状況に適應するため、人口動態調査の手順を変更しようとした国や、将来的に検討している国もある。

45 2020 World Population and Housing Census Programme.

# ANNEXES



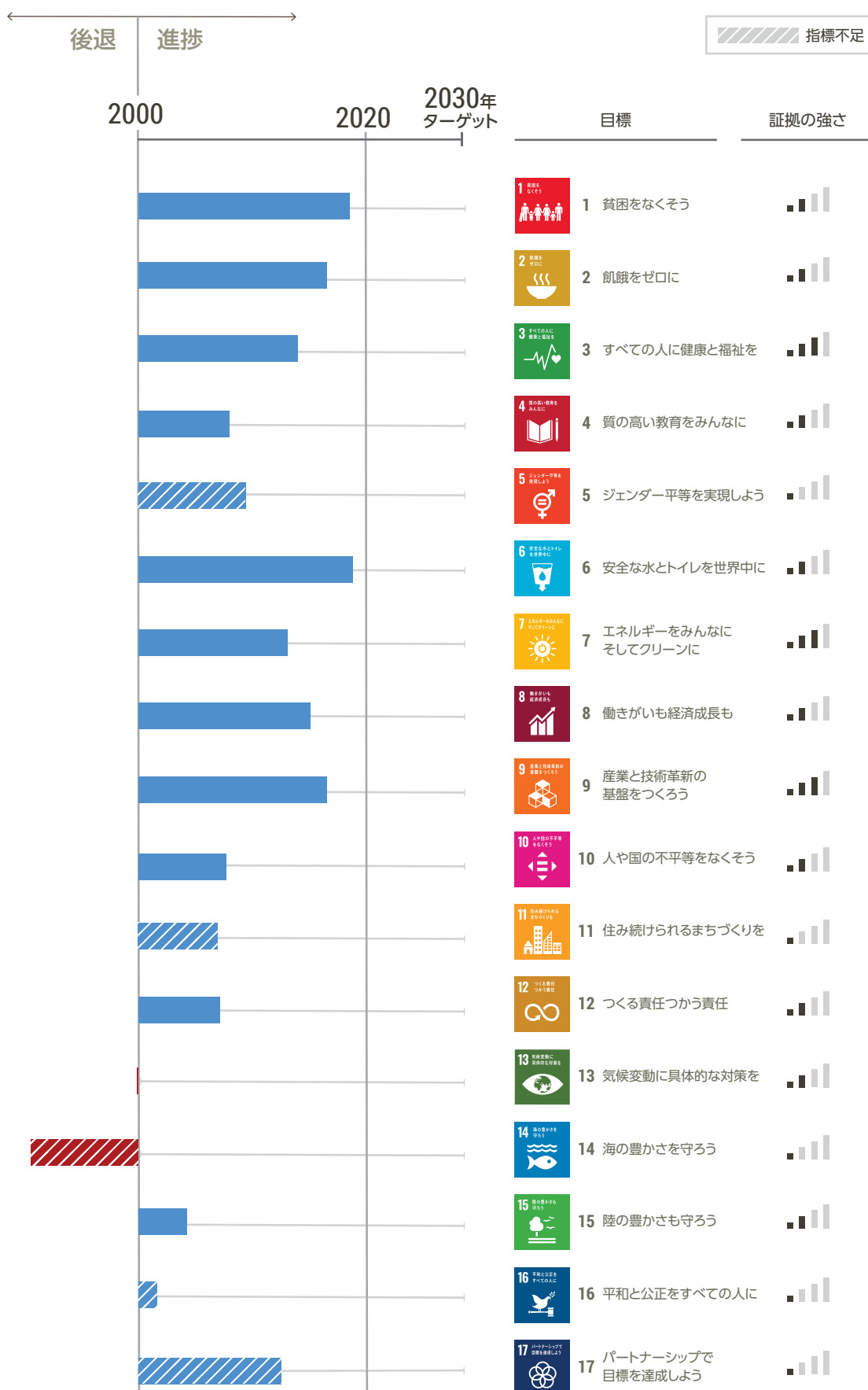
## Annex 1

### 準地域のグラフ

#### 北東アジア



2020年におけるSDGの進捗状況のスナップショット:北東アジア





**1 貧困をなくそう**

- 1.4 基本的サービスへのアクセス
- 1.1 国際的な貧困
- 1.a 貧困対策への資源動員
- 1.5 脆弱層の強靱性(レジリエンス)
- 1.2 各国の貧困
- 1.3 社会保護
- 1.b 貧困撲滅政策

**2 飢餓をゼロに**

- 2.3 小規模食料生産者
- 2.4 持続可能な農業
- 2.1 栄養不足と食料安全保障
- 2.5 農業遺伝資源
- 2.2 栄養不良
- 2.a 農業への投資
- 2.b 農業輸出補助金
- 2.c 食料価格の変動

**3 すべての人に健康と福祉を**

- 3.1 妊産婦死亡率
- 3.2 子どもの死亡率
- 3.7 性と生殖に関する保健
- 3.b 医薬品の研究開発
- 3.d 健康リスク管理
- 3.3 感染症
- 3.4 非感染性疾患と精神保健
- 3.6 道路交通事故
- 3.8 ユニバーサルヘルスカバレッジ
- 3.9 汚染による健康への影響
- 3.a たばこの規制
- 3.c 保健財政・人材
- 3.5 物質乱用

**4 質の高い教育をみんなに**

- 4.2 乳幼児の発達
- 4.1 効果的な学習成果
- 4.5 教育への平等なアクセス
- 4.3 職業技術教育・訓練と高等教育
- 4.4 雇用に必要な技能
- 4.6 成人の読み書き計算能力
- 4.7 持続可能な開発のための教育
- 4.a 教育施設
- 4.b 奨学金
- 4.c 質の高い教員

SDGターゲットの予想される進捗:  
北東アジア

**5 ジェンダー平等を実現しよう**

- 5.1 女性及び女兒に対する差別
- 5.5 リーダーシップへの女性の参画
- 5.2 女性及び女兒に対する暴力
- 5.3 早期結婚
- 5.4 無償の家事・ケア労働
- 5.6 生殖に関する健康へのアクセス及び権利
- 5.a 同等の経済的権利
- 5.b 女性の能力強化への技術の活用
- 5.c ジェンダー平等の政策

**6 安全な水とトイレを世界中に**

- 6.1 安全な飲料水
- 6.6 水に関連する生態系
- 6.2 下水施設及び衛生施設へのアクセス
- 6.4 水利用の効率
- 6.3 水質
- 6.5 国境を越えた水協力
- 6.a 水と衛生分野での国際協力
- 6.b 水と衛生管理への参加

**7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに**

- 7.1 エネルギーサービスへのアクセス
- 7.2 再生可能エネルギーの割合
- 7.3 エネルギー効率
- 7.b エネルギーインフラへの投資
- 7.a エネルギーに関する国際協力

**8 働きがいも経済成長も**

- 8.1 一人当たり経済成長率
- 8.2 経済生産性とイノベーション
- 8.3 中小零細企業の設立
- 8.10 金融サービスへのアクセス
- 8.4 資源効率
- 8.5 完全雇用とディーセントワーク
- 8.6 ニートの若者
- 8.7 児童及び強制労働
- 8.8 労働者の権利と安全な労働環境
- 8.9 持続可能な観光業
- 8.a 貿易のための援助
- 8.b 若年雇用のための戦略

**9 産業と技術革新の基盤をつくろう**

- 9.4 持続可能でクリーンな産業
- 9.5 研究開発
- 9.b 国内の技術開発
- 9.c ICTとインターネットへのアクセス
- 9.1 インフラ開発
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化
- 9.3 小規模製造業の金融アクセス
- 9.a 強靱(レジリエント)なインフラ

**10 人や国の不平等をなくそう**

- 10.4 税制及び社会保障政策
- 10.7 安全な移住及び流動性
- 10.1 所得成長率(下位40%)
- 10.2 包摂(社会的、経済的及び政治的)
- 10.3 差別の撤廃
- 10.5 金融市場の規制
- 10.6 包摂的な地球規模のガバナンス
- 10.a 特別かつ異なる待遇(WTO)
- 10.b 開発のためのリソースフロー
- 10.c 送金コスト

**11 住み続けられるまちづくりを**

- 11.2 公共輸送システム
- 11.5 災害への強靱性(レジリエンス)
- 11.6 都市大気質及び廃棄物管理
- 11.1 住宅及び基本的サービス
- 11.3 持続可能な都市化
- 11.4 文化・自然遺産
- 11.7 都市の緑地や公共スペース
- 11.a 都市計画
- 11.b 災害リスク管理政策
- 11.c 持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物

**12 つくる責任つかう責任**

- 12.5 廃棄物の発生削減
- 12.2 天然資源の持続可能な利用
- 12.a 持続可能な開発の研究開発能力支援
- 12.b 持続可能な観光業へのモニタリング
- 12.1 持続可能な消費と生産
- 12.3 食品廃棄物と食品ロス
- 12.4 化学物質及び廃棄物の管理
- 12.6 企業による持続可能な取り組み
- 12.7 公共調達への慣行
- 12.8 持続可能な開発に関する意識
- 12.c 化石燃料補助金

**13 気候変動に具体的な対策を**

- 13.2 気候変動対策
- 13.1 強靱性(レジリエンス)及び適応の能力
- 13.3 気候変動に関する啓発
- 13.a UNFCCCコミットメント
- 13.b 気候変動計画策定・管理

**14 海の豊かさを守ろう**

- 14.5 沿岸域の保全
- 14.1 海洋汚染
- 14.2 海洋及び沿岸の生態系
- 14.3 海洋酸性化
- 14.4 持続可能な漁業
- 14.6 漁業補助金
- 14.7 小島嶼開発途上国・後発開発途上国の海洋資源
- 14.a 研究能力及び海洋技術
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者
- 14.c UNCLOSに反映されている国際法の実施

**15 陸の豊かさを守ろう**

- 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系
- 15.2 持続可能な森林管理
- 15.4 山地生態系の保全
- 15.5 生物多様性の損失
- 15.3 砂漠化と土地劣化
- 15.6 遺伝資源の利用
- 15.7 保護対象の動植物種の違法取引
- 15.8 外来種
- 15.9 国や地方計画への生物多様性の統合
- 15.a 生物多様性と生態系保全への資金
- 15.b 森林管理への資金
- 15.c 保護対象の動植物種の違法取引(世界的)

**16 平和と公正をすべての人に**

- 16.1 暴力及び関連する死亡率の削減
- 16.3 すべての人々への司法
- 16.2 人身取引
- 16.4 違法な資金及び武器の取引
- 16.5 汚職や賄賂
- 16.6 有効な公共機関
- 16.7 包摂的な意思決定
- 16.8 包摂的なグローバルガバナンス
- 16.9 法的な身分証明
- 16.10 情報への公共アクセス
- 16.a 暴力の防止に関する能力構築
- 16.b 非差別的な法規

**17 パートナーシップで目標を達成しよう**

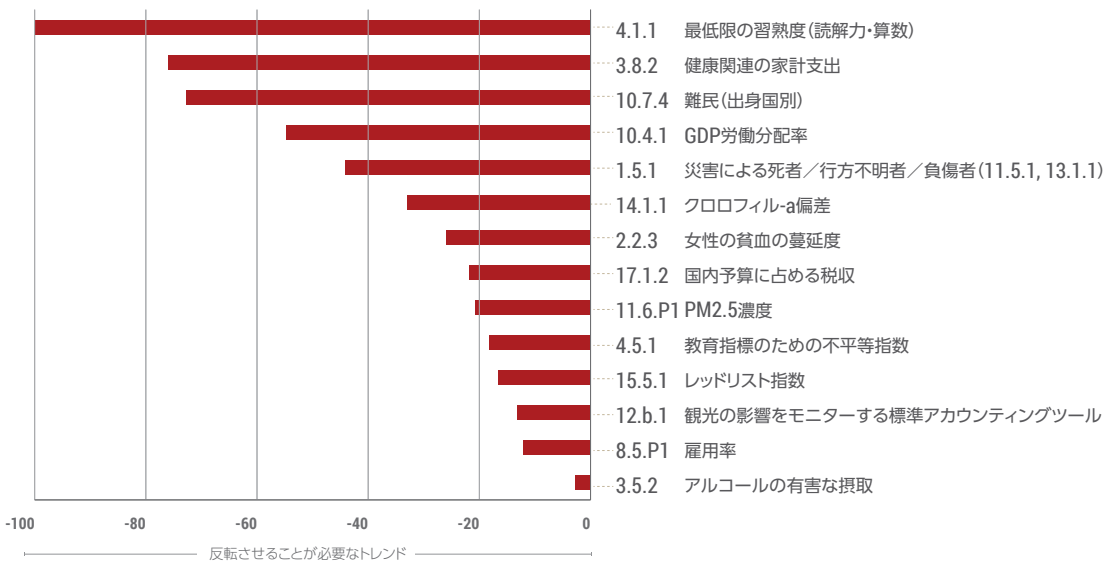
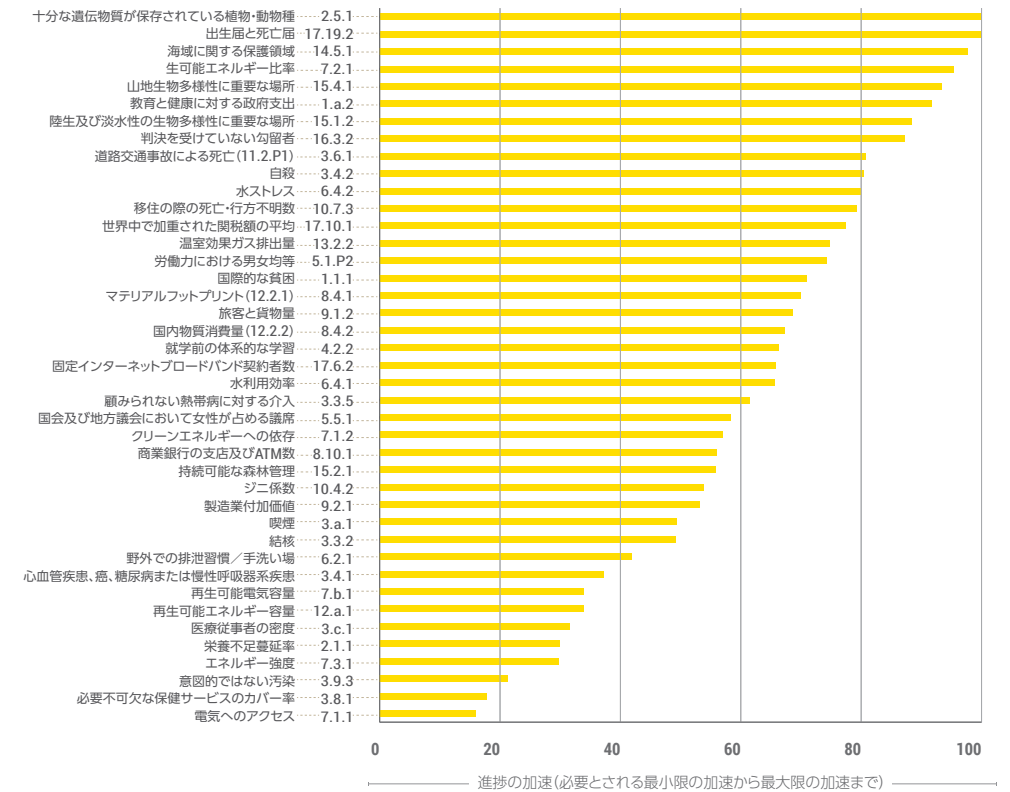
- 17.8 情報通信技術に関する能力構築
- 17.1 課税及び徴税
- 17.6 科学技術に関する国際協力
- 17.10 多角的貿易体制(WTO)
- 17.19 統計に関する能力構築
- 17.2 先進国のODAコミットメント
- 17.3 追加的資金源
- 17.4 債務の持続可能性
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進
- 17.7 技術の移転
- 17.9 持続可能な開発目標実施に向けた能力構築
- 17.11 開発途上国による輸出
- 17.12 無税市場へのアクセス(後発開発途上国)
- 17.13 世界的なマクロ経済の安定
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性
- 17.15 各国の政策空間の尊重
- 17.16 持続可能な開発のためのグローバルパートナーシップ
- 17.17 さまざまなパートナーシップ(官民、市民社会)
- 17.18 各国統計データの利用可能性

- ターゲット達成への進捗が維持されている
- ターゲット達成への進捗を加速する必要がある
- トレンドが反転している
- データ不足

2030年までに予想される進捗のギャップ：  
北東アジア



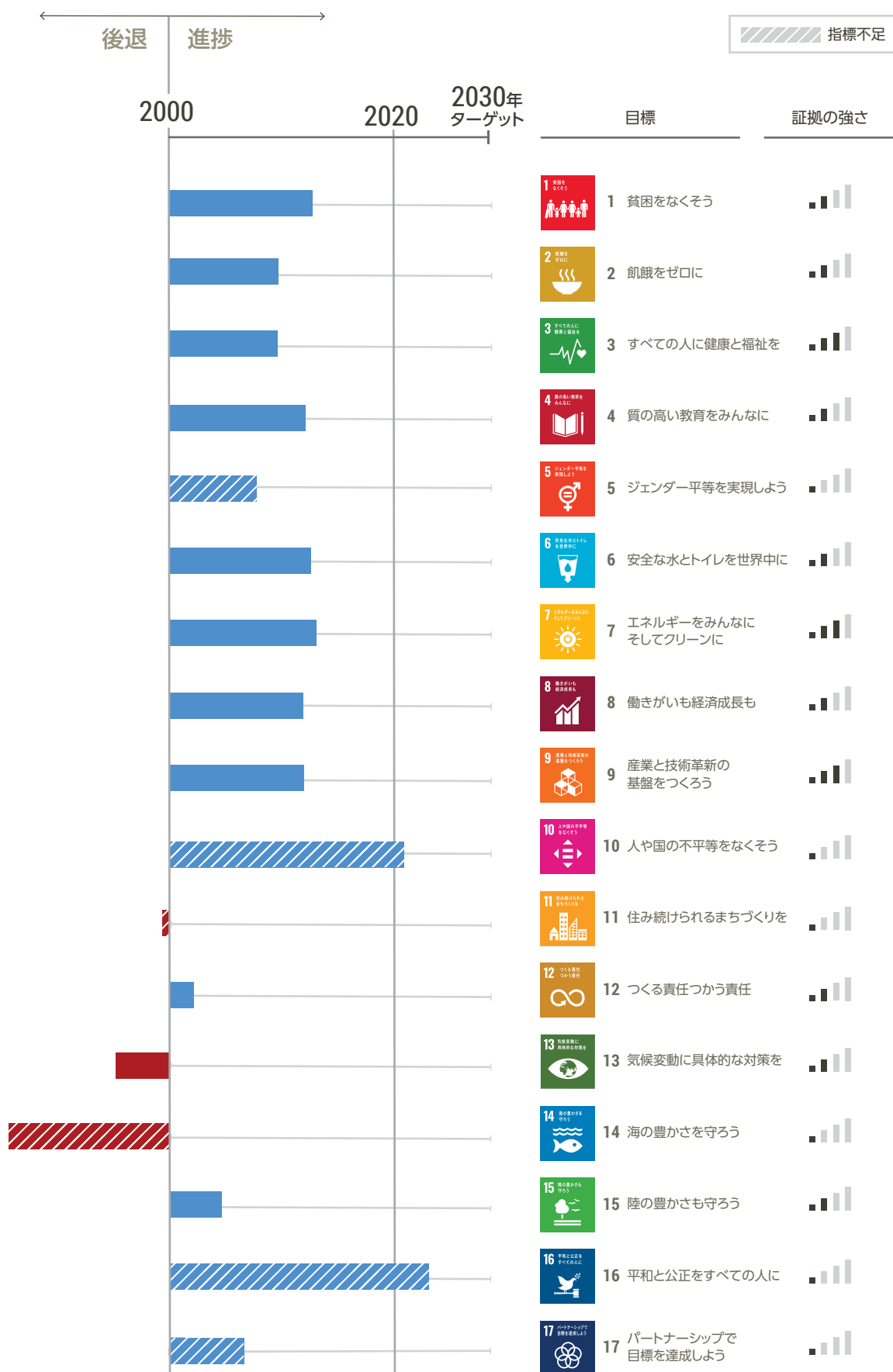
- 1.4.1 基本的な水・衛生サービスへのアクセス
- 2.3.P1 穀物生産
- 2.4.P1 農業からの温室効果ガス排出量
- 3.1.1 妊産婦死亡率
- 3.1.2 専門技能者の立ち会いの下での出産
- 3.2.1 5歳未満児死亡率
- 3.2.2 新生児死亡率
- 3.7.2 青年期の出産
- 3.b.1 国家計画にある全てのワクチンでカバーされている人口
- 3.d.1 保健キャパシティと健康危機への備え
- 6.1.1 安全に管理された飲料水サービス
- 6.6.1 恒常的な水域の変動
- 8.1.P1 一人当たりの実質GDP成長率
- 8.2.P1 労働者一人当たりの実質GDP成長率
- 8.3.P1 不安定な雇用形態
- 8.10.2 銀行口座を持つ成人
- 9.4.1 製造付加価値の単位当たりのCO<sub>2</sub>排出量
- 9.5.1 研究開発への支出
- 9.5.2 研究者数
- 9.b.1 中位・先端テクノロジー産業の付加価値
- 9.c.1 モバイルネットワークにアクセス可能な人口
- 12.5.1 各国の再生利用率
- 15.1.1 森林
- 16.1.1 意図的な殺人
- 17.1.1 税収入
- 17.8.1 インターネットユーザー



## 中央アジア



2020年におけるSDGの進捗状況のスナップショット:中央アジア





SDGターゲットの予想される進捗：中央アジア

**1 貧困をなくそう**

- 1.1 国際的な貧困
- 1.2 各国の貧困
- 1.4 基本的サービスへのアクセス
- 1.a 貧困対策への資源動員
- 1.5 脆弱層の強靱性(レジリエンス)
- 1.3 社会保護
- 1.b 貧困撲滅政策

**2 飢餓をゼロに**

- 2.1 栄養不足と食料安全保障
- 2.2 栄養不良
- 2.3 小規模食料生産者
- 2.4 持続可能な農業
- 2.5 農業遺伝資源
- 2.a 農業への投資
- 2.b 農業輸出補助金
- 2.c 食料価格の変動

**3 すべての人に健康と福祉を**

- 3.1 妊産婦死亡率
- 3.2 子どもの死亡率
- 3.b 医薬品の研究開発
- 3.3 感染症
- 3.4 非感染性疾患と精神保健
- 3.5 物質乱用
- 3.6 道路交通事故
- 3.7 性と生殖に関する保健
- 3.8 ユニバーサルヘルスカバレッジ
- 3.9 汚染による健康への影響
- 3.a たばこの規制
- 3.c 保健財政・人材
- 3.d 健康リスク管理

**4 質の高い教育をみんなに**

- 4.3 職業技術教育・訓練と高等教育
- 4.4 雇用に必要な技能
- 4.6 成人の読み書き計算能力
- 4.2 乳幼児の発達
- 4.5 教育への平等なアクセス
- 4.c 質の高い教員
- 4.1 効果的な学習成果
- 4.7 持続可能な開発のための教育
- 4.a 教育施設
- 4.b 奨学金

**5 ジェンダー平等を実現しよう**

- 5.5 リーダーシップへの女性の参画
- 5.1 女性及び女児に対する差別
- 5.2 女性及び女児に対する暴力
- 5.3 早期結婚
- 5.4 無償の家事・ケア労働
- 5.6 生殖に関する健康へのアクセス及び権利
- 5.a 同等の経済的権利
- 5.b 女性の能力強化への技術の活用
- 5.c ジェンダー平等の政策

**6 安全な水とトイレを世界中に**

- 6.6 水に関連する生態系
- 6.1 安全な飲料水
- 6.4 水利用の効率
- 6.3 水質
- 6.2 下水施設及び衛生施設へのアクセス
- 6.5 国境を越えた水協力
- 6.a 水と衛生分野での国際協力
- 6.b 水と衛生管理への参加

**7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに**

- 7.1 エネルギーサービスへのアクセス
- 7.3 エネルギー効率
- 7.b エネルギーインフラへの投資
- 7.2 再生可能エネルギーの割合
- 7.a エネルギーに関する国際協力

**8 働きがいも経済成長も**

- 8.1 一人当たり経済成長率
- 8.2 経済生産性とイノベーション
- 8.6 ニートの若者
- 8.3 中小零細企業の実績
- 8.5 完全雇用とディーセントワーク
- 8.8 労働者の権利と安全な労働環境
- 8.10 金融サービスへのアクセス
- 8.4 資源効率
- 8.7 児童及び強制労働
- 8.9 持続可能な観光業
- 8.a 貿易のための援助
- 8.b 若年雇用のための戦略

**9 産業と技術革新の基盤をつくろう**

- 9.1 インフラ開発
- 9.c ICTとインターネットへのアクセス
- 9.4 持続可能でクリーンな産業
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化
- 9.5 研究開発
- 9.b 国内の技術開発
- 9.3 小規模製造業の金融アクセス
- 9.a 強靱(レジリエント)なインフラ

**10 人や国の不平等をなくそう**

- 10.2 包摂(社会的、経済的及び政治的)
- 10.4 税制及び社会保障政策
- 10.7 安全な移住及び流動性
- 10.1 所得成長率(下位40%)
- 10.3 差別の撤廃
- 10.5 金融市場の規制
- 10.6 包摂的な地球規模のガバナンス
- 10.a 特別かつ異なる待遇(WTO)
- 10.b 開発のためのリソースフロー
- 10.c 送金コスト

**11 住み続けられるまちづくりを**

- 11.2 公共輸送システム
- 11.6 都市大気質及び廃棄物管理
- 11.5 災害への強靱性(レジリエンス)
- 11.1 住宅及び基本的サービス
- 11.3 持続可能な都市化
- 11.4 文化・自然遺産
- 11.7 都市の緑地や公共スペース
- 11.a 都市計画
- 11.b 災害リスク管理政策
- 11.c 持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物

**12 つくる責任つかう責任**

- 12.5 廃棄物の発生削減
- 12.a 持続可能な開発の研究開発能力支援
- 12.2 天然資源の持続可能な利用
- 12.b 持続可能な観光業へのモニタリング
- 12.1 持続可能な消費と生産
- 12.3 食品廃棄物と食品ロス
- 12.4 化学物質及び廃棄物の管理
- 12.6 企業による持続可能な取り組み
- 12.7 公共調達への慣行
- 12.8 持続可能な開発に関する意識
- 12.c 化石燃料補助金

**13 気候変動に具体的な対策を**

- 13.1 強靱性(レジリエンス)及び適応の能力
- 13.2 気候変動対策
- 13.3 気候変動に関する啓発
- 13.a UNFCCCコミットメント
- 13.b 気候変動計画策定・管理

**14 海の豊かさを守ろう**

- 14.1 海洋汚染
- 14.2 海洋及び沿岸の生態系
- 14.3 海洋酸性化
- 14.4 持続可能な漁業
- 14.5 沿岸域の保全
- 14.6 漁業補助金
- 14.7 小島嶼開発途上国・後発開発途上国の海洋資源
- 14.a 研究能力及び海洋技術
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者
- 14.c UNCLOSに反映されている国際法の実施

- ターゲット達成への進捗が維持されている
- ターゲット達成への進捗を加速する必要がある
- トレンドが反転している
- データ不足

**15 陸の豊かさを守ろう**

- 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系
- 15.2 持続可能な森林管理
- 15.4 山地生態系の保全
- 15.5 生物多様性の損失
- 15.3 砂漠化と土地劣化
- 15.6 遺伝資源の利用
- 15.7 保護対象の動植物種の違法取引
- 15.8 外来種
- 15.9 国や地方計画への生物多様性の統合
- 15.a 生物多様性と生態系保全への資金
- 15.b 森林管理への資金
- 15.c 保護対象の動植物種の違法取引(世界的)

**16 平和と公正をすべての人に**

- 16.1 暴力及び関連する死亡率の削減
- 16.6 有効な公共機関
- 16.2 人身取引
- 16.3 すべての人々への司法
- 16.4 違法な資金及び武器の取引
- 16.5 汚職や賄賂
- 16.7 包摂的な意思決定
- 16.8 包摂的なグローバルガバナンス
- 16.9 法的な身分証明
- 16.10 情報への公共アクセス
- 16.a 暴力の防止に関する能力構築
- 16.b 非差別的な法規

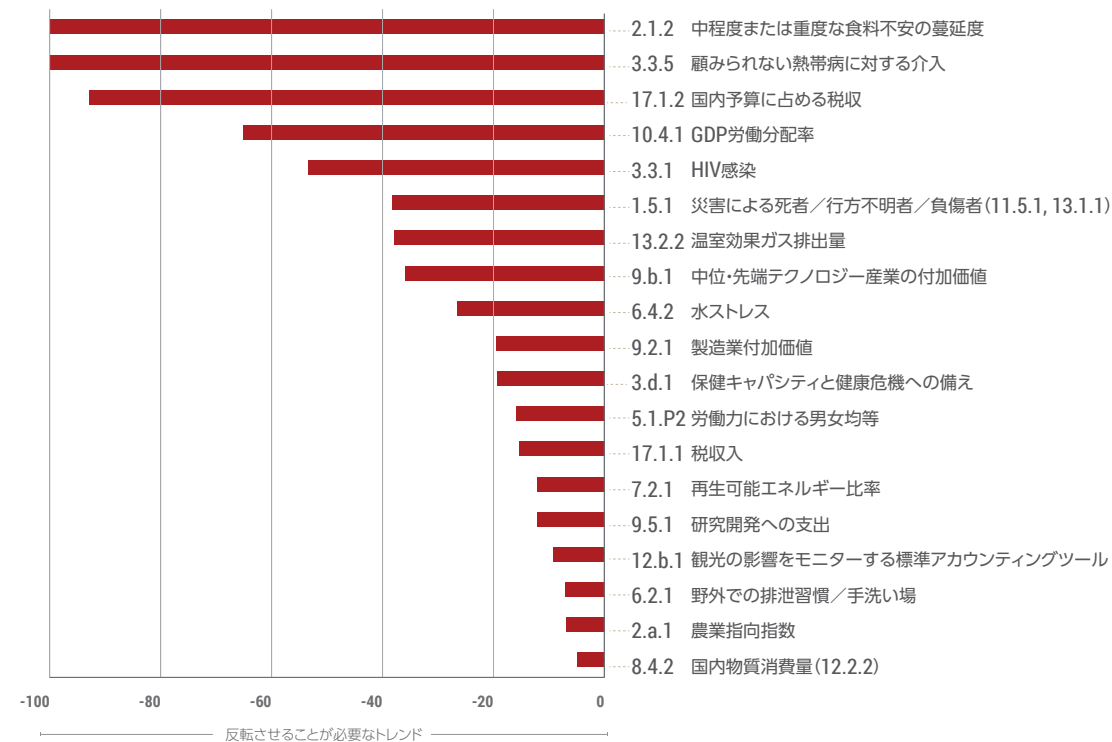
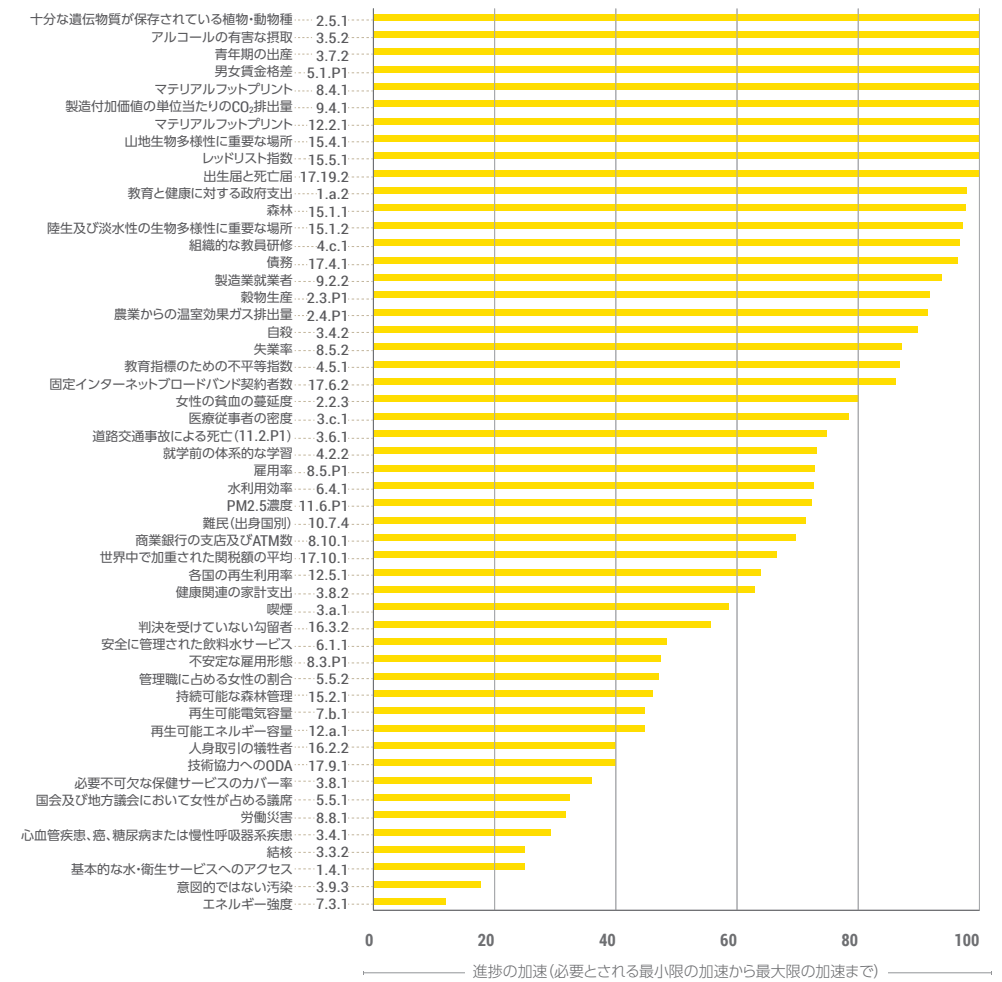
**17 パートナーシップで目標を達成しよう**

- 17.8 情報通信技術に関する能力構築
- 17.4 債務の持続可能性
- 17.6 科学技術に関する国際協力
- 17.9 持続可能な開発目標実施に向けた能力構築
- 17.10 多角的貿易体制(WTO)
- 17.19 統計に関する能力構築
- 17.1 課税及び徴税
- 17.2 先進国のODAコミットメント
- 17.3 追加的資金源
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進
- 17.7 技術の移転
- 17.11 開発途上国による輸出
- 17.12 無税市場へのアクセス(後発開発途上国)
- 17.13 世界的なマクロ経済の安定
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性
- 17.15 各国の政策空間の尊重
- 17.16 持続可能な開発のためのグローバルパートナーシップ
- 17.17 さまざまなパートナーシップ(官民、市民社会)
- 17.18 各国統計データの利用可能性

2030年までに予想される進捗のギャップ：  
中央アジア



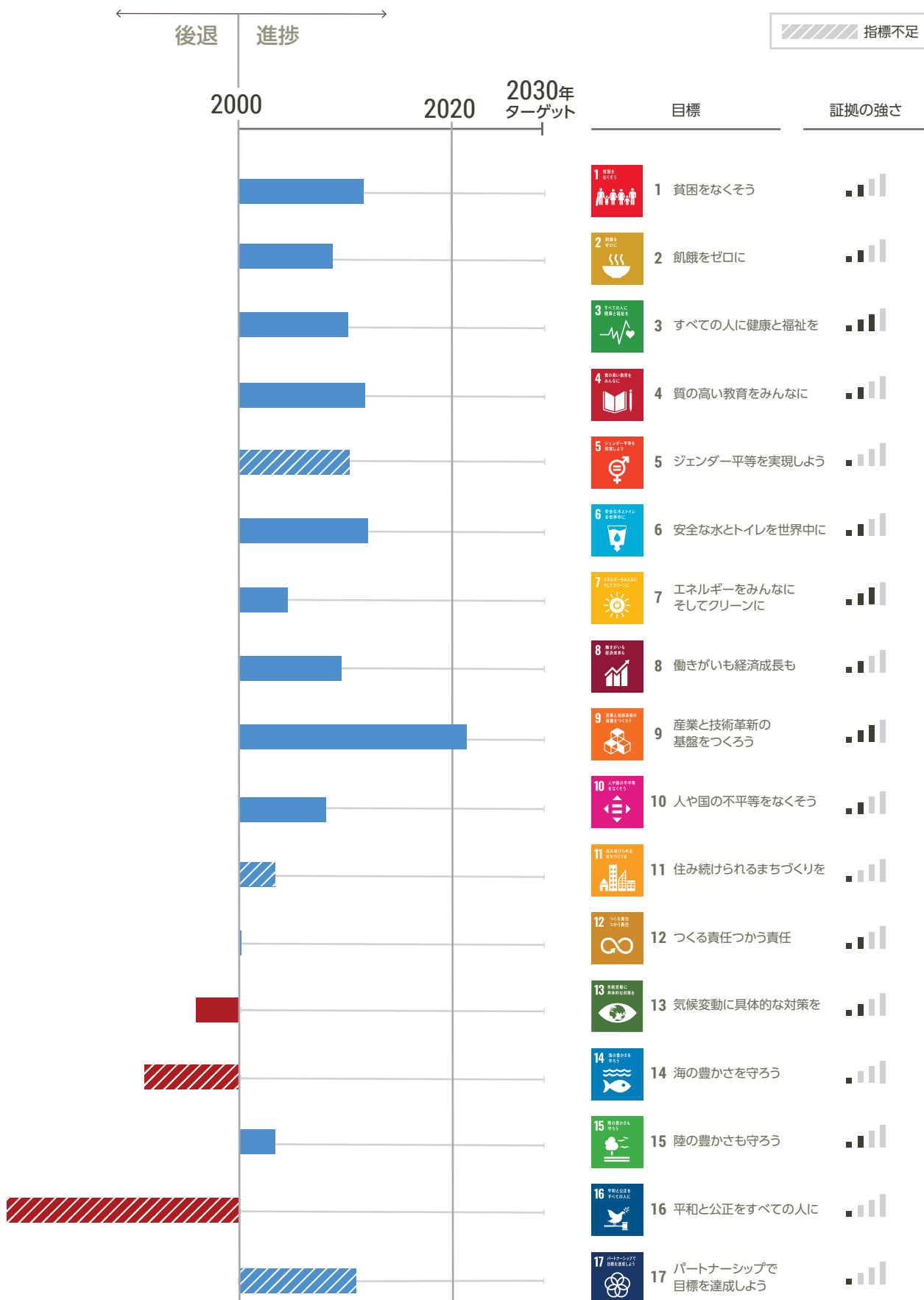
- 1.1.1 国際的な貧困
- 1.2.1 各国の貧困
- 2.1.1 栄養不足蔓延率
- 2.2.1 発育障害の蔓延度
- 2.2.2 栄養不良の蔓延度
- 3.1.1 妊産婦死亡率
- 3.1.2 専門技能者の立ち会いの下での出産
- 3.2.1 5歳未満児死亡率
- 3.2.2 新生児死亡率
- 3.3.3 マラリア
- 3.b.1 国家計画にある全てのワクチンでカバーされている人口
- 4.3.1 学校教育・学校教育以外の教育
- 4.4.P1 初等・中等教育を修了した成人
- 4.6.P1 成人識字能力
- 6.6.1 恒常的な水域の変動
- 7.1.1 電気へのアクセス
- 7.1.2 クリーンエネルギーへの依存
- 8.1.P1 一人当たりの実質GDP成長率
- 8.2.P1 労働者一人当たりの実質GDP成長率
- 8.6.1 就労、就学及び職業訓練を行っていない若者
- 8.10.2 銀行口座を持つ成人
- 9.1.2 旅客と貨物量
- 9.c.1 モバイルネットワークにアクセス可能な人口
- 10.2.1 中位所得の半分未満で生活する人口
- 10.4.2 ジニ係数
- 16.1.1 意図的な殺人
- 16.6.1 政府支出



## 東南アジア



2020年におけるSDGの進捗状況のスナップショット:東南アジア





**1 貧困をなくそう**

- 1.1 国際的な貧困
- 1.2 各国の貧困
- 1.4 基本的サービスへのアクセス
- 1.a 貧困対策への資源動員
- 1.5 脆弱層の強靱性(レジリエンス)
- 1.3 社会保護
- 1.b 貧困撲滅政策

**2 飢餓をゼロに**

- 2.1 栄養不足と食料安全保障
- 2.2 栄養不良
- 2.3 小規模食料生産者
- 2.4 持続可能な農業
- 2.5 農業遺伝資源
- 2.a 農業への投資
- 2.b 農業輸出補助金
- 2.c 食料価格の変動

**3 すべての人に健康と福祉を**

- 3.1 妊産婦死亡率
- 3.2 子どもの死亡率
- 3.9 汚染による健康への影響
- 3.b 医薬品の研究開発
- 3.3 感染症
- 3.4 非感染性疾患と精神保健
- 3.7 性と生殖に関する保健
- 3.8 ユニバーサルヘルスカバレッジ
- 3.a たばこの規制
- 3.c 保健財政・人材
- 3.d 健康リスク管理
- 3.5 物質乱用
- 3.6 道路交通事故

**4 質の高い教育をみんなに**

- 4.3 職業技術教育・訓練と高等教育
- 4.2 乳幼児の発達
- 4.4 雇用に必要な技能
- 4.6 成人の読み書き計算能力
- 4.c 質の高い教員
- 4.5 教育への平等なアクセス
- 4.1 効果的な学習成果
- 4.7 持続可能な開発のための教育
- 4.a 教育施設
- 4.b 奨学金

SDGターゲットの予想される進捗:  
東南アジア

**5 ジェンダー平等を実現しよう**

- 5.5 リーダーシップへの女性の参画
- 5.1 女性及び女児に対する差別
- 5.2 女性及び女児に対する暴力
- 5.3 早期結婚
- 5.4 無償の家事・ケア労働
- 5.6 生殖に関する健康へのアクセス及び権利
- 5.a 同等の経済的権利
- 5.b 女性の能力強化への技術の活用
- 5.c ジェンダー平等の政策

**6 安全な水とトイレを世界中に**

- 6.b 水と衛生管理への参加
- 6.2 下水施設及び衛生施設へのアクセス
- 6.4 水利用の効率
- 6.6 水に関連する生態系
- 6.1 安全な飲料水
- 6.3 水質
- 6.5 国境を越えた水協力
- 6.a 水と衛生分野での国際協力

**7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに**

- 7.1 エネルギーサービスへのアクセス
- 7.3 エネルギー効率
- 7.b エネルギーインフラへの投資
- 7.2 再生可能エネルギーの割合
- 7.a エネルギーに関する国際協力

**8 働きがいも経済成長も**

- 8.1 一人当たり経済成長率
- 8.2 経済生産性とイノベーション
- 8.3 中小零細企業設立
- 8.5 完全雇用とディーセントワーク
- 8.6 ニートの若者
- 8.10 金融サービスへのアクセス
- 8.4 資源効率
- 8.7 児童及び強制労働
- 8.8 労働者の権利と安全な労働環境
- 8.9 持続可能な観光業
- 8.a 貿易のための援助
- 8.b 若年雇用のための戦略

**9 産業と技術革新の基盤をつくろう**

- 9.1 インフラ開発
- 9.4 持続可能でクリーンな産業
- 9.b 国内の技術開発
- 9.c ICTとインターネットへのアクセス
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化
- 9.5 研究開発
- 9.3 小規模製造業の金融アクセス
- 9.a 強靱(レジリエント)なインフラ

**10 人や国の不平等をなくそう**

- 10.2 包摂(社会的、経済的及び政治的)
- 10.4 税制及び社会保障政策
- 10.7 安全な移住及び流動性
- 10.1 所得成長率(下位40%)
- 10.3 差別の撤廃
- 10.5 金融市場の規制
- 10.6 包摂的な地球規模のガバナンス
- 10.a 特別かつ異なる待遇(WTO)
- 10.b 開発のためのリソースフロー
- 10.c 送金コスト

**11 住み続けられるまちづくりを**

- 11.6 都市大気質及び廃棄物管理
- 11.2 公共輸送システム
- 11.5 災害への強靱性(レジリエンス)
- 11.1 住宅及び基本的サービス
- 11.3 持続可能な都市化
- 11.4 文化・自然遺産
- 11.7 都市の緑地や公共スペース
- 11.a 都市計画
- 11.b 災害リスク管理政策
- 11.c 持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物

**12 つくる責任つかう責任**

- 12.5 廃棄物の発生削減
- 12.a 持続可能な開発の研究開発能力支援
- 12.2 天然資源の持続可能な利用
- 12.b 持続可能な観光業へのモニタリング
- 12.1 持続可能な消費と生産
- 12.3 食品廃棄物と食品ロス
- 12.4 化学物質及び廃棄物の管理
- 12.6 企業による持続可能な取り組み
- 12.7 公共調達への慣行
- 12.8 持続可能な開発に関する意識
- 12.c 化石燃料補助金

**13 気候変動に具体的な対策を**

- 13.1 強靱性(レジリエンス)及び適応の能力
- 13.2 気候変動対策
- 13.3 気候変動に関する啓発
- 13.a UNFCCCコミットメント
- 13.b 気候変動計画策定・管理

**14 海の豊かさを守ろう**

- 14.5 沿岸域の保全
- 14.1 海洋汚染
- 14.2 海洋及び沿岸の生態系
- 14.3 海洋酸性化
- 14.4 持続可能な漁業
- 14.6 漁業補助金
- 14.7 小島嶼開発途上国・後発開発途上国の海洋資源
- 14.a 研究能力及び海洋技術
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者
- 14.c UNCLOSに反映されている国際法の実施

**15 陸の豊かさを守ろう**

- 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系
- 15.2 持続可能な森林管理
- 15.4 山地生態系の保全
- 15.5 生物多様性の損失
- 15.3 砂漠化と土地劣化
- 15.6 遺伝資源の利用
- 15.7 保護対象の動植物種の違法取引
- 15.8 外来種
- 15.9 国や地方計画への生物多様性の統合
- 15.a 生物多様性と生態系保全への資金
- 15.b 森林管理への資金
- 15.c 保護対象の動植物種の違法取引(世界的)

**16 平和と公正をすべての人に**

- 16.2 人身取引
- 16.3 すべての人々への司法
- 16.6 有効な公共機関
- 16.1 暴力及び関連する死亡率の削減
- 16.4 違法な資金及び武器の取引
- 16.5 汚職や賄賂
- 16.7 包摂的な意思決定
- 16.8 包摂的なグローバルガバナンス
- 16.9 法的な身分証明
- 16.10 情報への公共アクセス
- 16.a 暴力の防止に関する能力構築
- 16.b 非差別的な法規

**17 パートナーシップで目標を達成しよう**

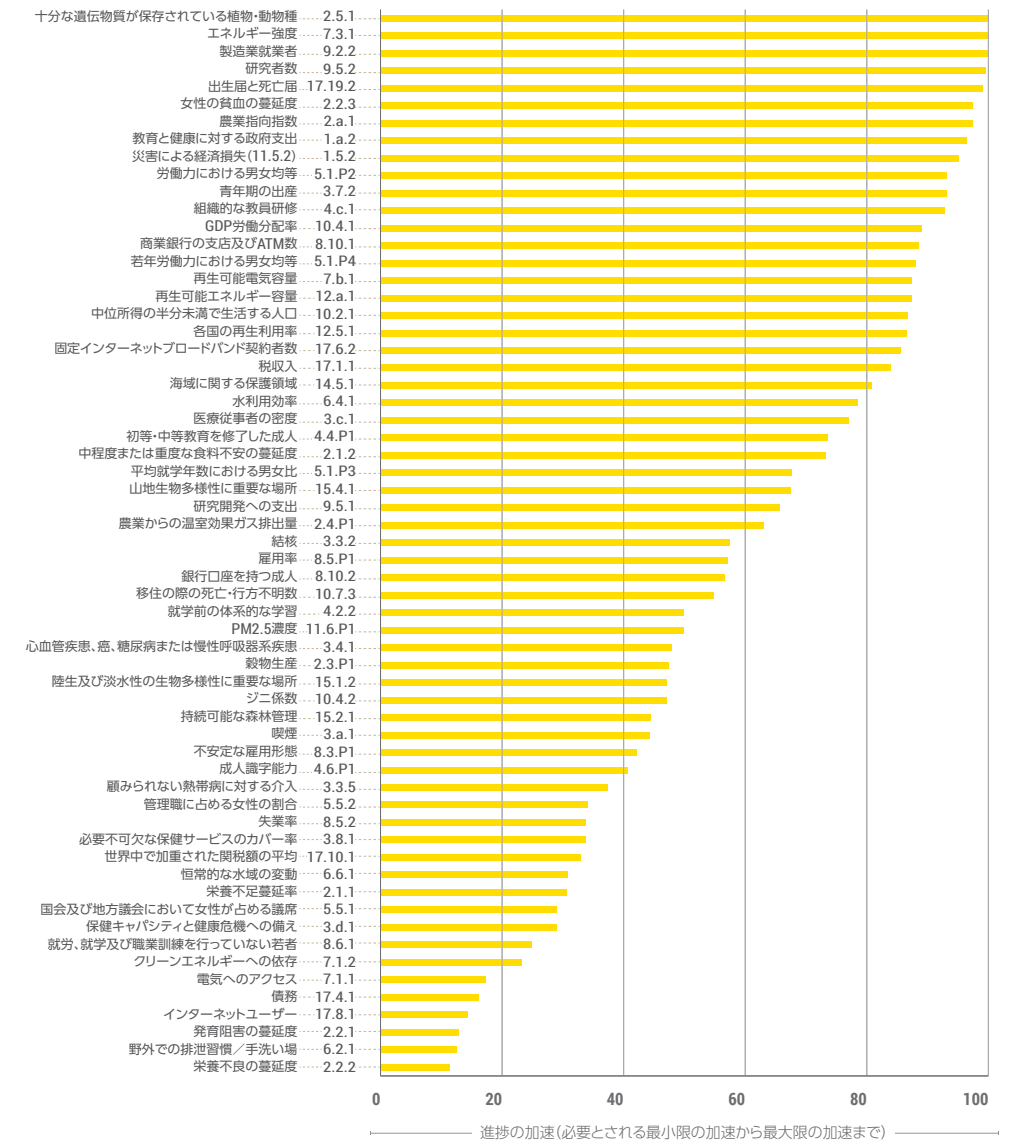
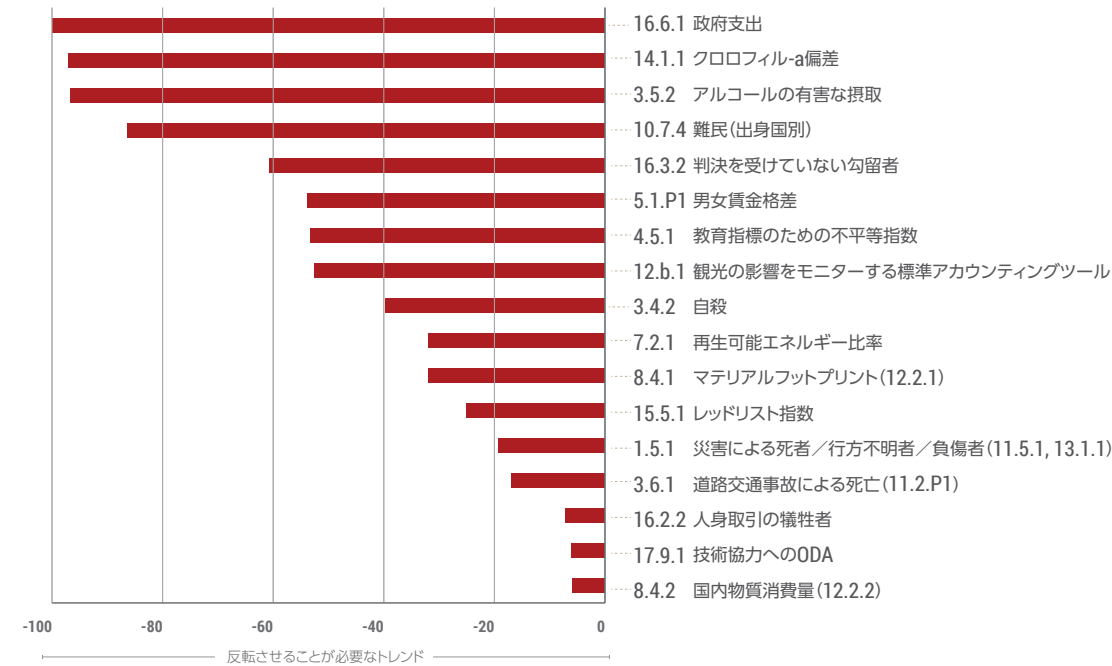
- 17.1 課税及び徴税
- 17.4 債務の持続可能性
- 17.6 科学技術に関する国際協力
- 17.8 情報通信技術に関する能力構築
- 17.10 多角的貿易体制(WTO)
- 17.19 統計に関する能力構築
- 17.9 持続可能な開発目標実施に向けた能力構築
- 17.2 先進国のODAコミットメント
- 17.3 追加的資金源
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進
- 17.7 技術の移転
- 17.11 開発途上国による輸出
- 17.12 無税市場へのアクセス(後発開発途上国)
- 17.13 世界的なマクロ経済の安定
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性
- 17.15 各国の政策空間の尊重
- 17.16 持続可能な開発のためのグローバルパートナーシップ
- 17.17 さまざまなパートナーシップ(官民、市民社会)
- 17.18 各国統計データの利用可能性

- ターゲット達成への進捗が維持されている
- ターゲット達成への進捗を加速する必要がある
- トレンドが反転している
- データ不足

2030年までに予想される進捗のギャップ：  
東南アジア

- 軌道に乗っている指標
- 進捗の加速
- トレンドが反転

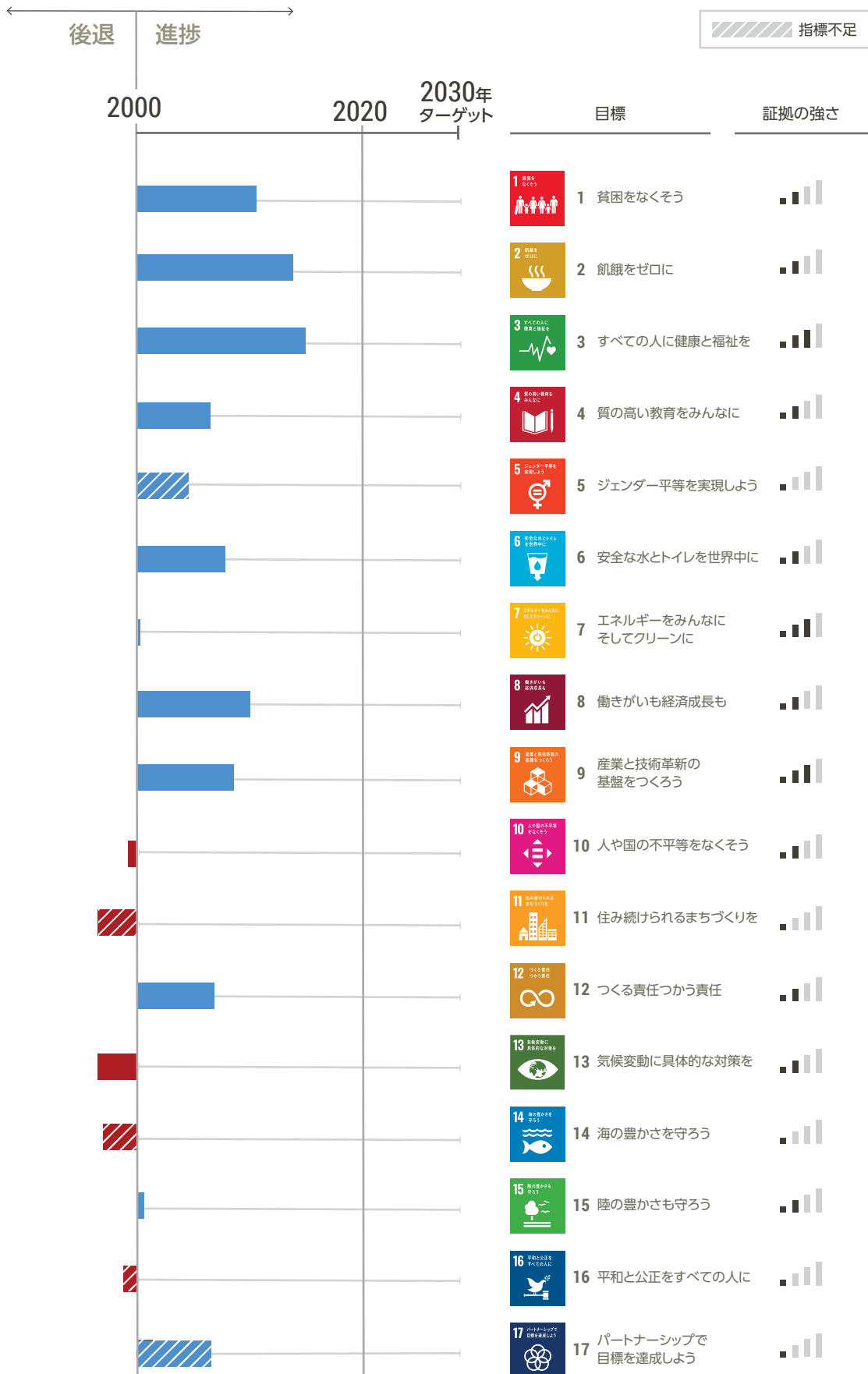
- 1.1.1 国際的な貧困
- 1.2.1 各国の貧困
- 1.4.1 基本的な水・衛生サービスへのアクセス
- 3.1.1 妊産婦死亡率
- 3.1.2 専門技能者の立ち会いの下での出産
- 3.2.1 5歳未満児死亡率
- 3.2.2 新生児死亡率
- 3.3.1 HIV感染
- 3.3.3 マラリア
- 3.9.3 意図的ではない汚染
- 3.b.1 国家計画にある全てのワクチンでカバーされている人口
- 4.3.1 学校教育・学校教育以外の教育
- 6.4.2 水ストレス
- 6.b.1 上下水道管理への参加のための政策・手続
- 8.1.P1 一人当たりの実質GDP成長率
- 8.2.P1 労働者一人当たりの実質GDP成長率
- 9.1.2 旅客と貨物量
- 9.2.1 製造業付加価値
- 9.4.1 製造付加価値の単位当たりのCO<sub>2</sub>排出量
- 9.b.1 中位・先端テクノロジー産業の付加価値
- 9.c.1 モバイルネットワークにアクセス可能な人口
- 15.1.1 森林
- 17.1.2 国内予算に占める税金



## 南西アジア



2020年におけるSDGの進捗状況のスナップショット:南西アジア





**1 貧困をなくそう**

- 1.1 国際的な貧困
- 1.2 各国の貧困
- 1.4 基本的サービスへのアクセス
- 1.5 脆弱層の強靱性(レジリエンス)
- 1.a 貧困対策への資源動員
- 1.3 社会保護
- 1.b 貧困撲滅政策

**2 飢餓をゼロに**

- 2.4 持続可能な農業
- 2.1 栄養不足と食料安全保障
- 2.2 栄養不良
- 2.3 小規模食料生産者
- 2.5 農業遺伝資源
- 2.a 農業への投資
- 2.b 農業輸出補助金
- 2.c 食料価格の変動

**3 すべての人に健康と福祉を**

- 3.1 妊産婦死亡率
- 3.2 子どもの死亡率
- 3.7 性と生殖に関する保健
- 3.9 汚染による健康への影響
- 3.b 医薬品の研究開発
- 3.3 感染症
- 3.4 非感染性疾患と精神保健
- 3.5 物質乱用
- 3.6 道路交通事故
- 3.a たばこの規制
- 3.c 保健財政・人材
- 3.d 健康リスク管理
- 3.8 ユニバーサルヘルスカバレッジ

**4 質の高い教育をみんなに**

- 4.2 乳幼児の発達
- 4.3 職業技術教育・訓練と高等教育
- 4.4 雇用に必要な技能
- 4.6 成人の読み書き計算能力
- 4.a 教育施設
- 4.c 質の高い教員
- 4.5 教育への平等なアクセス
- 4.1 効果的な学習成果
- 4.7 持続可能な開発のための教育
- 4.b 奨学金

SDGターゲットの予想される進捗:  
南西アジア

**5 ジェンダー平等を実現しよう**

- 5.1 女性及び女兒に対する差別
- 5.5 リーダーシップへの女性の参画
- 5.2 女性及び女兒に対する暴力
- 5.3 早期結婚
- 5.4 無償の家事・ケア労働
- 5.6 生殖に関する健康へのアクセス及び権利
- 5.a 同等の経済的権利
- 5.b 女性の能力強化への技術の活用
- 5.c ジェンダー平等の政策

**6 安全な水とトイレを世界中に**

- 6.2 下水施設及び衛生施設へのアクセス
- 6.1 安全な飲料水
- 6.6 水に関連する生態系
- 6.b 水と衛生管理への参加
- 6.4 水利用の効率
- 6.3 水質
- 6.5 国境を越えた水協力
- 6.a 水と衛生分野での国際協力

**7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに**

- 7.1 エネルギーサービスへのアクセス
- 7.3 エネルギー効率
- 7.b エネルギーインフラへの投資
- 7.2 再生可能エネルギーの割合
- 7.a エネルギーに関する国際協力

**8 働きがいも経済成長も**

- 8.1 一人当たり経済成長率
- 8.2 経済生産性とイノベーション
- 8.3 中小零細企業の設立
- 8.4 資源効率
- 8.6 ニートの若者
- 8.10 金融サービスへのアクセス
- 8.5 完全雇用とディーセントワーク
- 8.8 労働者の権利と安全な労働環境
- 8.7 児童及び強制労働
- 8.9 持続可能な観光業
- 8.a 貿易のための援助
- 8.b 若年雇用のための戦略

**9 産業と技術革新の基盤をつくろう**

- 9.c ICTとインターネットへのアクセス
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化
- 9.4 持続可能でグリーンな産業
- 9.5 研究開発
- 9.1 インフラ開発
- 9.b 国内の技術開発
- 9.3 小規模製造業の金融アクセス
- 9.a 強靱(レジリエント)なインフラ

**10 人や国の不平等をなくそう**

- 10.2 包摂(社会的、経済的及び政治的)
- 10.4 税制及び社会保障政策
- 10.7 安全な移住及び流動性
- 10.1 所得成長率(下位40%)
- 10.3 差別の撤廃
- 10.5 金融市場の規制
- 10.6 包摂的な地球規模のガバナンス
- 10.a 特別かつ異なる待遇(WTO)
- 10.b 開発のためのリソースフロー
- 10.c 送金コスト

**11 住み続けられるまちづくりを**

- 11.2 公共輸送システム
- 11.5 災害への強靱性(レジリエンス)
- 11.6 都市大気質及び廃棄物管理
- 11.1 住宅及び基本的サービス
- 11.3 持続可能な都市化
- 11.4 文化・自然遺産
- 11.7 都市の緑地や公共スペース
- 11.a 都市計画
- 11.b 災害リスク管理政策
- 11.c 持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物

**12 つくる責任つかう責任**

- 12.2 天然資源の持続可能な利用
- 12.5 廃棄物の発生削減
- 12.a 持続可能な開発の研究開発能力支援
- 12.b 持続可能な観光業へのモニタリング
- 12.1 持続可能な消費と生産
- 12.3 食品廃棄物と食品ロス
- 12.4 化学物質及び廃棄物の管理
- 12.6 企業による持続可能な取り組み
- 12.7 公共調達への慣行
- 12.8 持続可能な開発に関する意識
- 12.c 化石燃料補助金

**13 気候変動に具体的な対策を**

- 13.1 強靱性(レジリエンス)及び適応の能力
- 13.2 気候変動対策
- 13.3 気候変動に関する啓発
- 13.a UNFCCCコミットメント
- 13.b 気候変動計画策定・管理

**14 海の豊かさを守ろう**

- 14.1 海洋汚染
- 14.5 沿岸域の保全
- 14.2 海洋及び沿岸の生態系
- 14.3 海洋酸性化
- 14.4 持続可能な漁業
- 14.6 漁業補助金
- 14.7 小島嶼開発途上国・後発開発途上国の海洋資源
- 14.a 研究能力及び海洋技術
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者
- 14.c UNCLOSに反映されている国際法の実施

- ターゲット達成への進捗が維持されている
- ターゲット達成への進捗を加速する必要がある
- トレンドが反転している
- データ不足

**15 陸の豊かさを守ろう**

- 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系
- 15.2 持続可能な森林管理
- 15.4 山地生態系の保全
- 15.5 生物多様性の損失
- 15.3 砂漠化と土地劣化
- 15.6 遺伝資源の利用
- 15.7 保護対象の動植物種の違法取引
- 15.8 外来種
- 15.9 国や地方計画への生物多様性の統合
- 15.a 生物多様性と生態系保全への資金
- 15.b 森林管理への資金
- 15.c 保護対象の動植物種の違法取引(世界的)

**16 平和と公正をすべての人に**

- 16.6 有効な公共機関
- 16.1 暴力及び関連する死亡率の削減
- 16.2 人身取引
- 16.3 すべての人々への司法
- 16.4 違法な資金及び武器の取引
- 16.5 汚職や賄賂
- 16.7 包摂的な意思決定
- 16.8 包摂的なグローバルガバナンス
- 16.9 法的な身分証明
- 16.10 情報への公共アクセス
- 16.a 暴力の防止に関する能力構築
- 16.b 非差別的な法規

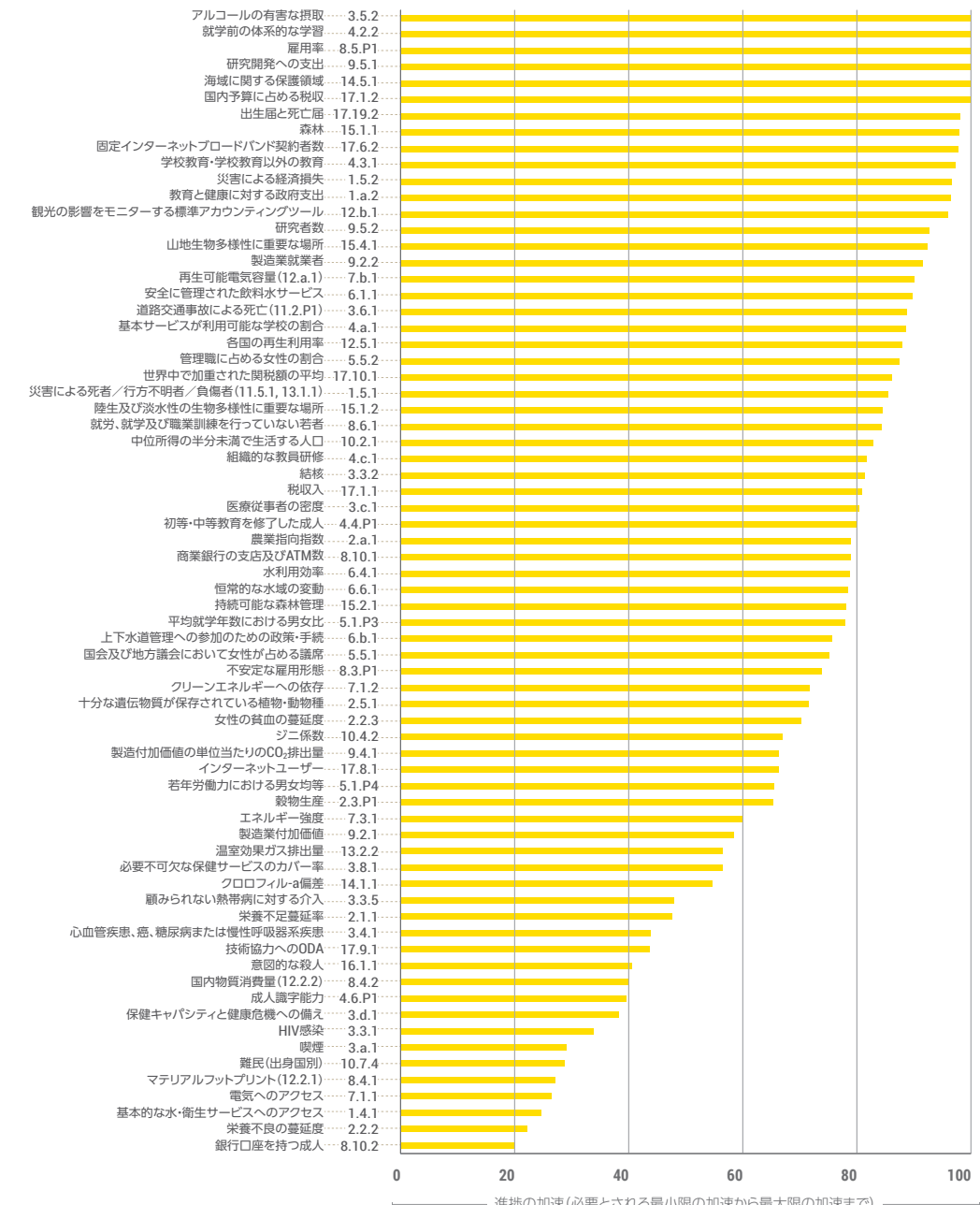
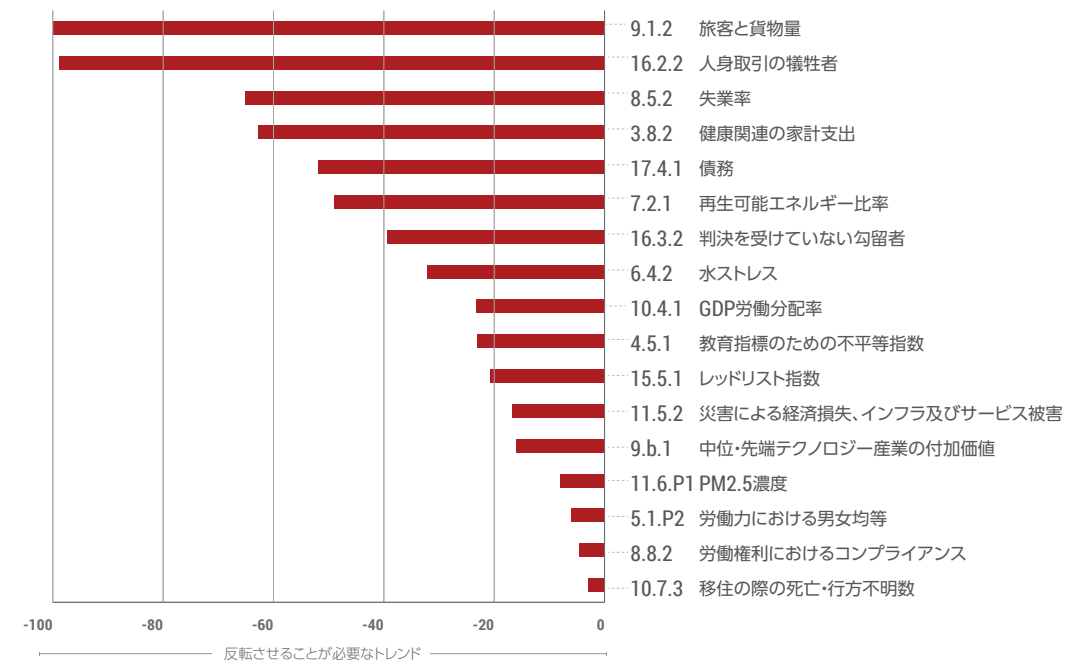
**17 パートナーシップで目標を達成しよう**

- 17.1 課税及び徴税
- 17.6 科学技術に関する国際協力
- 17.8 情報通信技術に関する能力構築
- 17.9 持続可能な開発目標実施に向けた能力構築
- 17.10 多角的貿易体制(WTO)
- 17.19 統計に関する能力構築
- 17.4 債務の持続可能性
- 17.2 先進国のODAコミットメント
- 17.3 追加的資金源
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進
- 17.7 技術の移転
- 17.11 開発途上国による輸出
- 17.12 無税市場へのアクセス(後発開発途上国)
- 17.13 世界的なマクロ経済の安定
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性
- 17.15 各国の政策空間の尊重
- 17.16 持続可能な開発のためのグローバルパートナーシップ
- 17.17 さまざまなパートナーシップ(官民、市民社会)
- 17.18 各国統計データの利用可能性

2030年までに予想される進捗のギャップ:  
南西アジア

- 軌道に乗っている指標
- 進捗の加速
- トレンドが反転

- 1.1.1 国際的な貧困
- 1.2.1 各国の貧困
- 2.2.1 発育阻害の蔓延度
- 2.4.P1 農業からの温室効果ガス排出量
- 3.1.1 妊産婦死亡率
- 3.1.2 専門技能者の立ち会いの下での出産
- 3.2.1 5歳未満児死亡率
- 3.2.2 新生児死亡率
- 3.3.3 マラリア
- 3.4.2 自殺
- 3.7.2 青年期のお産
- 3.9.3 意図的ではない汚染
- 3.b.1 国家計画にある全てのワクチンでカバーされている人口
- 6.2.1 野外での排泄習慣/手洗い場
- 8.1.P1 一人当たりの実質GDP成長率
- 8.2.P1 労働者一人当たりの実質GDP成長率
- 9.c.1 モバイルネットワークにアクセス可能な人口
- 16.6.1 政府支出

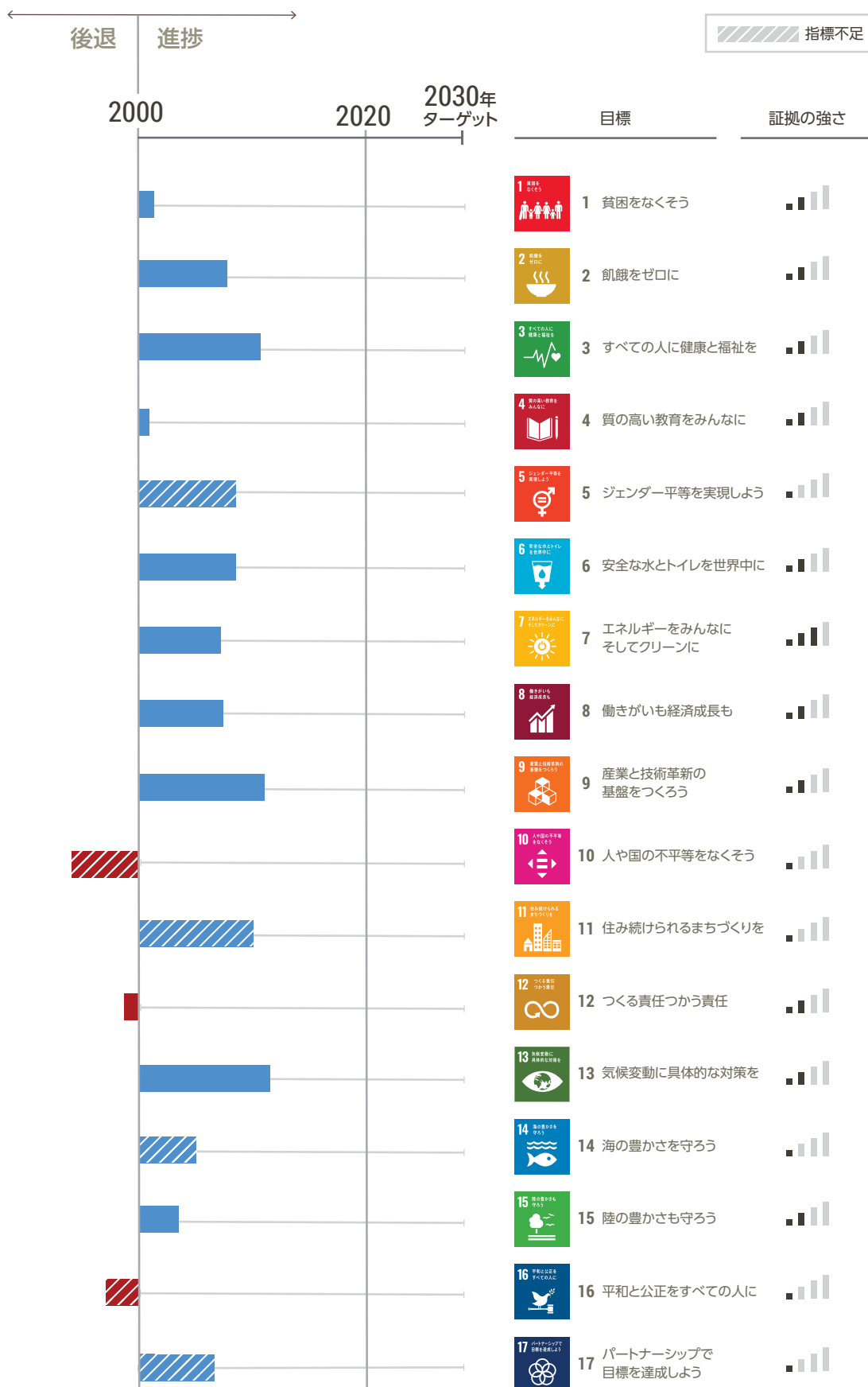


進捗の加速(必要とされる最小限の加速から最大限の加速まで)

# 太平洋



2020年におけるSDGの進捗状況のスナップショット:太平洋





SDGターゲットの予想される進捗：太平洋

**1 貧困をなくそう**

- 1.4 基本的サービスへのアクセス
- 1.5 脆弱層の強靭性(レジリエンス)
- 1.a 貧困対策への資源動員
- 1.1 国際的な貧困
- 1.2 各国の貧困
- 1.3 社会保護
- 1.b 貧困撲滅政策

**2 飢餓をゼロに**

- 2.4 持続可能な農業
- 2.1 栄養不足と食料安全保障
- 2.2 栄養不良
- 2.3 小規模食料生産者
- 2.5 農業遺伝資源
- 2.a 農業への投資
- 2.b 農業輸出補助金
- 2.c 食料価格の変動

**3 すべての人に健康と福祉を**

- 3.2 子どもの死亡率
- 3.1 妊産婦死亡率
- 3.3 感染症
- 3.4 非感染性疾患と精神保健
- 3.5 物質乱用
- 3.6 道路交通事故
- 3.7 性と生殖に関する保健
- 3.8 ユニバーサルヘルスカバレッジ
- 3.9 汚染による健康への影響
- 3.a たばこの規制
- 3.b 医薬品の研究開発
- 3.c 保健財政・人材
- 3.d 健康リスク管理

**4 質の高い教育をみんなに**

- 4.3 職業技術教育・訓練と高等教育
- 4.2 乳幼児の発達
- 4.5 教育への平等なアクセス
- 4.1 効果的な学習成果
- 4.4 雇用に必要な技能
- 4.6 成人の読み書き計算能力
- 4.7 持続可能な開発のための教育
- 4.a 教育施設
- 4.b 奨学金
- 4.c 質の高い教員

**5 ジェンダー平等を実現しよう**

- 5.1 女性及び女兒に対する差別
- 5.5 リーダーシップへの女性の参画
- 5.2 女性及び女兒に対する暴力
- 5.3 早期結婚
- 5.4 無償の家事・ケア労働
- 5.6 生殖に関する健康へのアクセス及び権利
- 5.a 同等の経済的権利
- 5.b 女性の能力強化への技術の活用
- 5.c ジェンダー平等の政策

**6 安全な水とトイレを世界中に**

- 6.1 安全な飲料水
- 6.2 下水施設及び衛生施設へのアクセス
- 6.6 水に関連する生態系
- 6.3 水質
- 6.4 水利用の効率
- 6.5 国境を越えた水協力
- 6.a 水と衛生分野での国際協力
- 6.b 水と衛生管理への参加

**7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに**

- 7.1 エネルギーサービスへのアクセス
- 7.3 エネルギー効率
- 7.b エネルギーインフラへの投資
- 7.2 再生可能エネルギーの割合
- 7.a エネルギーに関する国際協力

**8 働きがいも経済成長も**

- 8.1 一人当たり経済成長率
- 8.2 経済生産性とイノベーション
- 8.3 中小零細企業の設立
- 8.4 資源効率
- 8.10 金融サービスへのアクセス
- 8.5 完全雇用とディーセントワーク
- 8.8 労働者の権利と安全な労働環境
- 8.6 ニートの若者
- 8.7 児童及び強制労働
- 8.9 持続可能な観光業
- 8.a 貿易のための援助
- 8.b 若年雇用のための戦略

**9 産業と技術革新の基盤をつくろう**

- 9.1 インフラ開発
- 9.c ICTとインターネットへのアクセス
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化
- 9.3 小規模製造業の金融アクセス
- 9.4 持続可能でクリーンな産業
- 9.5 研究開発
- 9.a 強靭(レジリエント)なインフラ
- 9.b 国内の技術開発

**10 人や国の不平等をなくそう**

- 10.4 税制及び社会保障政策
- 10.7 安全な移住及び流動性
- 10.1 所得成長率(下位40%)
- 10.2 包摂(社会的、経済的及び政治的)
- 10.3 差別の撤廃
- 10.5 金融市場の規制
- 10.6 包摂的な地球規模のガバナンス
- 10.a 特別かつ異なる待遇(WTO)
- 10.b 開発のためのリソースフロー
- 10.c 送金コスト

**11 住み続けられるまちづくりを**

- 11.6 都市大気質及び廃棄物管理
- 11.2 公共輸送システム
- 11.5 災害への強靭性(レジリエンス)
- 11.1 住宅及び基本的サービス
- 11.3 持続可能な都市化
- 11.4 文化・自然遺産
- 11.7 都市の緑地や公共スペース
- 11.a 都市計画
- 11.b 災害リスク管理政策
- 11.c 持続可能かつ強靭(レジリエント)な建造物

**12 つくる責任つかう責任**

- 12.2 天然資源の持続可能な利用
- 12.5 廃棄物の発生削減
- 12.a 持続可能な開発の研究開発能力支援
- 12.1 持続可能な消費と生産
- 12.3 食品廃棄物と食品ロス
- 12.4 化学物質及び廃棄物の管理
- 12.6 企業による持続可能な取り組み
- 12.7 公共調達への慣行
- 12.8 持続可能な開発に関する意識
- 12.b 持続可能な観光業へのモニタリング
- 12.c 化石燃料補助金

**13 気候変動に具体的な対策を**

- 13.2 気候変動対策
- 13.1 強靭性(レジリエンス)及び適応の能力
- 13.3 気候変動に関する啓発
- 13.a UNFCCCコミットメント
- 13.b 気候変動計画策定・管理

**14 海の豊かさを守ろう**

- 14.5 沿岸域の保全
- 14.1 海洋汚染
- 14.2 海洋及び沿岸の生態系
- 14.3 海洋酸性化
- 14.4 持続可能な漁業
- 14.6 漁業補助金
- 14.7 小島嶼開発途上国・後発開発途上国の海洋資源
- 14.a 研究能力及び海洋技術
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者
- 14.c UNCLOSに反映されている国際法の実施

**15 陸の豊かさを守ろう**

- 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系
- 15.2 持続可能な森林管理
- 15.4 山地生態系の保全
- 15.5 生物多様性の損失
- 15.3 砂漠化と土地劣化
- 15.6 遺伝資源の利用
- 15.7 保護対象の動植物種の違法取引
- 15.8 外来種
- 15.9 国や地方計画への生物多様性の統合
- 15.a 生物多様性と生態系保全への資金
- 15.b 森林管理への資金
- 15.c 保護対象の動植物種の違法取引(世界的)

**16 平和と公正をすべての人に**

- 16.3 すべての人々への司法
- 16.6 有効な公共機関
- 16.1 暴力及び関連する死亡率の削減
- 16.2 人身取引
- 16.4 違法な資金及び武器の取引
- 16.5 汚職や賄賂
- 16.7 包摂的な意思決定
- 16.8 包摂的なグローバルガバナンス
- 16.9 法的な身分証明
- 16.10 情報への公共アクセス
- 16.a 暴力の防止に関する能力構築
- 16.b 非差別的な法規

**17 パートナーシップで目標を達成しよう**

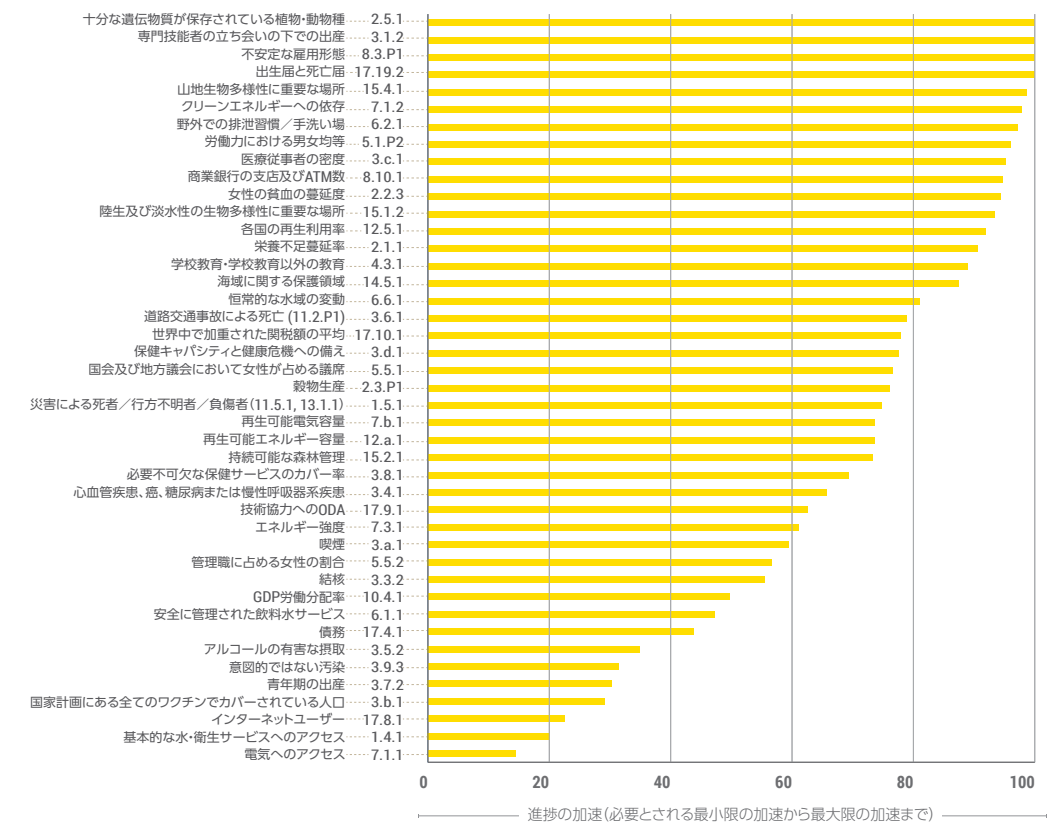
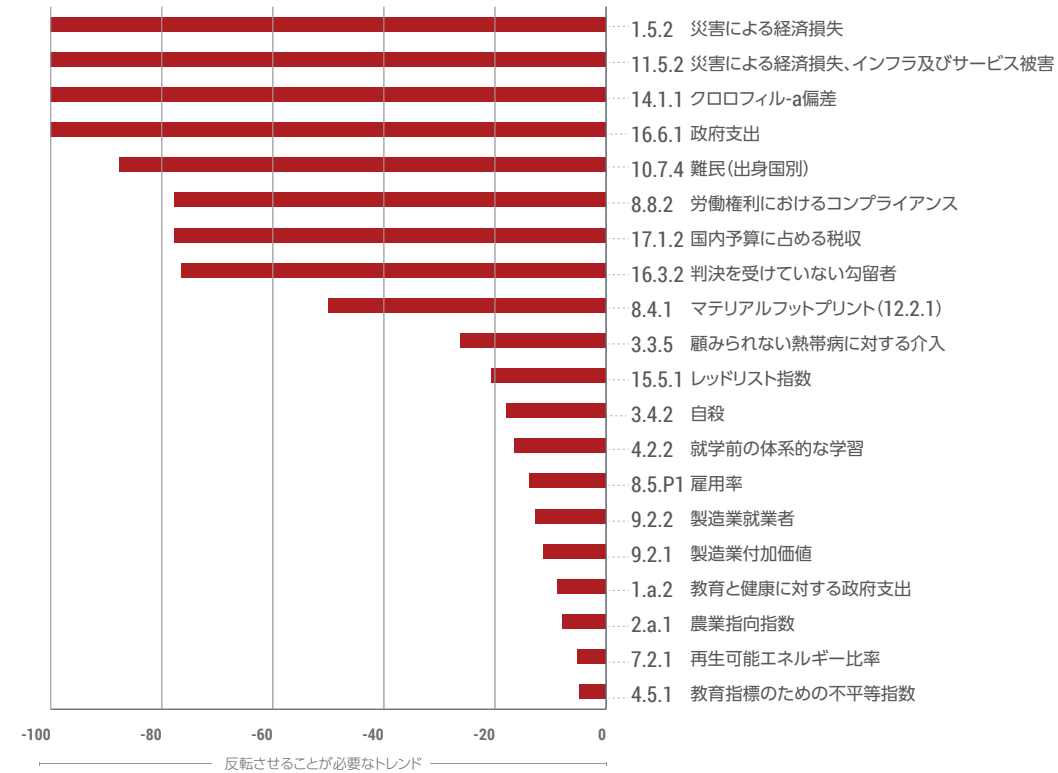
- 17.1 課税及び徴税
- 17.4 債務の持続可能性
- 17.8 情報通信技術に関する能力構築
- 17.9 持続可能な開発目標実施に向けた能力構築
- 17.10 多角的貿易体制(WTO)
- 17.19 統計に関する能力構築
- 17.2 先進国のODAコミットメント
- 17.3 追加的資金源
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進
- 17.6 科学技術に関する国際協力
- 17.7 技術の移転
- 17.11 開発途上国による輸出
- 17.12 無税市場へのアクセス(後発開発途上国)
- 17.13 世界的なマクロ経済の安定
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性
- 17.15 各国の政策空間の尊重
- 17.16 持続可能な開発のためのグローバルパートナーシップ
- 17.17 さまざまなパートナーシップ(官民、市民社会)
- 17.18 各国統計データの利用可能性

- ターゲット達成への進捗が維持されている
- ターゲット達成への進捗を加速する必要がある
- トレンドが反転している
- データ不足

2030年までに予想される進捗のギャップ：太平洋

- 軌道に乗っている指標
- 進捗の加速
- トレンドが反転

- 2.4.P1 農業からの温室効果ガス排出量
- 3.1.1 妊産婦死亡率
- 3.2.1 5歳未満児死亡率
- 3.2.2 新生児死亡率
- 8.1.P1 一人当たりの実質GDP成長率
- 8.2.P1 労働者一人当たりの実質GDP成長率
- 8.4.2 国内物質消費量(12.2.2)
- 9.1.2 旅客と貨物量
- 9.c.1 モバイルネットワークにアクセス可能な人口
- 11.6.P1 PM2.5濃度
- 13.2.2 温室効果ガス排出量
- 15.1.1 森林
- 17.1.1 税収入



## Annex 2

### テクニカルノート

アジア太平洋SDG進捗評価は、2017年7月6日の総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に関して合意されたグローバルな指標の枠組みに基づいている。地域及び準地域の指標の値は、ESCAP統計オンラインデータベース<sup>46</sup>から集められた。定義されたSDG指標に関し十分なデータが入手できない場合、国際的に認められた情報源から追加的な指標を使用している。国の分類及び指標の定義に関する情報は、ESCAPのウェブサイト<sup>47</sup>から入手できる。より大きな国や経済によるバイアスを避けるため、地域レベル及び準地域レベルでは、加重集計ではなく、指標の中央値を使用している。本セクションでは、SDG進捗評価の方法に関する基本的な情報を提供する。より詳細な議論は、アジア太平洋SDGゲートウェイ (<https://data.unescap.org/>)<sup>48</sup>で提供されている。

#### 指標の選択

指標は、次の3つの基準で選択された：

1. 対象とする地域または準地域の50%以上の国について、2つ以上のデータポイントがあること。
2. 透明性のある目標値が設定可能なこと。
3. メタデータが明白かつ十分に説明されていること。

上記基準のいずれも満たさない指標は分析から除外される。

#### 進捗をたどる方法

2つの主要な測定法が地域及び準地域のSDGsの進捗状況を評価するために用いられる：「現在状況指数」と「予想進捗指数」である。この指数は、以下の2つの項目に対応する：

1. 現在状況指数：2000年以降、どの程度の進捗があったか？
2. 予想進捗指数：2030年までにターゲットはどの程度達成される可能性があるのか？

予想進捗指数は、指標の予測値とその目標値との差を測定する。両方の指数は、サブ指標のレベル(系列的なもの、細分化したもの、またはサブコンポーネント)で作成され、必要に応じて指標やターゲット、更には目標の各レベルで集計が可能である。本分析では、現在状況指数は目標レベル(スナップショット)で表示され、予想進捗指数はターゲットや指標レベル(ダッシュボードと進捗のギャップ)で表示される。

各目標に関連するすべての指標についてデータが利用可能である理想的な状況の場合、このような現在状況指数は、17の目標すべてにわたって、等しく強固な尺度を提供できるであろう。しかし、本地域では、定義されたSDG指標の42%未満についてのみデータが利用可能であり、しかも、そのカバーする範囲は、17の目標すべてに均一となっている訳ではない。評価は新しい指標が追加されると影響を受けやすいため、その結果は慎重に解釈される必要がある。指標の数とデータの利用可能性が本報告書の昨年版から大幅に増加したため、本報告書の分析結果は、昨年のもものと比較されるべきではない。

#### 現在状況指数

個々の指標  $I$  に対しSDGターゲットに対応する特定の数値  $TV$  が与えられている場合、本年  $I_{cv}$  及び2000年  $I_0$  の数値が2000年以降の進捗を測るのに用いられ、それは2030年までにそのターゲットを達成するのに必要な進捗と対比して示される。現在状況指数は、次の2つのステップで作成される：

ステップ1: それぞれの指標ごとに、これまでの進捗(図1の青いバー)を計測する方法を作成し、2000~2030年に必要な全体の進捗と比較する。

ステップ2: ステップ1で計算された数値(metrics)は、「達成された進捗の平均値」と「達成に必要な進捗の平均値」を一定の尺度で表したインデックスに統合される。2000年と現在の指標値を  $I_0$  と  $I_{cv}$  で表し、2030年の目標値を  $TV$  で表すものとする。そして、2000年と2030年の指標の数値を0から10の範囲で標準化すると、本年の指標の標準化した値は0から10の範囲で、次のように計算できる：

$$I_{cv}^N = 10 - \frac{|TV - I_{cv}|}{|TV - I_0|} \times 10$$

上記は望ましい方向が明確な場合に当てはまる。

46 <https://dataexplorer.unescap.org/>.

47 <https://data.unescap.org/stories/escap-database>.

48 <https://data.unescap.org/resource-guides/progress-assessment-methodology>.



パリティ指標に関しては、その具体的な数値は以下のよう  
に計算される。

$$I_{cv}^N = \frac{I_{cv} - I_0}{|TV - I_0|} \times D \quad \text{in which}$$

$$D = \begin{cases} 10 & \text{increasing is desirable} \\ -10 & \text{decreasing is desirable} \end{cases}$$

その地域（または準地域）が2000年から前進している場  
合、それぞれの目標の下の指標の標準化された数値の平  
均は0から10の間の数値となる。しかし、地域が後退して  
いる場合、その数値は負となり、その数字は後退の大きさを示す。

現在の数値がすでに目標値に達している、またはそれを超  
えている指標の場合、現在状況指数を計算する必要はない。その場合には、すべて10となる。

### 予想進捗指数

この指数は、予想される進捗と目標とする進捗とを比較す  
る。目標年の指標値を予測し、その予測値を、達成目標値  
を基準として比較することで、これまでの進捗ペースが維持  
されると仮定することにより、目標年の終わり（2030年）  
までに、ターゲットにどれだけ近づくことが必要となるかを  
提示する。これは、ターゲット達成に向けて現段階で予測  
されるギャップを示しているものと理解できる。目標年の  
指標  $I$  の予測値を  $I_t$  で、基準となる年の値を  $I_b$  で表すと、  
進捗ギャップは、基準となる年から後退していない場合は  $P$   
で、そして指標値が基準となる年から後退した場合は  $100 - P$   
で算出できる。望ましい方向がターゲットにより明らかである  
場合、 $P$  の値は次のように定義される：

$$P = \frac{|TV - I_t|}{|TV - I_b|} \times 100$$

パリティ指標の場合、以下の数式が満たされる場合には、  
後退していないと考えられる。

$$|TV - I_t| \leq |TV - I_b|$$

予想進捗指数は、ターゲットの達成が期待できない指標に  
ついてのみ計算できる。予測値がすでにターゲットを達成  
し或いは超過達成している場合、更には2030年までに達  
成すると予想される場合には、指標は自動的に「達成され  
る」と分類され、予想進捗指数は0に設定される。

$P$  の値は、期待される進捗に基づいて、0から100の範囲で  
設定される。現在のレベルから後退が予想される場合、 $P$   
は100より大きくなる。 $P$  の値が100以下の場合には、ター  
ゲットを達成するために更なる努力や進捗の加速が必要と  
解釈される。100より大きい場合には、 $100 - P$  は後退の規  
模を表す。指標は3つの予め定義された達成レベルに分類  
される：

$0 \leq P \leq 10$	(Will meet the target with current rate or minor extra effort)
$10 < P \leq 100$	(Need to accelerate the current rate of progress to achieve the target)
$P > 100$	(Regression or no progress expected)

### 集成

2020年においては、合計134の指標を使用してSDG進捗  
評価のための現在状況指数を計算している。しかし、これ  
らのうち10の指標は2030年の予測に十分なデータが利用  
可能でなく、予想進捗指数の計算には使用されなかった。  
例えば、医療従事者の密度などのように、ひとつの指標に  
複数の構成要素 (variation) がある場合、すべての要素が  
計算に使用される。それぞれの構成要素は、各指標の下で  
加重の合計が1になるように、調整される。最後に、進捗  
インデックスの加重平均が、その指標の進捗指数として算  
出される。

### 細分化された統計

性別や場所、年齢と性別の組合せによる細分化は、24の  
指標について利用可能であった。細分化された統計を考慮  
するに当たって、各指標について脆弱なグループは、対  
応する母集団よりも進捗が遅いものとして識別された。例  
えば、2000年以降、全失業率が3%低下したが、それが男  
性で4%、女性で2.5%であった場合、女性グループは脆弱  
と見なされる。各指標の下では、脆弱なグループの系列や  
他の系列（母集団の系列または他の指標の系列）は、加重  
の合計が全体で1になるように調整されている。脆弱なグ  
ループを考慮することで、各指標の進捗状況は、ひとつ以  
上のサブ人口集団の進捗が遅いと加重によって、パネル  
ティを課されることとなる。

進捗状況をトラッキングする二つの計測法を適用するに当  
たって、最低2%の変化を、指標レベルでの進捗／後退と  
判断する閾値とした。つまり、トラッキング中の全体的な  
変化が2%以上の増減（増減は実際の変化が望ましい方向  
かどうかによる）があった場合にのみ、はじめてそれは変



化と認められた。

### 外挿法

2つの計測法で進捗を算出するには、本年及びこれまでの年における欠損値の推定や代入 (imputation) が必要である。これらの欠損値は、時間に関連させて加重する加重回帰法を使用して推定され、指標値の重要性は、用いられたデータがどれほど最近のものであるかに比例するものと仮定している。

ある地域において指標  $I$  に関し  $n$  個のデータ点が  $T$  年の期間にわたって利用可能であるとする。今、我々は、 $t$  年の指標値を推定するものとする。

$T=t_n-t_1$  において、 $t_n$  と  $t_1$  は、それぞれデータのある最後の年と最初の年である。この二つの時点では、それぞれ指標  $I$  のデータが利用可能である。時間関連の加重は、ターゲット年  $t$  までの時間的距離に比例して、各年の変化率を増大または減少させる乗数として機能する。与えられた国/地域の  $t$  年の指標値を推定する  $i$  番目のデータポイントに対する時間関連の加重は、以下のようになる：

$$w_i = \frac{(t - t_1)}{(t - t_i)} \quad (t_1 < t_i < t_n)$$

この時間関連の加重は、異なる指標に使用される回帰モデルに組み込まれた。(例えば、災害関連の指標やODAその他の財政援助など) 指標が時間に依存しない少数の例外的なケースにおいては、時間関連の加重は使用されなかった。

### 地域ターゲット値の設定

169のSDGターゲットのうち、暗示的であれ明示的であれ、特定のターゲット値 (目標値) があるのは30%のみである。その他のものについては、本報告書では「チャンピオン地区」アプローチを使用してターゲット値を設定した。これは過去に実行可能であることが証明されており、利用可能なデータの使用を最適化するものである。その考え方とは、この地域のトップパフォーマーを特定し、その国々の平均変化率を、地域全体が目指すべき変化率として設定することである。この地域全体のチャンピオンとみなされる仮想地区に属するトップパフォーマーの国を複数想定する。これらの国の平均の変化率が、特定の指標に

対するこの地域の目標変化率と見なされる。つまり、この地域全体が2015年から2030年までの15年間、そのチャンピオン地区と同様に機能することができれば、2030年までの目標値の達成が期待できるのである。続いて、チャンピオン地区の変化率を基準年の地域全体の変化率とすることで、この地域の普遍的な目標値を導き出すことができるのである。ちなみに、本報告書では、地域全体の値は、データが利用可能なすべての国の指標値の中央値として

このチャンピオン地区アプローチは、次の2つのタイプの指標を扱う場合、困難が生じる：

タイプ  $i$ ：国レベルで変化率を推定するためのデータが不十分な指標

タイプ  $ii$ ：ほとんどの国が非常に低いレベルから始まって過去15年間にわたり急速な進捗を遂げた指標に関しては、この間に観測された成長率を合理的に将来に適用することができない。例えば女性が議会の議席を占める割合や、海域における保護区の割合、インターネットを使用している人口の割合などが含まれる。これらの指標の急速な変化は、技術の進歩や未開発資源の利用、またはミレニアム開発目標などの開発アジェンダによってもたらされたパラダイムシフトなどが原因となった可能性がある。

これら2種類の指標については、代替アプローチが取られる。変化率を使用するのではなく、まず、最新の利用可能なデータに基づいて上位5カ国のトップパフォーマーを特定する。そして、チャンピオン地区アプローチによらず、この地域の目標値はそれら5カ国の平均値とする。この場合、変化の方向が増加なのか減少なのかにより、最大の数値か最小の数値を採用する。上位5カ国のトップパフォーマーを特定する際には、偏りを避けるため例外的な国は除外する。

指標の目標値を設定するものとする：

ケース1：2000年以降、さまざまな変化を示す多くの国について、少なくとも2つのデータポイントが利用可能である。この場合、最も高い変化率を持つ5カ国の最初と最新の利用可能なデータを使用して5つの最も高い増減率に関する年間平均変化率を計算する。

変化率  $\gamma$  (ガンマ) は2つのステップで計算される。最初のステップは、最初と最新の指標値に基づいて各国の平均年

間成長率の幾何平均を推定することである。2番目のステップは、上位5カ国の変化率について幾何平均をとることである。多くの場合、ひとつまたは少数の国で例外的な成長が見られる。これらの例外的な国は、上位5カ国の平均に基づくターゲットが他の国々にとって現実的で達成可能でありながら、意欲的な目標とするために、計算から除外される。

ケース2: 国レベルの変化率を推定するためのデータが不十分な指標については、各国の最新のデータを使用して目標値を計算する:

ターゲット値: 望ましい変化が増加または減少のどちらであるかに応じて、それぞれ最大値または最小値を持つ5カ国の指標値の平均とする。但し、ケース1のように例外的な値は除外している。

最後に、指標の目標値は次のように計算される:

$$TV = \begin{cases} tv & \text{Indicators of type (i) and (ii)} \\ \frac{I_{2015}}{(1+r)^{15}} & \text{other indicators} \end{cases}$$

基準年 ( $I_{2015}$ ) の指標値が利用できない場合、上記に説明した通り、適切な外挿法を適用して推定する。

### 証拠強度—目標レベルでの指標の充足性

指標の利用可能性は相当に制限されているので、目標レベルで集計された結果は、グローバルなSDG指標の数値に加え、国際的に認められた情報源からのものも併せたものとなっている。後者は前者に代わるものではないが、そうしなければ分析が不可能であったターゲットを対象に適用した。したがって、目標レベルでの証拠の完全性を地球レベルで評価する際には、それらを考慮する必要がある。証拠としての強度は、次のような比率で定義される:

$$\text{Evidence Strength factor} = \frac{T_{Used} + P_{Used}}{T_{Global} + P_{Used}}$$

ここで、 $T_{Global}$ 、 $T_{Used}$ と $P_{Used}$ は、それぞれ、「グローバルなSDG指標の枠組み」の指標の総数、計算に使用されたグローバルSDG指標の数、及び国際的に広く認識されている情報源に基づく指標の数を表す。

参考のため、以下の表における「シンボル」は、同表のそれぞれの「証拠強度係数」に対応している。

シンボル	証拠強度係数	解釈
	0	指標なし
	0から1/3まで (1/3を含む)	指標不足
	1/3から2/3まで (2/3を含む)	中程度の 利用可能性
	2/3から1まで	高い利用可能性
	1	完全な指標一式

## Annex 3 進捗評価に使用されている 指標一覧

本報告書の分析で使用されたSDG指標一覧（及び各ターゲット値並びにデータの出典）。グローバルSDGデータベースにある指標は出典欄にSDGsと記載し、他のソースからの指標については出典欄に機関名を記載している。

指標の略称	出典	指標	ターゲット (レート)†
<b>目標 1</b>			
国際的な貧困	SDG	1.1.1 一日当たり1.90米ドル未満で生活をしている人口の割合、雇用の% [男女別、年齢別、雇用状態別]	0
各国の貧困	SDG	1.2.1 各国の貧困ライン以下で生活している人口の割合 [都市化]	7
社会保護	SDG	1.3.1 対象となる人口、人口の%	
		- 社会援助プログラム [所得／富の五分位数]	87.2
		- 社会保険プログラム [所得／富の五分位数]	31.3
		- 失業手当	100
		- 年金	100
基本的な水・衛生サービスへのアクセス	SDG	1.4.1 基本的な飲料水と衛生サービスを利用する人口、パーセンテージ [都市化]	100
災害による死者/行方不明者/負傷者	SDG	1.5.1 災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数、人口100,000人当たり	0
災害による経済損失	SDG	1.5.2 災害による直接的経済損失、100万米ドル	0
国家DRR戦略を採択・実行している状況	SDG	1.5.3 仙台防災枠組みに沿った国家DRR戦略を採択・実行している状況、指数	1
地方DRR戦略を採択・実行している地方政府の割合††**	SDG	1.5.4 国家DRR戦略に沿った地方DRR戦略を採択・実行している地方政府の割合、パーセンテージ	100
貧困削減に割り当てられたODA (LDCs)**	SDG	1.a.1 貧困削減に割り当てられたODA (LDCs)、GNIの%	(2)
教育と健康に対する政府支出	SDG	1.a.2 全体の国家財政支出に占める必要不可欠なサービスの割合、国家支出の%	
		- 教育	25.5
		- 健康	23.8
<b>目標 2</b>			
栄養不足蔓延率	SDG	2.1.1 栄養不足蔓延率、人口の%	0
中程度または重度な食料不安の蔓延度	SDG	2.1.2 中程度または重度な食料不安の蔓延度、人口の% [男女別]	6.3

指標の略称	出典	指標	ターゲット (レート)†
発育障害の蔓延度	SDG	2.2.1 中程度または重度の発育障害のある子ども、5歳未満の子どもの%	(0.6)
栄養不良の蔓延度	SDG	2.2.2 栄養不良の蔓延度、5歳未満の子どもの% [中程度または重度の肥満、中程度または重度のやせ]	5
女性の貧血の蔓延度	SDG	2.2.3 女性の貧血の蔓延度、女性の% [妊娠中]	(0.5)
穀物生産	FAO	2.3.P1 穀物生産、ヘクタール当たりkg	5500
農業からの温室効果ガス 排出量	FAO	2.4.P1 農業からの温室効果ガス排出量 農業からのGDP1,000 (2010) 米ドル当たりトン	0.9
十分な遺伝物質が保存されて いる植物・動物種	SDG	2.5.1 十分な遺伝資源が保存されている種、数 - 植物 - 動物、地域総数	(1.5) 101
農業指向指数	SDG	2.a.1 農業指向指数、指数	1
農業部門への公的支援の流れ (LDCs)**	SDG	2.a.2 農業部門への公的支援の流れ (LDCs)、受領別、 2018年100万米ドル	(2)
食料の消費者価格指数 ††	SDG	2.c.1 食料の消費者価格指数	0
<b>目標 3</b>			
妊産婦死亡率	SDG	3.1.1 妊産婦死亡率、出生100,000件当たりの死亡	70
専門技能者の立ち会いの下 での出産	SDG	3.1.2 専門技能者の立ち会いの下での出産、出生の%	100
5歳未満児死亡率	SDG	3.2.1 5歳未満児死亡率、出生1,000件当たりの死亡 [男女別] - 5歳未満 - 幼児	25 14.2
新生児死亡率	SDG	3.2.2 新生児死亡率、出生1,000件当たりの死亡	12
HIV感染	SDG	3.3.1 新規HIV感染、人口100,000人当たり [年齢別、男女別]	0
結核	SDG	3.3.2 結核感染率、人口100,000人当たり	0
マラリア	SDG	3.3.3 マラリア感染率、リスクのある人口1,000人当たり	0
顧みられない熱帯病に対する 介入	SDG	3.3.5 顧みられない熱帯病に対する介入が必要な人々、1,000人	0
心血管疾患、癌、糖尿病 または慢性呼吸器系疾患	SDG	3.4.1 心血管疾患、癌、糖尿病または慢性呼吸器系疾患の死亡率、確率 (%) [男女別]	(0.6)
自殺	SDG	3.4.2 自殺、人口100,000人当たり [男女別]	4.3
アルコールの有害な摂取	SDG	3.5.2 一人当たりのアルコール消費量、年間リットル	2.1
道路交通事故による死亡	SDG	3.6.1 道路交通事故による死亡、人口100,000人当たり	7.8
近代的手法の家族計画**	SDG	3.7.1 近代的手法の家族計画の要望、出産可能年齢にある女性の%	100



指標の略称	出典	指標	ターゲット (レート)†
青年期の出産	SDG	3.7.2 青年期の出生率、女性1,000人当たりの出生(15~19歳)	13
必要不可欠な保健サービスの カバー率	SDG	3.8.1 ユニバーサルヘルスカバレッジ、指数	100
健康関連の家計支出	SDG	3.8.2 家計の支出に占める健康関連支出が大きい人口、人口の% - 10%以上 - 25%以上	5.2 1.1
意図的ではない汚染	SDG	3.9.3 意図的ではない汚染による死亡率、人口100,000人当たり[男女別]	0.3
喫煙	SDG	3.a.1 現在の喫煙率、15歳以上の人口における%[男女別]	14.2
国家計画にあるすべてのワクチンでカバーされている人口	SDG	3.b.1 ワクチン接種が可能な対象人口、人口の%、ジフテリア-破傷風-百日咳(DPT3)に対する3回接種;肺炎球菌結合型3回目のワクチン接種(PCV3);麻疹(MCV2)	100
薬学研究や基礎的保健部門へのODA(LDCs)**	SDG	3.b.2 薬学研究や基礎的保健部門へのODA(LDCs)、全体総支出、受領別、2018年100万米ドル	(2)
医療従事者の密度	SDG	3.c.1 医療従事者の密度、人口10,000人当たり - 歯科医院 - 看護及び助産人員 - 調剤人員 - 医師	8.2 74.8 6.5 23.1
保健キャパシティと健康危機への備え	SDG	3.d.1 国際保健規則(IHR)13コンポーネントの平均、指数--	100
<b>目標 4</b>			
最低限の習熟度 (読解力・算数)	SDG	4.1.1 中学校での最低限の習熟度、パーセンテージ[男女別] - 算数 - 読解力	91.7 89
修了率**	SDG	4.1.2 初等教育、中学校、高等教育の修了率、パーセンテージ[男女別、都市化、所得/富の五分位数]	100
就学前の体系的な学習	SDG	4.2.2 体系的な学習(初等教育入学の1年前)への参加率(調整済)、パーセンテージ[男女別]	100
学校教育・学校教育以外の教育	SDG	4.3.1 職業中等教育校に在籍する15~24歳の割合、パーセンテージ[男女別]	3.2
初等・中等教育を修了した成人	UNESCO	4.4.P1 学歴、パーセンテージ[男女別] - 初等教育及びそれ以上を修了 - 高等教育及びそれ以上を修了	100 91
教育指標のための不平等指数	SDG	4.5.1 ジェンダーパリティ指数、女性/男性比率 - 体系的な学習への参加率(初等教育入学の1年前) - 就学前、初等教育、中学校、高等学校における訓練を受けた教員 - 初等教育、中学校、高等学校の修了率[男女別、都市化、富の五分位数] - 成人の識字率	1
成人識字能力	UNESCO	4.6.P1 成人識字率、15歳以上の人口の%[男女別]	100
基本サービスが利用可能な学校の割合	SDG	4.a.1 初等教育、中学校、高等教育レベルにおいて、電気、教育を目的としたコンピュータ、基本的な飲料水、教育を目的としたインターネット、男女別の基本的なトイレへのアクセスのある学校	100

指標の略称	出典	指標	ターゲット (レート)†
奨学金のためのODA (LDCs)**	SDG	4.b.1 奨学金のためのODAフローの量 (LDCs)、2018年100万米ドル	(2)
組織的な教員研修	SDG	4.c.1 就学前、初等教育、中学校、高等教育における訓練を受けた教員、パーセンテージ [男女別]	100
<b>目標 5</b>			
男女賃金格差	ILO	5.1.P1 男女賃金格差、雇業者、パーセンテージ	0
労働力における男女均等	ILO	5.1.P2 労働力 (25歳以上)、女性/男性比率	1
平均就学年数における 男女比	SDG <sup>5</sup>	5.1.P3 平均就学年数における男女比、人口25歳以上、女性/男性比率	1
若年労働力における男女均等	SDG <sup>5</sup>	5.1.P4 NEET、女性/男性比率	1
国会及び地方議会において 女性が占める議席	SDG	5.5.1 国会において女性が占める議席、議席の%	30.9
管理職に占める女性の割合	SDG	5.5.2 管理職の雇用に占める女性の割合、パーセンテージ	50
<b>目標 6</b>			
安全に管理された 飲料水サービス	SDG	6.1.1 安全に管理された飲料水を使用している人口、人口の%[都市化]	100
野外での排泄習慣/手洗い場	SDG	6.2.1	0
		- 野外での排泄習慣のある人口、人口の%[都市化] - 基本的な手洗い場を利用できる人口、人口の%[都市化]	100
水利用効率	SDG	6.4.1 水利用効率、米ドル/M3	(2.9)
水ストレス	SDG	6.4.2 総淡水採取量、年ごとの総再生可能水の%	24
恒常的な水域の変動	SDG	6.6.1 水域の変動、土地面積の%	1.6
		- 永続的 - 永続的、おそらく永続的	1.4
上下水道関係のODA (LDCs)**	SDG	6.a.1 上下水道関連のODA (LDCs)、2018年100万米ドル	(2)
上下水道管理への参加のため の政策・手続	SDG	6.b.1	10
		- サービス利用者/コミュニティが計画プログラムに参加するための法律 手続または政策がある国: 農村の飲料水供給、10 = 明確に定義されて いる; 5 = 明確に定義されていない; 0 = 該当なし - 農村の飲料水供給の計画プログラムに参加している利用者/コミュニティがある国、 3 = 高; 2 = 中程度; 1 = 低; 0 = 該当なし	3
<b>目標 7</b>			
電気へのアクセス	SDG	7.1.1 電気へのアクセス、人口の%[都市化]	100
クリーンエネルギーへの 依存	SDG	7.1.2 家屋の空気を汚さない燃料や技術に依存している人口、人口の%	100
再生可能エネルギー比率	SDG	7.2.1 再生可能エネルギー比率、総最終エネルギー消費量の%	58.8
エネルギー強度	SDG	7.3.1 エネルギー強度 (2011 PPP)、2011 PPPのGDP単位当たり メガジュール	2

指標の略称	出典	指標	ターゲット (レート)†
グリーン／再生可能エネルギーへの国際支援 (LDCs)**	SDG	7.a.1 グリーン／再生可能エネルギーへの国際支援 (LDCs)、2017年100万米ドル	(2)
再生可能電気容量	SDG	7.b.1 再生可能電気容量、1人当たりキロワット	468
<b>目標 8</b>			
一人当たりの実質GDP成長率 (LDCs)**	SDG	8.1.1 一人当たりのGDP成長率 (2015年米ドル、年間平均、LDCs)、一人当たりの年間変化率 (%)	7
一人当たりの実質GDP成長率	SDG	8.1.P1 一人当たりのGDP成長率 (2015年米ドル、年間平均)、一人当たりの年間変化率 (%)	0
労働者一人当たりの実質GDP成長率 (LDCs)**	SDG	8.2.1 労働者一人当たりのGDP (LDCs)、年間変化率 (%)	5.3
労働者一人当たりの実質GDP成長率	SDG	8.2.P1 労働者一人当たりのGDP、年間変化率 (%)	0
不安定な雇用形態	ILO	8.3.P1 不安定な雇用形態、総雇用に占める% [男女別]	30.8
マテリアルフットプリント	SDG- UNEP	8.4.1 マテリアルフットプリント - 1米ドル (2010) GDP当たりKg - 一人当たりトン	1.3 6.6
国内物質消費量	SDG	8.4.2 国内物質消費量 - 強度、1米ドル (2010) GDP当たりKg - 一人当たりトン	1.1 6.6
失業率	SDG	8.5.2 失業率 (15歳以上)、労働力の% [男女別、年齢別]	2.6
雇用率	ILO	8.5.P1 雇用率、全体、15歳以上人口の% [男女別、年齢別]	62.8
就労、就学及び職業訓練を行っていない若者	SDG	8.6.1 就労、就学及び職業訓練を行っていない (NEET)、15~24歳人口の% [男女別]	13.9
労働災害	SDG	8.8.1 致命的・非致命的な労働災害の発生率、100,000人の労働者における1年当たりの件数	0
労働権利におけるコンプライアンス	SDG	8.8.2 労働権利における国内コンプライアンスのレベル、スコア0 (良い)~10 (悪い)	0
商業銀行の支店及びATM数	SDG	8.10.1 銀行、保険及び金融サービスへのアクセス、成人100,000人当たり - 現金自動預払機 (ATM) の数 - 商業銀行の支店数	200 42
銀行口座を持つ成人	SDG	8.10.2 銀行口座を持つ成人 (15歳以上)、人口の% [男女別]	100
貿易のための援助 (LDCs)**	SDG	8.a.1 貿易のための公的援助フローの合計、受領別 (LDCs)、2018年100万米ドル	(2)
<b>目標 9</b>			
旅客と貨物量	SDG-WB	9.1.2 旅客と貨物量 - 航空旅客貨物、100万キロトン - コンテナ港、海運、100万TEU	(1.5) (2.2)
製造業付加価値	SDG	9.2.1 活動ごとのGDP: 製造業、 - GDPの% - 1人当たり2015年米ドル	14.1 820

指標の略称	出典	指標	ターゲット (レート)†
製造業就業者	SDG	9.2.2 製造業就業者、全労働者の%	20.9
ローンまたは 与信枠が設定された 小規模製造業††**	SDG	9.3.2 ローンまたは与信枠が設定された小規模製造業の割合、 パーセンテージ	38.3
製造付加価値の単位当たりの CO <sub>2</sub> 排出量	SDG	9.4.1 製造付加価値の単位当たりの二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> ) 排出量、 1米ドル (2010)GDP当たりKg	0.3
研究開発への支出	SDG	9.5.1 GDPに占める研究開発への支出、GDPの%	0.8
研究者数	SDG	9.5.2 研究者 (フルタイム相当)、100万人当たり	3000
インフラへの公的支援の総額 (LDCs)**	SDG	9.a.1 インフラへの公的支援の総額、受領別 (LDCs)、2018年100万米ドル	(2)
中位・先端テクノロジー 産業の付加価値	SDG	9.b.1 中位・先端テクノロジー産業の付加価値、全付加価値の%	30
モバイルネットワークに アクセス可能な人口	SDG	9.c.1 少なくとも2G、3G及び4Gのモバイルネットワークにアクセス可能な人口、 人口の%	100
<b>目標 10</b>			
中位所得の半分未満で 生活する人口	SDG	10.2.1 中位所得の半分未満で生活する人口、人口の%	4.4
GDP労働分配率	SDG-ILO	10.4.1 GDP労働分配率、GDPの%	55.2
ジニ係数	SDG-WB	10.4.2 ジニ係数、所得平等係数	29.5
移住の際の死亡・行方不明数	SDG	10.7.3 移住の際の死亡・行方不明数、人数	0
難民 (出身国別)	SDG	10.7.4 難民人口、出身国別、人口10万人当たり	0
輸入品に適用されるゼロ関税 の関税分類品目 (LDCs)**	SDG	10.a.1 輸入品に適用されるゼロ関税の関税分類品目、全品目 (LDCs)、 パーセンテージ	77.3
開発のためのリソースフローの 総額 (LDCs、DAC)**	SDG, UNCTAD	10.b.1 - 開発のための援助総額、受領別 (LDCs)、ドナー別 (DAC)、100万米ドル - 海外直接投資の流入 (LDCs)、GDPの%	(2) (1.5)
送金コスト**	SDG	10.c.1 総送金額の割合に占める送金コスト、パーセンテージ	3
<b>目標 11</b>			
都市スラムの人口**	SDG	11.1.1 都市スラムの人口、都市人口の%	17.8
道路交通事故による死亡	SDG\$	11.2.P1 道路交通事故による死亡、人口100,000人当たり	7.8
災害による死者/ 行方不明者/負傷者	SDG	11.5.1 災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数	0
災害による経済損失、 インフラ及びサービス被害	SDG	11.5.2 災害に起因する直接的経済損失、100万米ドル、及び重要なインフラへの被害 と基本サービスの途絶、件数	0
PM2.5濃度	WB	11.6.P1 PM2.5の年平均濃度、1立方メートル当たりマイクログラム WHO Interim Target-2ガイドライン (1立方センチメートル当たり25マイクログラム) を超えるレベルでPM2.5大気汚染に曝された人口、人口の%	12 44.6



指標の略称	出典	指標	ターゲット (レート)†
国家DRR戦略を採択・実行している状況	SDG	11.b.1 仙台防災枠組みに沿った国家DRR戦略を採択・実行している状況、指数	1
地方DRR戦略を採択・実行している地方政府の割合††**	SDG	11.b.2 国家DRR戦略に沿った地方DRR戦略を採択・実行している地方政府の割合、パーセンテージ	100
<b>目標 12</b>			
マテリアルフットプリント	SDG- UNEP	12.2.1 マテリアルフットプリント - 1米ドル(2010)GDP当たりKg - 一人当たりトン	1.3 6.6
国内物質消費量	SDG	12.2.2 国内物質消費量 - 強度、1米ドル(2010)GDP当たりKg - 一人当たりトン	1.1 6.6
有害廃棄物に関する協定のコンプライアンス††	SDG	12.4.1 有害廃棄物に関する協定のコンプライアンス、バーゼル/モントリオール/ストックホルム/ロッテルダム条約の平均、パーセンテージ	100
有害廃棄物の発生量/処理量**	SDG	12.4.2 有害廃棄物の発生量、一人当たりKg	27
各国の再生利用率	SDG	12.5.1 電子廃棄物再生利用、一人当たりKg	20.6
再生可能エネルギー容量	SDG- IRENA	12.a.1 再生可能電気容量、一人当たりキロワット	468.4
観光の影響をモニターする標準アカウンティングツール	SDG	12.b.1 観光の経済的・環境的影響をモニターする標準アカウンティングツールの実施、数 - ツーリズムサテライトアカウント表 - SEEA表	7 4
化石燃料補助金**	SDG	12.c.P1 税引き前化石燃料補助金(消費と生産)、GDPの%	0
<b>目標 13</b>			
災害による死者/行方不明者/負傷者	SDG	13.1.1 災害による死者数/行方不明者数/直接的負傷者数	0
国家DRR戦略を採択・実行している状況	SDG	13.1.2 仙台防災枠組みに沿った国家DRR戦略を採択・実行している状況、指数	1
地方DRR戦略を採択・実行している地方政府の割合††**	SDG	13.1.3 国家DRR戦略に沿った地方DRR戦略を採択・実行している地方政府の割合、パーセンテージ	100
温室効果ガス排出量	SDG- UNFCCC	13.2.2 温室効果ガス排出量合計 - 年毎のパーセンテージ変化、3年間の平均動向 - CO <sub>2</sub> e100万トン	-1.3 (1)
<b>目標 14</b>			
クロロフィル-a偏差	SDG	14.1.1 クロロフィル-a偏差、リモートセンシング、パーセンテージ	0
海域に関する保護領域	SDG	14.5.1 保護領域でカバーされた主要な海洋生態系領域の割合、パーセンテージ	75
持続可能な漁業**	SDG	14.7.1 GDPに占める持続可能な漁業の割合、GDPの%	(1.5)
<b>目標 15</b>			
森林	SDG	15.1.1 森林、土地面積の%	45.5

指標の略称	出典	指標	ターゲット (レート)†
陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所	SDG	15.1.2 保護区でカバーされている重要な場所、パーセンテージ - 淡水性生物多様性対象 - 陸生生物多様性対象	43.6 91.4
持続可能な森林管理	SDG	15.2.1 持続可能な森林管理に向けた進捗 - 森林地域純変化率、パーセンテージ - 長期管理計画のある森林地域、パーセンテージ - 法的に確立された保護区のある森林地域、パーセンテージ - 森林の地上バイオマス、1ヘクタール当たりトン	0.7 58.9 19.8 127.3
山地生物多様性に重要な場所	SDG	15.4.1 山地生物多様性に重要な場所、パーセンテージ	93.3
レッドリスト指数	SDG	15.5.1 レッドリスト指数総計、指数	1
遺伝資源からの利益の公正かつ衡平な分配を確保する枠組み††	SDG	15.6.1 遺伝資源からの利益の公正かつ衡平な分配を確保する枠組み、はい(1)/いいえ(0)、国・領土の数 - 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(PGRFA)、締約国 - 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約のコンプライアンスに関するオンライン報告システムを通じて報告された立法上・行政上・政策上枠組み - 侵略的外来種の侵入防止・管理に関する法律・規制・法令	58 58 58
生物多様性に係わるODA (LDCs、DAC)**	SDG	15.a.1 生物多様性に係わるODAの合計、受領別(LDCs)、ドナー別(DAC)、2018年100万米ドル	(2)
生物多様性に係わるODA (LDCs、DAC)**	SDG	15.b.1 生物多様性に係わるODAの合計、受領別(LDCs)、ドナー別(DAC)、2018年100万米ドル	(2)
<b>目標 16</b>			
意図的な殺人	SDG	16.1.1 意図的な殺人の犠牲者、数[男女別]	(0.6)
人身取引の犠牲者	SDG	16.2.2 人身取引の犠牲者	0
判決を受けていない勾留者	SDG	16.3.2 判決を受けていない勾留者(公判前)、数	0
賄賂††**	SDG	16.5.2 賄賂発生(賄賂を要求された企業)、パーセンテージ	3.7
政府支出	SDG	16.6.1 当初承認された予算に占める第一次政府支出、パーセンテージ	100
国内人権機関††**	SDG	16.a.1 国内人権機関のパリ原則への準拠を示すスコア(0:準拠; 1:完全に準拠せず; 2:準拠せず; 3:認定へのアプリケーションなし)	0
国内避難民††**	UNHCR	16.b.P1 国内避難民、1,000人	0
<b>目標 17</b>			
税収入	SDG	17.1.1 政府収入(中央政府)、GDPの%	42.1
国内予算に占める税収	SDG	17.1.2 国内予算に占める税収、GDPの%	71.3
OECD-DACからのODA††**	SDG	17.2.1 OECD-DACからのODA、GNIの% - LDCs - すべての国々	0.2 0.7
海外直接投資の流入(LDCs)**	UNCTAD	17.3.1 海外直接投資の流入(LDCs)、GDPの%	(1.5)

指標の略称	出典	指標	ターゲット (レート)†
個人送金額 (LDCs)**	SDG	17.3.2 個人送金受領額 (LDCs)、GDPの%	6.5
債務	SDG	17.4.1 債務、財やサービス、第一次所得の輸出に占める負債の%	0.8
固定インターネット ブロードバンド契約者数	SDG	17.6.2 毎秒10Mbit相当またはそれ以上の速度の固定ブロードバンド契約数、 人口100人当たり	100
インターネットユーザー	SDG	17.8.1 インターネットユーザー、人口の%	100
技術協力へのODA	SDG	17.9.1 技術協力へのODA (総支出)、2018年100万米ドル	(2)
世界中で加重された 関税率の平均	SDG	17.10.1 最恵国待遇及び特惠関税を受けているLDCsに対する関税率、 全品目、パーセンテージ	0
商業サービスの輸出 (LDCs)**	SDG- WTO	17.11.1 商業サービス及び商品の輸出 (LDCs)、世界のサービス輸出の%	(2)
先進国による関税の平均 (LDCs)**	SDG	17.12.1 最恵国待遇及び特惠関税を受けているLDCsに対する 先進国による平均関税率、全品目、パーセンテージ	0
出生届と死亡届	SDG	17.19.2 出生届が少なくとも90%登録/死亡届が少なくとも75%登録、国・領土の数	58

† 括弧内のレートは2015年の指標値の乗数として、ターゲット値を算出するために適用されている。

§ 指標はグローバルSDGデータベースを出典としているが、補足として異なるSDGターゲット下でも使用されている。

\*\* データ不足のため、準地域の進捗評価に使用されていない指標。

†† データ不足のため、予測進捗指数 (ダッシュボード) に使用されていない指標。

## Annex 4

### アジア太平洋地域及び準地域の国

以下の表は、本分析で使用されたESCAP加盟国と準加盟メンバーの地域別・準地域別区分を示している。

#### 地域：アジア太平洋

アフガニスタン、米領サモア\*、アルメニア\*、オーストラリア、アゼルバイジャン\*、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、中国、クック諸島、北朝鮮、フィジー、仏領ポリネシア\*、ジョージア\*、グアム\*、香港（中国）、インド、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、キリバス、キルギスタン、ラオス、マカオ（中国）、マレーシア、モルディブ、マーシャル諸島、ミクロネシア、モンゴル、ミャンマー、ナウル、ネパール、ニューカレドニア\*、ニュージーランド、ニウエ、北マリアナ諸島\*、パキスタン、パラオ、パプアニューギニア、フィリピン、韓国、ロシア\*、サモア、シンガポール、ソロモン諸島、スリランカ、タジキスタン\*、タイ、東ティモール、トンガ、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウズベキスタン、バヌアツ、ベトナム

#### 準地域：北東アジア（ENEА）

中国、北朝鮮、香港（中国）、日本、マカオ（中国）、モンゴル、韓国

#### 準地域：中央アジア（NCA）

アルメニア\*、アゼルバイジャン\*、ジョージア\*、カザフスタン、キルギスタン、ロシア\*、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン

#### 準地域：太平洋（PACIFIC）

米領サモア\*、オーストラリア、クック諸島、フィジー、仏領ポリネシア\*、グアム\*、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア、ナウル、ニューカレドニア\*、ニュージーランド、ニウエ、北マリアナ諸島\*、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ

#### 準地域：東南アジア（SEA）

ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、東ティモール、ベトナム

#### 準地域：南西アジア（SSWA）

アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、インド、イラン、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ、トルコ\*

注：\*が記された国/経済は、3.2.2で示されたユネスコの分析における地域及び準地域の区分から除外されている。また、トケラウはESCAP加盟国ではないが、ユネスコの区分ではアジア太平洋地域及び太平洋準地域に含まれている。



## Annex 5 Part IIIのUNFPA及び UNICEF分析に関する注釈

### 図3.1について

以下の国のデータが分析に含まれている：アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、ミャンマー、ネパール、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、ソロモン諸島、東ティモール。

数値は、国連関係機関による2017年からの妊産婦死亡率推計による。www.unfpa.org/featuredpublication/trends-maternal-mortality-2000-2017より入手可能。

性と生殖に関する必要不可欠な保健サービス適用範囲（専門技能者の立ち会いの下での出産、保健施設での出産、避妊へのアクセス）のシナリオは、Avenir Healthにより開発されたLives Saved Tool (LiST) 及びFam Plan Tools of the Spectrumソフトウェアを使用してモデル化された。シナリオは以下の通り：

1. フルカバレッジシナリオ：SDGs及びUNFPA Transformative Results（家族計画サービスへのアクセスが満たされない状況をゼロにする）に沿って、適用範囲の割合がパンデミック以前と同様に継続して徐々に上昇し、2030年までに100%適用が達成されるシナリオ
2. COVID-19最善のシナリオ：適用範囲の割合が2020年に20%低下するシナリオ
3. COVID-19最悪のシナリオ：適用範囲の割合が2020年に50%低下するシナリオ

### 図3.2について

以下の国のデータが分析に含まれている：アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、ミャンマー、ネパール、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、ソロモン諸島、東ティモール。

数値は、国連関係機関による2017年からの妊産婦死亡率推計による。www.unfpa.org/featuredpublication/trends-maternal-mortality-2000-2017より入手可能。

性と生殖に関する必要不可欠な保健サービス適用範囲（専門技能者の立ち会いの下での出産、保健施設での出

産、避妊へのアクセス）のシナリオは、Avenir Healthにより開発されたLives Saved Tool (LiST) 及びFam Plan Tools of the Spectrumソフトウェアを使用してモデル化された。シナリオは以下の通り：

1. フルカバレッジシナリオ：SDGs及びUNFPA Transformative Results（予防可能な妊産婦死亡をゼロにする）に沿って、適用範囲の割合がパンデミック以前と同様に継続して徐々に上昇し、2030年までに100%適用が達成されるシナリオ
2. COVID-19最善のシナリオ：適用範囲の割合が2020年に20%低下するシナリオ
3. COVID-19最悪のシナリオ：適用範囲の割合が2020年に50%低下するシナリオ

### 図3.3について

以下の国／地域のデータが分析に含まれている：アフガニスタン、アルメニア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ブータン、カンボジア、北朝鮮、ジョージア、インド、インドネシア、カザフスタン、キルギスタン、ラオス、モルディブ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、サモア、ソロモン諸島、スリランカ、タジキスタン、タイ、東ティモール、トンガ、トルコ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、バヌアツ、ベトナム

妊産婦と5歳未満児の追加死亡数の推計は、パンデミックが供給サイドと需要サイドに及ぼす影響を想定し、3カ月、6カ月、12カ月という異なる期間で、妊産婦・子どもへの必要不可欠な健康支援の適用範囲が9.8～51.9%低下し、消耗性疾患の蔓延度が10～50%上昇するとした3つのシナリオに基づき作成された。

### UNICEFとセーブ・ザ・チルドレンによる子どもの貧困に関するセクション3.2.1について

以下の国／地域のデータが分析に含まれている：アフガニスタン、アルメニア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、中国、北朝鮮、フィジー、ジョージア、インド、インドネシア、イラン、カザフスタン、キリバス、キルギスタン、ラオス、マレーシア、モルディブ、マーシャル諸島、ミクロネシア、モンゴル、ミャンマー、ナウル、ネパール、パキスタン、パラオ、パプアニューギニア、フィリピン、韓国、ロシア、サモア、シンガポール、ソロモン諸島、スリランカ、タジキスタン、タイ、東ティモール、トンガ、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウズベキスタン、バヌアツ、ベトナム



国連の出版物は世界中の書店ならびに代理店から入手可能です。

近隣の書店・代理店に連絡頂くか、もしくは下記のいずれかにコンタクト下さい。

**Customers in: America, Asia and  
the Pacific**

Email: [order@un.org](mailto:order@un.org)

Web: [un.org/publications](http://un.org/publications)

Tel: +1 703 661 1571

Fax: +1 703 996 1010

Mail Orders to:

United Nations Publications

P.O. Box 960

Herndon, Virginia 20172

United States of America

**Customers in: Europe, Africa and  
the Middle East**

United Nations Publication

c/o Eurospan Group

Email: [info@eurospangroup.com](mailto:info@eurospangroup.com)

Web: [un.org/publications](http://un.org/publications)

Tel: +44 (0) 1767 604972

Fax: +44 (0) 1767 601640

Mail Orders to:

United Nations Publications

Pegasus Drive, Stratton Business Park

Biggleswade, Bedfordshire SG18 8TQ

United Kingdom

---

United Nations Publication  
Sales no.: E.21.II.F.4  
Copyright © 2021 United Nations  
All rights reserved

ISBN: 978-92-1-120822-1  
eISBN: 978-92-1-604033-8  
ST/ESCAP/2935

United Nations  
Economic and Social Commission for  
Asia and the Pacific  
Statistics Division  
United Nations Building  
Rajadamnern Nok Avenue  
Bangkok 10200, Thailand  
Fax: 66 2 288-1082

---

Email: [stat.unescap@un.org](mailto:stat.unescap@un.org)  
[escap-publicationsoffice@un.org](mailto:escap-publicationsoffice@un.org)  
Website: [www.unescap.org](http://www.unescap.org)

本報告書は、アジア太平洋地域ならびに5つの準地域における持続可能な開発目標（SDGs）に向けた進捗及びデータの利用可能性を分析し、2030年までのSDGs達成にあたり克服すべきギャップを評価している。本評価は、ターゲットに向けた地域の行動を軌道に乗せ続け、その中で生じる課題へ対処することを目的としている。アジア太平洋地域において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の優先順位付け、計画、実施及びフォローアップに関わるすべてのステークホルダーにとって有益な一冊である。



9 789211 208221